

# 江戸時代の東大和市 (1)

上北台公民館 2009 年歴史講座

## I いきなり家康の家臣がやってきた

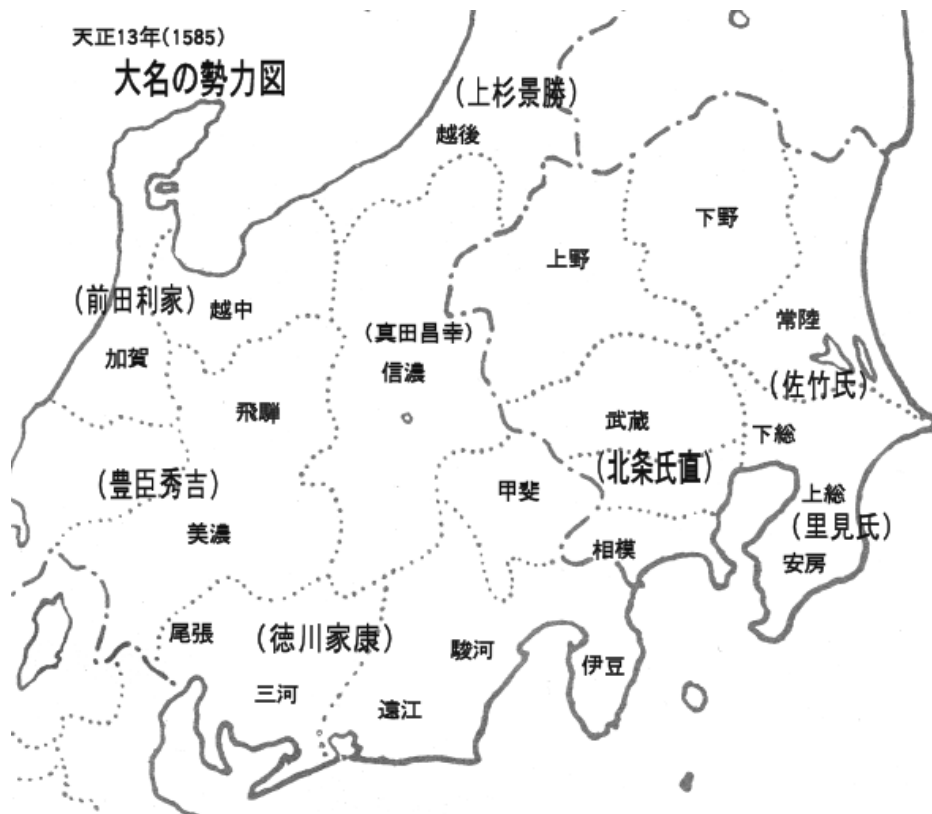
——最初の地頭はどんな人・・・？——

天正 18 年 (1590)、豊臣秀吉の小田原城攻撃により、戦国大名の後北条氏は滅びます。東大和市の周辺では、6 月 23 日、八王子城が前田利家、上杉景勝の攻撃により落城し、家臣達はそれぞれの地域に帰り、農業に就くなどして、激動の時を迎えました。

秀吉は後北条氏の支配していた関東一円を徳川家康に与え、国替えを命じます。家康は驚くほど迅速に新たな地への支配を開始し、東大和市域には、翌天正 19 年 (1591) 5 月に直属の家臣を配属してきました。

### 1 戦国大名後北条氏の支配地だった (八王子城主・北条氏照の支配領域)

江戸時代の東大和を理解する上で、戦国時代の状況が重要な要素になります。中世から戦国時代にかけて、その地方の政治経済状況、地域領主、村の構造などが明確になっていると、江戸時代の地域史がよりきめ細かく浮かんできます。東大和市域には、宅部美作 (みまさく) 入道、宅部下総入道、源朝臣憲光など数人の候補者が居ますが、詳細が不明です。やむなく、広域の領主から紹介します。



1580 年代、関東は武蔵、相模、伊豆と併せ、「北条氏直」(北条氏の 5 代目)の支配下にありました。

北条氏直は伊勢宗瑞（早雲）を先祖とし、伊豆から勢力を拡大して、「小田原城」に本拠を置きました。相模、武蔵を制覇し、甲斐、信濃、常陸、上野、下野方面へと勢力の伸張を図る新しい戦国大名でした。鎌倉時代の北条氏と同じ苗字なので、区別するため、後北条氏、小田原北条氏と呼びます。

後北条氏は、当時の戦国大名の多くがしたように、上杉謙信と同盟し、それを解消し、上杉氏と敵対する武田信玄と同盟を結ぶなど激しい動きを重ねます。その過程で、織田信長とよしみを通じ、徳川家康と婚姻関係を持つなどして、四代を通じて勢力を拡大し、関東を支配していました。

やがて、豊臣秀吉が天下を統一しますが、後北条氏は秀吉傘下に加わらず、独自路線をとって対立します。図中央に東大和市があり、▲印の北条氏綱の時代から後北条氏の領国に属していました。



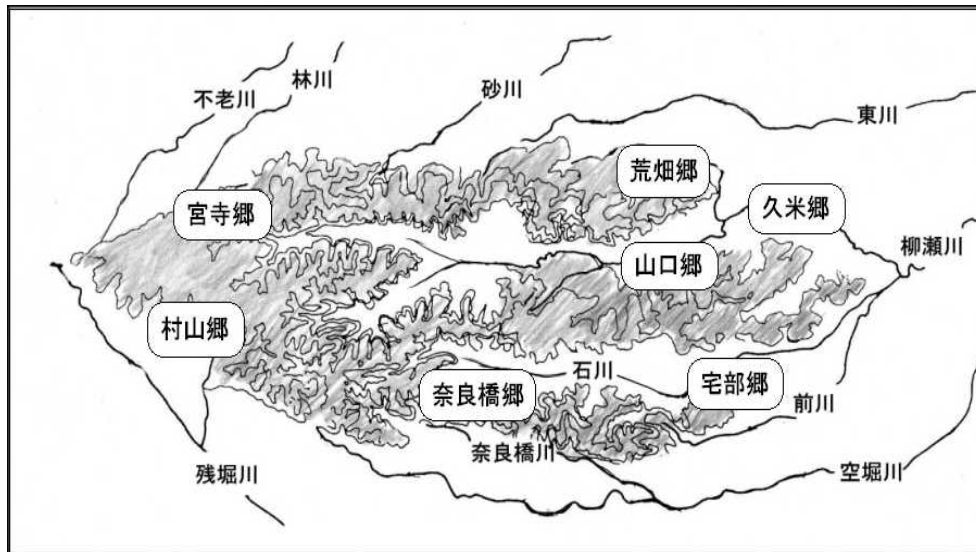
### (1) 北条氏照が東大和市域の大領主

後北条氏は初代の伊勢宗瑞（早雲）―氏綱（北条に改姓）―氏康―氏政―氏直と続きます。東大和市周辺では、1560年代に、北条氏康の3男で、北条氏政の弟に当たる氏照が八王子城の主でした。その支配地は次ページのように八王子城、滝山城を根拠として、三田氏から奪った奥多摩地方から荒川周辺までに及んでいました。

図で明らかのように、「村山」の地に東大和市域が含まれています。北条氏照の時代の狭山丘陵周辺の状況は複雑です。中世において、東大和市域と狭山丘陵の峰を境にして北野方面に勢力を広げ、頼朝に従い、武蔵七党・村山党の直系を誇っていた山口氏がこの時代にその勢力を弱め、三ヶ島地方に勢力を張っていた宮寺氏は氏照に従い、所領の一部は氏照の直轄領になっています。

## (2) 東大和市周辺は大石氏が治めていた？(所領役帳)

東大和の江戸時代を理解するために、少し時代を遡らせて中世の状況を紹介します。1400年代の状況ですが、狭山丘陵周辺は下図のような区域に分かれ、それぞれ指導者が治めていました。



奈良橋郷と宅部郷以外は例えば山口郷=山口氏のように郷名が地域領主の名を表す関係にありました。奈良橋郷と宅部郷は地域豪族の名が不明です。

- ・奈良橋郷は、現在の芋窪から高木に至る地域で豊鹿島神社の棟札に「源朝臣憲光」の名があります。
- ・源朝臣憲光がどのような人であったのか不明です。
- ・宅部郷は村山貯水池に沈んだ区域から東村山駅近くまで達する細長い区域です。

東大和市域には「宅部美作入道」が、氷川神社、三光院の創建に関わっています。

宅部美作入道は、正平 23 = 応安元年(1368)に立川普済寺が発行したお経の助縁者に名前が記されています

狭山丘陵の南麓、現在の清水一丁目に「五十嵐氏」が中世からの伝承を伝えます。

- ・応永 24 年(1417)、「宅部下総入道」が時の関東管領から立河氏の土地・家屋の引き継ぎに立ち会うように命じられています。

このように、かすかに動静は伝えられるものの特定の統治者の名や事績が確定していません。そこで、周辺の状況を紹介します。

1559 (永禄 2) 年 2 月 12 日、北条氏康が支配下にある武士達の所領を『小田原衆所領役帳』(別名「北条氏所領役帳」)にまとめました。約 560 人の家臣・関係者等が書き出されています。この中で、狭山丘陵周辺の多摩・入間には

青梅市域の「三田氏」

所沢市域の「山口氏」

が他国衆として名があがっています。他国衆はある程度独立性をもった外様の領主と解されています。つまり、狭山丘陵周辺で、山口氏と三田氏の領する区域は後北条氏の本領域である、伊豆・相模・武蔵南東部(江戸城周辺地域)に比較して、完全に後北条氏の領国ではなく、地域豪族が存在している状況を示します。

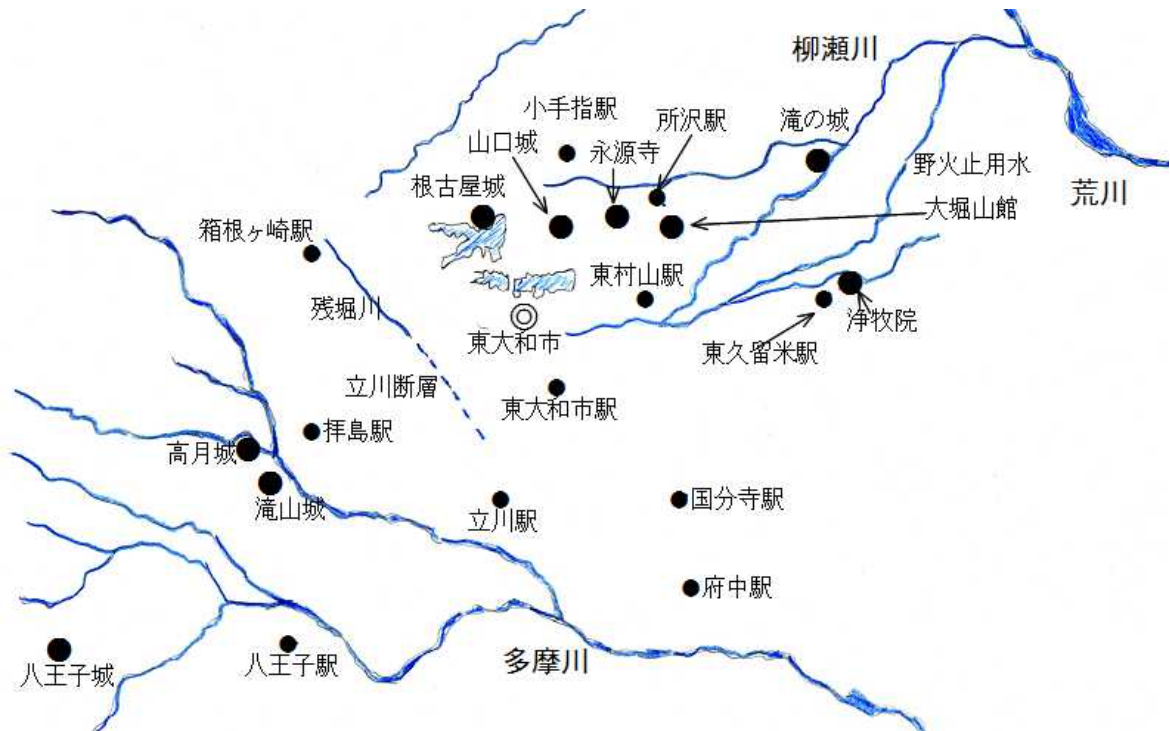
山口氏は、かつて頼朝時代には周辺一円に勢力を張っていました。しかし、「北条氏所領役帳」には

岩付城主太田資正家臣

40 貫文 山口の内 大かね 山口平六  
藤沢分  
小野分

となっています。岩付城主に所属する地域領主で、大かね＝大鐘、藤沢＝入間市藤沢、小野（北野）を限定的に支配しています。

問題は東大和市域を治める人の名ですが、「北条氏所領役帳」には出てきません。そのために、氏照の直轄地であったかその部下の大石氏が治めていたと考えられます。



上図の永源寺（所沢市、応永年間・1400 年頃、大石遠江守信重が建立）、浄牧院（東久留米市、文安元年・1444、大石駿河の守？が開基）はいずれも大石氏が開基となっており、滝の城も大石氏が築城したとされます。

ここから、後北条氏が武蔵へ進出する以前には、東大和市域周辺は、山口氏の領地を除いて、滝山城に本拠を置いた大石氏の支配下にあったと考えられます。

### （3）大石氏の基盤は北条氏照の直轄地になった

天文 15 年(1546)、武蔵へ進出する後北条氏に対して、大石氏は抗争を避け、北条一族の氏照を養子として迎えて領国を保全しました。そのため、氏照の時代には、大石氏の支配下の領域は氏照の直轄地になったのではないかと考えられています。

ただし、1559（永禄 2）年に定められた『小田原衆所領役帳』には、他国衆として「平沢之内 金剛寺分 大石信濃守」があります。これからすると、全てが氏照の直轄地ではなく、大石氏の一族は、後北条氏の緩やかな支配下にあったと考えられます。残念なことに、この状況が八王子城落城の頃に、どのようになっていたかは不明です。

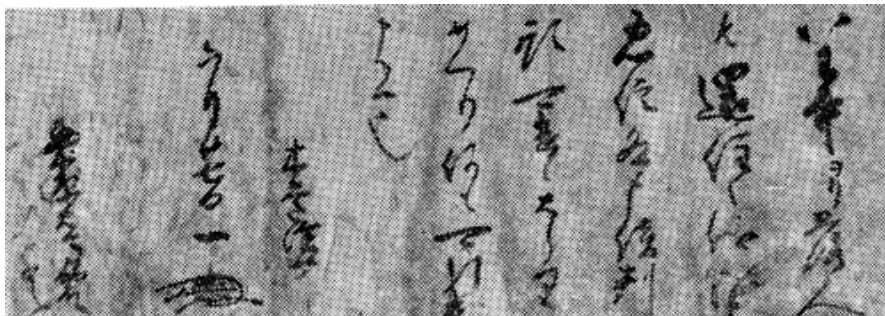
## 2 後北条氏は秀吉に敗れ、家康が関東に配置換え

天正 10 (1582) 年 6 月 2 日、本能寺の変により、織田信長が没すると、その跡を豊臣秀吉が握り、全国統一を目指します。後北条氏はそれに対抗します。家康は北条氏直が娘と結婚していたこともあり、秀吉に従うように説得します。氏直は迷ったようですが、氏政、氏照が主戦論を唱え、家康の説得には応じません。

天正 18 (1590) 年、秀吉は後北条氏への総攻撃をかけます。東大和市周辺では、6 月 23 日、前田利家と上杉景勝の攻撃により八王子城は落城しました。城主氏照は小田原城に詰めて不在でした。天正 10 (1582) 年 7 月 5 日、家康の斡旋があり、北条氏直は降伏して小田原城を開城します。後北条氏は滅び、後北条氏の支配していた地域は徳川家康に与えられました。

### (1) 武士の帰農

八王子城に詰めていた後北条氏の家臣は落城と共に地元に戻ってきました。前田利家、上杉景勝など豊臣占領軍にとっては、戦後の余火がくすぶる地域での旧体制による騒動、反乱の防止、安定を基本としました。埼玉県入間市二本木の栗原家に、次の文書が残されています。



所沢市史上 p 417

『八王寺より落人共、還<sup>げんじゅう</sup>住の儀、忠信に依って、各々申し談じ、判形遣わすべく候。  
はしりめぐり、いずれも引き出し申すべきものなり。

(天正十八年)

六月二十七日

木村常陸介

一(花押)

栗原右馬助殿  
進之候』

- ・「還住」＝八王子城に籠城していた将兵が落人として、自分の村に帰って来て、生活を営む
- ・「忠信」＝まこと 忠は心の面 信は言葉の面
- ・「判形」＝判断 見分ける

八王子城に詰めていた後北条氏の家臣は、専任武士もいましたが、多くが、日常は農業などに従事して、いざという場合戦場に赴く、半農の武士でした。地域において耕地の開発と農業生産の中心的役割を果たしていました。落人ではあっても、事によっては地域で反撃に転ずる可能性を十分に持っていました。占領軍の前田利家、上杉景勝は、有力農民の帰農によって、戦乱で荒廃した農村を再興させ、農業経営を安定させることが得策として、討伐より還住を選んだものと思われます。

そこで、還住の基準として、落人が信用できる人物かどうかを「忠信」によって判断し、許可すると通達した文書です。

このことは家康も同じで、後に関東を領有することになった家康は多くの後北条氏家臣を召し抱えています。還住して百姓身分として地域に定着した者は、居村の上層農民として位置づけられ、やがて名主や草分け百姓と呼ばれて地域の指導者の立場に立ちました。武蔵村山、東大和市域での草分け的な方々はよく武田氏を語られます。

## （２）徳川家康の江戸入府と多摩

### ①国替え

天正１８年（１５９０）、小田原合戦が終結すると秀吉は奥州討伐に向かいます。その最中に家康は江戸に移り、（通常は８月１日とされるが、７月２３日説もあり）、７月２８日には宇都宮で秀吉と面会したとされます。

これまでの駿河・遠江・三河・甲斐・信濃の５か国、計１５０万石から、後北条氏の支配地であった、伊豆・相模・武蔵・上総・下総・上野と下野の一部の７か国、計２４０万石の関東への国代わりです。

「関東移封」「関東入国」「江戸打入り」など様々に呼ばれるように、秀吉の家康排除説、家康の積極的関東進出策説など、分かります。元文５年（１７４０）成立とされる『武徳編年集成』（家康の伝記）は、次のように書いています。

『天正十八年四月九日……（中略）……秀吉 是二（石垣山）本営ヲ移シ、神君ヲ抱キ 小田原城ヲ指サレ、北条既二我が脚下ニアリ、亡ン事日ヲ歴ベカラズ、彼領スル所ノ関八州ヲ以テ貴客ヲ封ズベキ旨宣フ、神君厚ク謝詞ヲ述玉フ』

『徳川実紀』では

『小田原落城の前にさまぎまの雑説ありて、北条がほろびし後は、当家の旧地を転じて、奥の五十四郡にうつしかへらるるなどいふ説もあり、井伊、本多の人々、もしさる事もあらば、僻遠の地にかがまりて、重ねて兵威を天下にふるふことかなふまじとてひそかに歎息す。君聞しめし、もしわが旧領に百万石も増加せば奥州にてもよし、収納の善否にもよらず、入数あまためしかかへて、三万を国に残し、五万をひきゐて上方へ切て上らん、我旗先をささへん者は、今の天下にはあるまじと仰られしとぞ』（『徳川実紀』）

『徳川実紀』はさらに続けます。

『天正十八年七月小田原の城落去しければ、この度の勸賞に北条が領せし関東八州をもて、当家の駿遠三甲信の五国にかへ進らするよし関白申定めしとき、君御遷移の事を御いそぎ有て、同じ八月朔日にははや江戸の城に移らせ給ひ。

又下々に至りては八九両月のころおほかた引遷りすみければ、大坂へ御使つかはされ、五ヶ国引渡さんと有しかば、秀吉大に驚かれ浅野長政にむかひ、三遠甲信の四国はいそがば此頃にも引移るべけれ、駿河は其居城なり、それを引払といふも、速なるも限ある事なれ、いかでかくは弁ぜしならん、すべて徳川殿のふるまひ凡慮の及ぶ所にあらずといはれしとぞ』（『徳川実紀』）



## ②家臣の知行割り

天正18年(1590)、家康が江戸に入って最初に行った事は

- ①所属家臣の新領国への知行割り
- ②八王子への関東十八代官の集中配置
- ③府中御殿の建設
- ④地頭の配属
- ...

でした。

### 家臣の知行割りの原則は

- ①新領国の周辺に高禄(10万石)、家康の子息、子飼いの家臣
- ②江戸に近づくにつれて 3~1万石
- ③江戸から一夜泊まり 下級家臣

とし、家老の榊原康政が総奉行となり、地域の状況をよく知る伊奈忠次などが実務を担当したとされます。臨戦態勢がとられています。なお、併せて興味を惹くのは

- ・8月、江戸町年寄に、樽屋藤左衛門、奈良屋市右衛門命ぜられる
- ・9月1日、江戸城下市街整備のため、本町通りの絵図作製、町割に着手。

と伝えられることです。三河時代の豪商が早くも江戸に入り、町割りや経済的な役割(家康の借金も含め)に関与しています。

## ③後北条、武田氏残党の活用、関東十八代官の集中配置

多摩に焦点を当てます。家康は八王子城を破棄し、城下まちを横山(当時は原野)に移しました。

八王子城を残すことは残党の立て籠りや外敵の再利用など、好ましくない状況が想定されたのでしょう。この移転の役を113名の浪人が果たしました。後北条氏系55、武田系20人を超すとされます。（「当所 江 宿越之名前控」・天正18年7月 八王子市）

また、「桑都日記」は、八王子城落城後、人心は安定せず、諸処に落ち武者が徘徊し混乱し、そのため、家康はとりあえず、武田の小人頭（千人同心の前身）を主軸とする248名を元八王子に据え警備に当たらせたと伝えます。惣奉行として、大久保長安が任じられ、他に17人の代官が集中配置されました。

新編武蔵風土記稿では、『大久保石見守長安惣奉行として小門宿に住し、町中に番屋をかまえ、籠獄を置いて非違をいしめけり。

ここに当所は新宿にて町人等もわずかに居をなしし始なれば、近郷の落武者あるいは野武士の類多くあつまり住けるにぞ、ややもすれば騒乱に及しゆえ、命ありて関東の御代官を多く此辺に居住せしめられ、長安これを指揮せり』（五巻p149）としています。

家康は、八王子城の廃棄に代わるものとして、民政官を集中的に配置して、新領域の統治の集中を図ったのであらうと考えられています。

出身地を注目下さい。武田氏家臣12名、後北条氏家臣5名、徳川氏譜代は1名です。なぜこのようなことになったのか、村上直氏は次のように説明します。

1－2表 八王子十八代官

| 代官      | 出身    |
|---------|-------|
| 諸星庄兵衛   | 武田氏家臣 |
| 福村長右衛門  | 徳川氏譜代 |
| 岡上次郎兵衛  | 北条氏家臣 |
| 平岡七之助   | 武田氏家臣 |
| 小宮山清四郎  | 〃     |
| 設楽権兵衛   | 北条氏家臣 |
| 近山五郎右衛門 | 武田氏家臣 |
| 中川八郎左衛門 | 〃     |
| 今井九右衛門  | 〃     |
| 深谷喜右衛門  | 北条氏家臣 |
| 下島市兵衛   | 武田氏家臣 |
| 竹本権右衛門  | 〃     |
| 市川孫右衛門  | 北条氏家臣 |
| 窪田平九郎   | 武田氏家臣 |
| 雨宮官兵衛   | 〃     |
| 近山与左衛門  | 〃     |
| 高室四郎左衛門 | 〃     |
| 糸原勘兵衛   | 北条氏家臣 |

（村上直「江戸時代初期の代官」）

『家康が関東に初めて入ってきたときに一番怖かったのは、北条氏の旧家臣たちに反抗されることでした。そこで、彼はどういうふうにしたか。『新編武蔵風土記稿』を見ますと、各村の旧家というのが出てくるんですが、調べていくうちに大変おもしろいことがわかったんです。旧家のなかで一番数の多いのが、小田原北条氏の家臣です。

北条氏の家臣だった者が徳川氏の時代になって百姓になり、そして村の名主になったというケースが一番多いのです。その次に多いのが甲斐の武田氏の家臣です。武田氏は、北条氏が滅亡する八年前に滅んでいます。武田勝頼が天目山で死に、家臣たちはもう甲州にはいられないということで、流れて武蔵、その他の関東諸国へ入ってきて土着したんですね。府中には市川という姓がありますが、甲州からきたんですね。

徳川家康は、北条氏や武田氏の家臣であった者を、どういうふうに吸い上げて、自分の家臣にしていくかについてはとても苦労したのです。彼はこれを主として幕府の代官や奉行に任命していくという形をとっています。』（多摩の代官 p22）

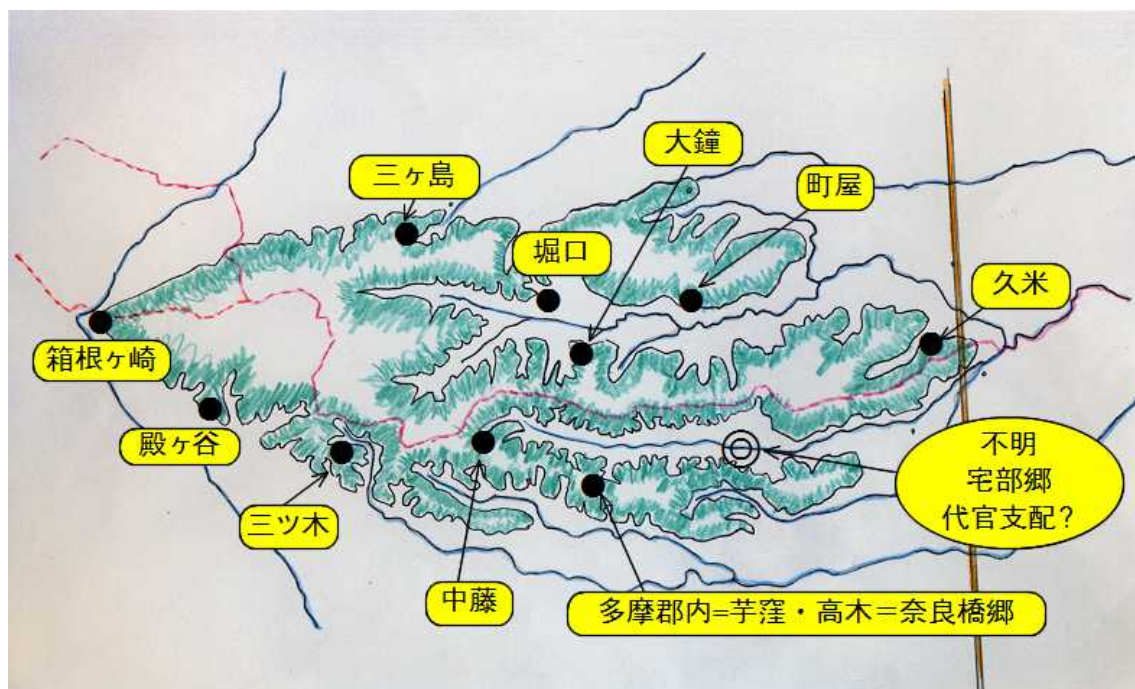
以上のように、家康が関東に移った当時は江戸市街の開発に手を打ちながら、八王子、多摩の反乱

防止に躍起になっていたことがわかります。

### 3 村に地頭（家康直属の家臣）がやってきた

#### 1 最初の地頭

天正19年（1591）、正月から家康は奥羽の葛西・大崎一揆の鎮圧に忙殺され、3月末に江戸に戻りました。4月には八王子地区で検地を行い、5月に一部の家臣に知行の割当てを行いました。多摩、入間、新座にかかわるもので、次頁の表の通りです。5月3日と17日に分けて出されたようですが、ここでは一括して紹介します。狭山丘陵周辺に限って見ると下図のようになります。



#### 宅部には来なかった？

家康が入府時に武蔵に知行を与えた家臣の正確な数は不明です。多くの論者が、慶安の武蔵田園簿（1650年代）に搭載された旗本が600名を超すことから、「数百名」であろうと推測しています。それに対して知行宛行状は、現在40数通しか発見されていません。そのため、発見されている知行宛行状だけで判断するのは大きな危険です。

その制限された中で、東大和市の状況を復元することになりますが、狭山丘陵周辺では配属された地名として、箱根ヶ崎、殿ヶ谷、三ツ木、中藤、久米、町屋、大鐘、堀口、三ヶ島等が読み取れます。注目には月についで

19.? 酒井実明 450石 多摩郡内

があります。酒井実明は多摩郡内と記載されていますが、芋窪村と高木村（中世の地名では奈良橋郷）を支配しています。なぜ、他の家臣については地域名や村名をあげているのに酒井氏が「多摩郡内」となっているのか、問題を含んでいそうです。

第5-1表 天正19~20年武蔵国知行の旗本一覧  
(大久保・伊奈等の書立、家康宛行朱印状による)

| 年代    | 氏名      | 知行高           | 村名              | 知行形態 |
|-------|---------|---------------|-----------------|------|
| 19年7月 | 大木親忠    | 98石6斗5升       | 高麗郡根岸村          | 1給   |
| 19.7  | 内藤種次    | 188. 4. 9. 3  | 中沢、大谷沢、むかい郷     | 3給   |
| 19.8  | 同上      | 211. 6. 3. 6  | 本田、古里           | 2給   |
| 20.3  | 折井次忠・次吉 | 908. 8. 2     | 吉田、西富田、四方田      | 3給   |
| 20.3  | 武川衆     | 3140. 9. 9. 3 |                 | 10給  |
| 19.5  | 梶光助     | 300. 0. 0. 0  | 所沢              | 1給   |
| 19.5  | 武蔵孫之丞   | 250. 0. 0. 0  | 大鍾、三ヶ島、山口の内新井   | 3給   |
| 19.5  | 武蔵吉正    | 250. 0. 0. 0  | 中里、山口町屋         | 2給   |
| 19.5  | 久松忠次    | 200. 0. 0. 0  | 山口堀ノ内、三ヶ島       | 2給   |
| 19.5  | 芝山正員    | 300. 0. 0. 0  | 大和田、水子、中野       | 3給   |
| 19.5  | 天野久次    | 300. 0. 0. 0  | 小ヶ谷             | 1給   |
| 19.5  | 加藤正勝    | 300. 0. 0. 0  | 池辺、内間木、大仙波      | 3給   |
| 19.5  | 榊原喜平次   | 200. 0. 0. 0  | 福岡              | 1給   |
| 19.5  | 多門成正    | 200. 0. 0. 0  | 鶴間              | 1給   |
| 19.5  | 渡辺生綱    | 200. 0. 0. 0  | 百世塚、大仙波分        | 2給   |
| 19.5  | 太田清政    | 200. 0. 0. 0  | 清戸本村、水子村        | 2給   |
| 19.5  | 朝比奈昌親   | 200. 0. 0. 0  | 水子              | 1給   |
| 19.5  | 深津正重    | 150. 0. 0. 0  | 膝折、浜崎           | 2給   |
| 19.5  | 安藤直政    | 1000. 0. 0. 0 | 小平、穴師、十条        | 3給   |
| 19.   | 一色義直    | 5565. 0. 0. 0 | 幸手ノ内            | ?給   |
| 19.   | 柴田康忠    | 5000. 0. 0. 0 | 羽生領の内           | ?給   |
| 19.   | 栗原忠重    | 500. 0. 0. 0  | 用土、横山郷          | 2給   |
| 19.   | 大森好長    | 330. 0. 0. 0  | 児玉郡内            | 1給   |
| 19.   | 石谷清定    | 250. 0. 0. 0  | 入間村、泉村          | 2給   |
| 19.   | 渡辺孫四郎   | 200. 0. 0. 0  | 武蔵国内            | 1給   |
| 20.1  | 加々爪政尚   | 3000. 0. 0. 0 | 高坂、相模一宮         | 2給   |
| 20.1  | 酒井重勝    | 2000. 0. 0. 0 | 比企郡、上総国内        | 2給   |
| 20.2  | 服部政光    | 3000. 0. 0. 0 | 武蔵太田庄(埼玉・大里・児玉) | ?給   |
| 20.2  | 加藤正重    | 2000. 0. 0. 0 | 比企郡、上総内         | ?給   |
| 20.2  | 高木九助    | 2000. 0. 0. 0 | 比企郡、下総          | ?給   |
| 20.2  | 水野義忠    | 2000. 0. 0. 0 | 太田庄、上総土気郡       | ?給   |
| 20.2  | 森川氏俊    | 2000. 0. 0. 0 | 入西郡、山辺郡         | ?給   |
| 20.2  | 榊原長利    | 1700. 0. 0. 0 | 同郡、下総葛飾郡        | ?給   |
| 20.2  | 筒井政行    | 1000. 0. 0. 0 | 足立郡             | ?給   |
| 20.2  | 水野長勝    | 800. 0. 0. 0  | 赤浜郷、納増郷         | 2給   |
| 20.2  | 天野景房    | 500. 0. 0. 0  | 瓦葺              | 1給   |
| 20.2  | 森川重成    | 300. 0. 0. 0  | 深作郷内            | 1給   |
| 20.2  | 森川重次    | 200. 0. 0. 0  | 同上              | 1給   |
| 20.7  | 渡辺生綱    | 56. 7. 8. 0   | 多摩郡藤橋           | 1給   |
| 19.5  | 藁科某     | 250. 0. 0. 0  | 多摩郡三木村          | 1給   |
| 19.5  | 竹本正重    | 200. 0. 0. 0  | 入間郡久米郷内         |      |
| 19.5  | 高井直友    | 200. 0. 0. 0  | 入間郡久米郷内         |      |
| 19.5  | 神谷清忠    | 200. 0. 0. 0  | 多摩郡南沢村          |      |
| 19.5  | 加藤清茂    | 200. 0. 0. 0  | 同上              |      |
| 19.?  | 酒井夷明    | 450. 0. 0. 0  | 多摩郡内            | ?給   |
| 20.2  | 前島某     | 500. 0. 0. 0  | 多摩郡中藤村          | 1給   |
| 20.2  | 高林吉利    | 362. 5. 5. 0  | 多摩郡府中内          | 1給   |
| 20.2  | 布施景盛    | 206. 0. 0. 0  | 多摩郡豊田村          | 1給   |
| 19.?  | 市岡忠吉    | 300. 0. 0. 0  | 多摩郡府中           |      |
| 19.?  | 大河内正勝   | 250. 0. 0. 0  | 多摩郡三木村          | 1給   |
| 19.?  | 有田吉貞    | 126. 9. 0. 0  | 都筑郡今井村          | 1給   |
| 19.5  | 糟谷与平衛   | 200. 0. 0. 0  | 多摩郡殿ヶ谷、箱根崎      | 2給   |

○文禄・慶長省略。

○内閣文庫蔵「古文書集」・「記録御用所本古文書」より作成。

東大和史市では石川太郎右衛門が文禄元年(1592)に奈良橋の地、330石が与えられたとします。狭山之栞には、天正19年5月から石川太郎右衛門が奈良橋地域、同5月3日、浅井五郎左衛門が清水地域を治めたとする記事があります。出所が明確でないところが残念です。

しかし、9~10頁の図と表を通してみると、狭山丘陵周辺では、天正19年(1591)に早くも、全体的に家康直属の家臣が配属されたと理解できます。ところが、宅部地域に関する記載がありません。狭山之栞、五十嵐氏考の記事(浅井五郎左衛門が清水地域を治めたとする)に上宅部が含まれていれば、天正19年5月3日に宅部にも地頭が配属されたことになります。

「宅部」は東大和市域では村山貯水池に沈み(狭山、清水の一部＝上宅部)、東村山市域では東村山駅辺りまで広がる地域(野口)です。また、この地域に接する「久米川」一帯についても記載がありません。配属されてはいたけれども記載が漏れたのか、他の理由があったのか注目です。

### 宅部には、慶長2年(1597)と元和4年(1618)に知行人が配置される

東大和市域に関しては、後に記すように、慶長2年(1597)3月、逸見四郎左衛門、溝口佐左衛門が宅部を含む地に配属されました。東村山市域に属する「廻り田村」には元和4年(1618)に次の動きがありました。

元和4年(1618)11月、「富田吉右衛門」が廻り田村の内200石を与えられました。その過程が重要なポイントで、東村山史市は次のように解説します。

『元和四年(一六一八)十一月、幕府は老中・勘定頭の連署をもって、伊奈氏の家老富田吉右衛門に宅部・廻り田村のうち二〇〇石を知行として渡すよう、この地を支配していた代官浅井八右衛門に命じた。

代官の家臣すなわち幕府にとって陪臣(ばいしん)に幕府が直接知行を与えるのは、希有なことである。しかし、伊奈忠治の父伊奈備前守忠次は家康の代官頭として三河以来所領支配に実力を発揮し、関東入封後は武蔵小室(埼玉県伊奈町)に陣屋を構え一万三〇〇〇石(一説に一万石)を領して、武蔵の検地や新田開発・治水などに大きく寄与した。幕府成立の後には東海地方の支配や交通制度の確立などにも関わり、慶長十五年(一六一〇)に死去した。その嫡男忠政は、父の後を継ぎ大坂冬の陣に淀川の締め切りを担当して速やかに堤防を築くなど活躍をみせたが、元和四年三月三四歳で死去し、その子忠勝も翌年に九歳で死去し、伊奈の嫡流は断絶した。

幕府は忠次の二男忠治を勘定方に登用し、代官(後に関東郡代)に進め伊奈氏の職務を継承させたが、老臣の富田がこの時期に知行を与えられたのは、忠政の死後幼少の忠勝が遺跡を継承するなかで、伊奈氏の家臣の動揺を抑えようとしたためであろう。この時期富田が幼少の忠勝の家老か、忠治の家老かは定かではないが、いずれにしても家臣は明確に二つには分割されていなかったと思われる。もちろん富田自身も、忠次以来検地帳の奥書に検地役人として署名したり、各地に治水の伝承が残るなど、伊奈氏を補佐して地方支配の確立に功績があり、伊奈氏の地方支配の技術を継承している人物で、伊奈氏の家臣団を抑える実力を持っていると認められていたであろう。

忠治が後に七〇〇〇石を知行して武蔵赤山(埼玉県川口市)に陣屋を構えると、富田をはじめ家臣団も赤山の陣屋の周囲に屋敷を与えられ、あたかも小城下町のような様相を呈した。ただし富田は、廻り田村にも生活の拠点を持っていた様子で、現在の廻り田町金山神社の西北に八反六畝余の広大な屋敷を持っていた(写真4-3)。その北には今も富田氏の墓である宝篋印塔二基が残っており、家族とも

ども廻り田村の陣屋に生活しでいたことをうかがわせる。』

長文を引用しましたが、逸見、溝口氏、富田氏の例から、宅部郷は当初、幕府直轄地で代官が支配していたことも考えられます。宅部郷は古代から中性にかけても不明のことが多く、近世にも家臣の配属が明らかでなく、今後の解明が急がれます。

宅部郷に関して、もう一つ特殊な例を紹介します。

## 宮寺郷は天正～慶長期(1573～1615)に8名の相給

狭山丘陵北麓に宮寺郷があり、その三ヶ島に、天正19年5月、武蔵孫之丞が配属されています。しかし、他の地域には名前がありません。幸い、「宮寺惣郷高辻千三百八十七石三斗貳升」という文書があり、天正～慶長期(1573～1615)の状況がわかります。それによると

- ①代官・大久保石見守支配地三七〇石
- ②旗本・大田加兵衛二〇〇石
- ③花井三九郎二五〇石
- ④栗新助二〇〇石
- ⑤坂部左五右衛門尉九六石八斗八升八合
- ⑥長田利助九五石六斗二升二合
- ⑦長尾藤四郎一〇三石三斗五升一合
- ⑧山田権右衛門尉三四石六升

という、8人が知行人になっています(相給知行)。宮寺地域は後北条氏の時代、上野や北武蔵方面から小田原方面への南北交通の要所であり、「市」(高萩市から相模への中継点)が存在したことが推定されています。また、比較的中世の村落が地域性を持ち、近世村落へと容易に転換し得る状況でもありました。

1615年という年代と交通の要所にあった点で、宅部との類似性が浮かび、このような地域は幕府直轄地として代官支配がなされたことも考えられます。

## 2 慶安2年頃の地頭

その後、徐々に地頭は配置されたく、慶安2年(1649)頃になると東大和市、東村山市の全域に代官か地頭が配置されています。

慶安2年から慶安4年にかけて幕府は南武蔵野の村落の把握のため「武蔵田園簿」を作成しました。その中で、右表のように東大和の村々に、すべて家臣が配置されていることがわかります。

この表からは、慶安当時(1640年代)、東大和市域には、芋久保村、奈良橋村、高木村、後ヶ谷村、清水村があったこと、また、東村山

| 第8表  |           |                   |             | ※<br>代官 |
|------|-----------|-------------------|-------------|---------|
| 村名   | 村高        | 知行人・代官            | 知行高         |         |
| 芋久保村 | 380.石     | 酒井極之助<br>酒井郷藏     | 170石<br>210 |         |
| 奈良橋村 | 330.      | 石川太郎左衛門           | 330         |         |
| 高木村  | 70.       | 酒井極之助<br>酒井郷藏     | 30<br>40    |         |
| 清水村  | 300.      | 浅井七平              | 300         |         |
| 後ヶ谷村 | 300.      | 溝口佐左衛門<br>辺見四郎左衛門 | 150<br>150  |         |
| 廻り田村 | 500.      | 中川佐平<br>富田平之丞     | 300<br>200  |         |
| 野口村  | 584.9斗    | ※今井八郎左衛門          | 584.9斗      |         |
| 久米川村 | 132.1.5升  | ※今井八郎左衛門          | 132.1.5升    |         |
| 南秋津村 | 96.6.8.5合 | ※今井八郎左衛門          | 96.6.8.5合   |         |
| 野塩村  | 113.      | 向坂与八郎             | 113         |         |
| 宅部村  |           |                   |             |         |

市域には、廻り田村に地頭が配置されていますが、野口村、久米川村など街道の要衝を占める地域は徳川直轄領で代官支配であったことがわかります。

注 石川太郎左衛門については、墓石に石川太郎右衛門とする表記があり、石川太郎右衛門とします。

### 3 地頭についてのメモ

村にきた家康の家臣は「旗本」、「領主」、「地頭」など様々に呼ばれます。村人にとってはこれまで全く関係のない支配者でした。その出身地はまた多彩でした。江戸市中が未整備なことと、後北条氏支配であった村々の治安維持が目的であったと考えられますが、村人達はどのように対処したのでしょうか。

#### 郷蔵と酒井極之助（芋窪村と高木村）

最初に芋窪と高木地域に配属された酒井実朝（明）は近江国の鎌波（米原市番場）の城主土肥近江守実秀の子でした。織田信長に属していましたが、元亀2年(1571)浅井長政に攻められ、落城後に家老の酒井姓を名乗って武田信玄に仕えました。天正10年(1582)、武田氏が滅びると徳川家康に仕えて、芋窪村に came。その後、郷蔵昌明（兄）と酒井極之助実次（弟）の子供達に領地を分けました。酒井極之助実次は元和9年(1623)より富士見宝蔵番の頭となっています。

極之助実次は寛永2年(1625)または9年(1632)、墓所を高木村から江戸赤坂に移しました。寛永2年は、地頭に江戸の屋敷が割り当てられた年です。この頃から、地頭は村から引き上げ、江戸に住居を移したようです。

郷蔵昌明は元禄2年(1689)公金費消の罪で改易、領地没収、以後幕府直轄領（天領）となりました。極之助は明治まで支配を続けました。芋窪に居住し、陣屋跡と墓石が残されています。

◎来村当時には、陣屋もなく、神社や寺、地域の富農、実力者などの家に寄寓したとされます。

◎新編武蔵風土記稿は豊鹿島神社神主の先祖である石井出羽守について、『この地頭酒井某と大阪御陣にも出たりしといえど、させる記録はなし』としています。注目です。

◎大和町市研究8で、煎本増夫氏は石井出羽守について『神主でありながら武士的性格を持ち、また階級的には農民である。「梅満（石井）」家のような土豪の百姓は、寛永の初め頃には一般的に広範に存在したのではなかろうか』としています。

◎酒井氏の墓は芋窪・石井家の墓に移されています。

◎酒井氏の構えた陣屋は、現在も「ジンヤ」や「キド」の屋号として残されています。

◎酒井氏は明治維新まで芋窪村と高木村の一部を支配していました。両村は旗本領と天領に分かれて複雑な領地の入り組みが続きました。

#### 石川太郎右衛門（奈良橋村）

東大和史市では文禄元年(1592)、狭山之掎によれば、天正19年5月から石川太郎右衛門が奈良橋を治めたとします。家康の祖父松平清康に仕えて以来の徳川家譜代の家臣でした。蔵敷村も併せて治めました。狭山之掎によれば、初代は関ヶ原の合戦で討ち死にし、その子孫に、相模国大隅郡の内、打間木村で200石加増されたとします。奈良橋に住み、二代長左衛門忠吉と続きましたが詳細は不明です。

三代忠重、四代忠総、五代矩重の墓石が雲性寺に残されています。六代からは江戸に移りました。

雲性寺に残る墓石は八代の安次郎矩純がたてたものといわれます。(東大和市史資料編10 p15)

元文5年(1740)、奈良橋から江戸市ヶ谷に墓所を移しました。

享保18年(1733)知行地を返上して、蔵米取りとなりました。

### 逸見四郎左衛門(後ヶ谷村)

狭山之栞によれば、『慶長2年(1597)3月、逸見四郎左衛門、溝口佐左衛門兩人にて各165石を拝領す』とあります。

狭山之栞の著者の後裔がまとめた「代々のかがみ」では28代勘解由種繁について

『当代 天正18年7月以前は小田原北条の領であったが、同年7月以降は徳川家の領となる。この改革事務一切に関与したのである』

と記しています。時期が明らかにされないのが残念です。

武蔵名勝図絵に次の記述があります

『後ヶ谷村陣屋跡

後ヶ谷村にあり。文禄年中(一五九二～九六)逸見某に賜い、住居の跡なりと云。いまはその家絶えたり。又、隣村芋久保村にも陣屋跡というあり。これも先年地頭酒井極之助という人の住居の跡なり。

逸見氏は北条安房守氏規(ママ)が臣なり。天正十八年(一五九〇)相州厚木にて戦死せる四郎左衛門氏久が子にて、小四郎左衛門義次といい、その子弥吉というもの御当家に属したるものなり。』

◎逸見四郎左衛門は甲州逸見郷の出身で、徳川家に仕官。相模、武蔵国で500石を知行しました。武蔵名勝図絵の記載の陣屋は貯水池に沈んだ杉本にありました。代々名主を勤めた杉本家(元は石井)の先祖・石井勘解由は大阪の陣の時、逸見四郎左衛門と共に出陣したとされます。

延宝2年(1674)12月、故ありて上知、後ヶ谷村は幕府領になりました。

元禄3年(1690)蔵屋敷4畝6歩が年貢地として高入れされました。この時点で、地頭は完全に村と関係がなくなりました。

### 溝口佐左衛門(内堀村)

狭山之栞によれば、慶長2年(1597)3月、165石を拝領とあります。伏見城の番を勤めました。

元文2年(1737)7月、上知し、幕府領になり、「宅部村」となりました。

◎後ヶ谷村には、丘陵の中と外の谷を中心として2名の名主が居ました。この名主になった指導者について、大和町史は次のように記します。

後ヶ谷村は、今は多摩湖となった石川の谷とその南の廻り田谷ツ及び谷ツ入の三つの谷からなっている。このうち石川の谷は最も大きく宅部、内堀、杉本の三字がここにあり・・・谷ツ入は最も小さく、むしろ回り田谷ツの付属谷といって良い。江戸時代には回り田谷ツと谷ツ入とを合わせて南谷戸(南分)と呼んで、一まとめにしていた。

江戸時代にはこの三つの谷が、一つの後ヶ谷村にされたのであるが、村民は、だいたい北の谷と南の谷の二つのグループに分かれていた。この二つのグループは、もともとそれぞれ、別々に成立したものであり、それが江戸時代に一つの村にされたのである。そこでこの二つのグループに、それぞれ中心となる家があった。

北の谷の勘左衛門家と、南の谷の新左衛門家である。この両家は、おそらく戦国期の土豪であり、それぞれ谷ごとに成立した同族団の本家であったろう。江戸時代になって、土豪が百姓にされ、二つの同族団を合わせて一つの村を作ったとき、この、一族をまとめる力を持った両家は、それぞれ名主にされた。(p 207～209)

逸見四郎左衛門と溝口佐左衛門がどのように区域を定めて支配したのか不明ですが、溝口佐左衛門は「内堀村」後の宅部村を治めたようです。

### 浅井九郎左衛門（清水村）

狭山之葉によると

- ・天正 19 年 5 月 3 日、清水村は「浅井五郎左衛門」の采地となった
- ・入間郡徳次郎村、鯨井村と併せて 500 石であった
- ・元禄 7 年、下田村、寺方村、中和田村を拝し、徳次郎村、鯨井村を上地して、村替えになった
- ・元は橘姓にて、四代目浅石七平次、元久の代、改めて藤原姓を名乗る、本国は近江としています。

五十嵐氏考によれば

- ・祖先は正親町三条公綱六代の孫で政胤、公綱が勅勘により近江浅井郡に配流、後、許されるが
- ・子の重政が小谷の庄に土着、浅井氏を称した
- ・浅井長政の代に越前朝倉氏と結び織田信長と戦って滅ぼされた
- ・清水村の浅井氏はその分流である
- ・浅井政胤は松平広忠とその子家康に仕えた
- ・浅井政胤は家康江戸入りと同時に清水村と入間郡鯨井村を知行地として与えられた
- ・浅井政胤は 86 才で没し、清水村成就院に葬られた
- ・文政 2 年(1819)の石高は

|         |           |
|---------|-----------|
| 宅部郷清水村  | 326 石     |
| 日野領中和田村 | 99 石 1 斗  |
| 下田村     | 150 石 5 斗 |
| 寺方村     | 29 石 3 斗  |
| 計       | 604 石 9 斗 |

とします。(五十嵐氏考)

◎この記述によれば、初代は成就院を開創し、埋葬された地頭で、地元と深いつながりのあったことをつたえます。延宝 9 年（1681）清水村から江戸小石川へ墓所を移しています。

◎文化 14 年(1817)には清水村と諍いが起こり、清水村の村人達は「箱訴」をして浅井氏の非道を訴えています。明治維新まで清水村の領主でした。

### 知行地の分散

酒井極之助が芋久保村と高木村を、浅井九郎左衛門が日野領と清水を知行していますが、このように知行地を 1 ヶ所にまとめずに分散させたのは、家康の方針であつたらしく、国分寺市史は『家臣が団結して強い権力を持つのを防ぐために、領主権を細分化したり、在地農民の集団と意を通じさせにくくさせる意図もあつたことと思われる』（中巻 p 5）としています。

### 地頭の生活

最初の頃の地頭は、江戸の武家地が未整備であつたことから、知行地を与えられるとすぐに村に来

て、妻子と共に住み、陣屋を構えたとされます。あるいは名主や寺院などを借りて生活したとされます。

一夜泊まりの距離であったため江戸へは必要に応じて馬で通い勤務をしました。そのとき、農民は夫役として江戸へ供をしたようです。領地では地頭は年貢を取り立て、検地をし、自らも農業を営みました。

### 江戸への引き上げ

17世紀半ばになると、江戸の整備が進み、地頭に支給される領地の分散化もあって、地頭は村から離れて、家族とともに江戸に住むようになりました。

時代を経るに従い、地頭は何らかの理由をつけられては、領地を幕府に没収され、天領化＝幕府の直轄地化されています。さらに、知行地を返上して、蔵米取りとなった場合もあります。

## Ⅱ あっという間に村が作られた

——芋窪村・奈良橋村・高木村・後ヶ谷村・清水村——

家康の家臣が狭山丘陵周辺に配属された時、その証として「知行宛行状」（ちぎょうあてがいじょう）が発行されました（発行されなかった分もあるようです）。東大和市域の村のものは残されていませんが、武蔵村山市の例では

武蔵国村山内於三木之村 貳百五拾石出置者也、仍如件  
天正十九年辛卯  
五月三日 御朱印  
藁科彦九郎とのへ

所沢市の例では

武州所沢郷之内似 三百石出置者也、仍如件  
天正十九年辛卯  
五月三日 御朱印  
梶 光助とのへ

武蔵国

- |          |         |
|----------|---------|
| 一 九拾五石四斗 | 山口之内大鐘村 |
| 一 百六石九斗  | 三ヶ嶋之内   |
| 一 四十七石六斗 | 山口之内新井村 |

右之者出置也 仍如件  
天正十九年辛卯  
五月三日 御朱印  
武蔵 孫之丞とのへ

などがあります。すでに「村」の名が書かれています。しかも、家臣の知行として与えられる米の生産高まで記されています。また、「山口之内」のように地名が書かれているものは村を含む広域＝中世の郷を表すようです。

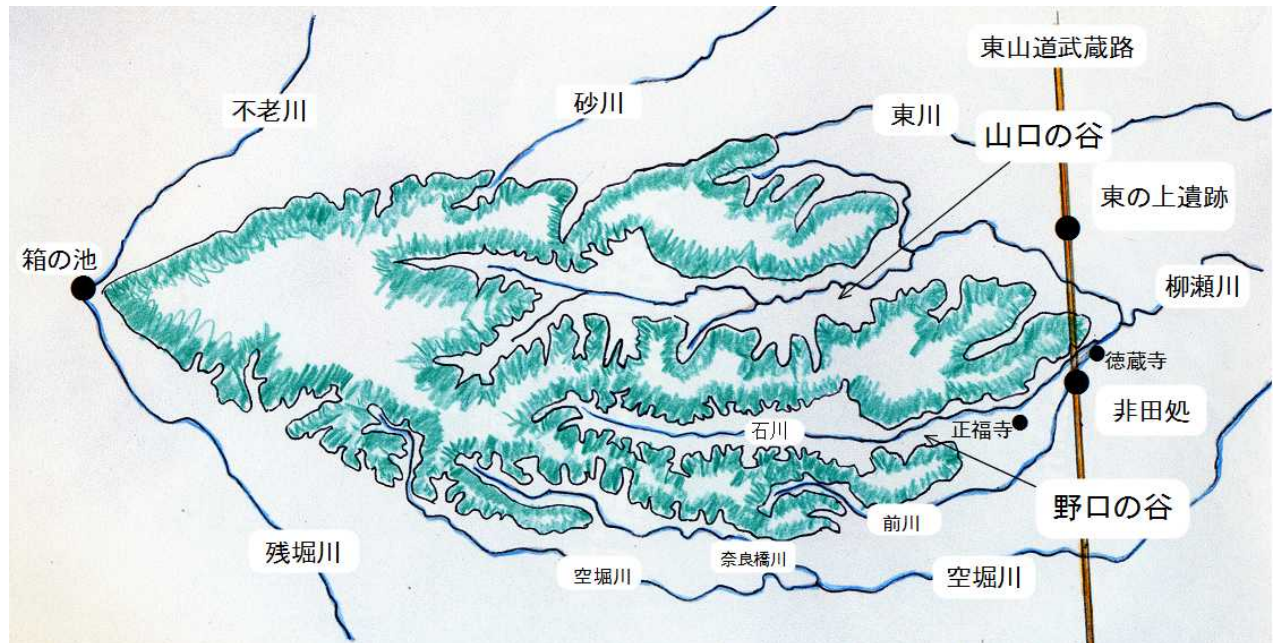
中世の記録がないため、突然に出現したような印象さえしますが、狭山丘陵周辺で早いのは 1339（延元 4）・（暦応 2）年 8 月 13 日付の文書に「村名」が記されています。足利方の高師冬（こうのもろふゆ）が常陸に北畠親房を攻撃した際、戦勝祈願のため、宮寺の阿弥陀寺へ「武蔵国入東郡（にっとうぐん）**縄竹村**」の地を寄進するというものです。現在の入間市に属する地域ですが、この時点で村が構成されていたことを語ります。

一般的に、狭山丘陵周辺の「中世の村」は、丘陵に刻まれた谷筋の湧き水を利用して生産と生活をしてきた人々が集まって、小規模な集団を構成し、自然発生的に集落を形成、それが「点在」「散在」していた、とされます。徳川家康入府以後の「近世の村」と区別しています。この章では、その中世の村がどのように近世の村になったのかを追います。

## 1 谷ッの集落

### (1) 狭山丘陵の二つの大きな谷

狭山丘陵には下図のように二つの大きな谷があります。地名としては「山口の谷」と「野口の谷」と呼べそうです。



中世、山口の谷には武蔵七党の「村山党」の一族「山口氏」が定着しました。野口の谷はいつの頃からか「宅部郷」と呼ばれます。残念ながら土着の明確な武士は不明です。



狭山丘陵一帯は 15 世紀になると上図のような「中世の郷」が存在することが明らかとなります。郷は、後の「村」を包括する中世武士が身命を掛けて「一所懸命」に守った広域の地域名です。この郷に、冒頭紹介した「知行宛行状」の「村」が含まれています。

「宮寺の縄竹村」は次ページの図の通り、貯水池に沈んだ山口の谷の最奥部に当たります。柳瀬川

の水源で水田耕作と周辺での畑作が可能な地域です。典型的な谷ッ・谷戸の集落と云えます。

## (2) 谷ッの集落



縄竹村は中世には頼朝に供奉した武蔵武士・宮寺氏に属していました。宮寺氏は山口氏から弟が分出し、狭山丘陵北麓の西勝院に館を構えたいました。縄竹村は館と狭山丘陵の峰を越した谷ッにあります。接して、勝楽寺村があり、勝楽寺村は山口郷に属し、山口氏の支配領域と考えられています。現在は山口貯水池に沈んだ区域です。

狭山丘陵の内部を図示していますが、この章の対象とする時代には、丘陵全面に広がる武蔵野台地は丘陵の麓に接する地域を除いてほとんどが一面の武蔵野の原であったと想定されることから、原の部分は省略しています。

家康は武蔵国に「数百名」の家臣を配置したと推定されています。しかし、なぜ、狭山丘陵のように田畑の少ない地に入府と同時に配置したのか疑問が残ります。この回答として、武蔵村山市史は次のように記します。

『天正一八年(一五九〇)徳川氏が関東に入封したとき、のちの旗本となる中下級家臣の知行となったのは、このような谷戸の村むらだったのである。武蔵において、入間・多摩・新座・比企・足立郡などの村むらが、その対象となっている。徳川氏が中下級家臣に対して、入封後ただちに谷戸の村むらを知行として与えたのは、このような地域こそ最も生産力が安定していたからに外ならないし、狭山丘陵沿いの村むらはその典型であったといえよう。』

ただ、これらの地域でも谷戸の背後の台地に散在する畑中心の村むらは、天領として代官が支配した可能性があるが、断定はできない。』

とし、谷ッ、谷戸について次のように記します。

『谷戸・谷津・谷地などと呼ばれる場所は、丘陵と台地の縁辺やハケからは湧き水が流れ出、低い場所は湿地となり、その中央には谷頭からの水や湧き水が集まって小さな流れができていう地

谷戸では湧き水や谷頭に溜池を築造したり、河川に堰をこしらえて簡単な用水を引き、比較的小規模な労働力で容易に湿田をつくることができたという。このような谷戸は、中世には代表的な耕地景観を形成した場所であり、一人の土豪が一族や下人などを動員する程度で、簡単に開発・耕作ができる土地であった。人びとは、丘陵の下の方の微高地や台地の上に屋敷を構え、また畑を耕し、耕地や集落の背後には山林や原野が続き、そこから燃料・肥料・飼料・農具や建築の資材、あるいは食料も採集していたのである。このような地域は中世末期において、最も農業生産が安定した地域だったのである。』（武蔵村山市史上 p739）

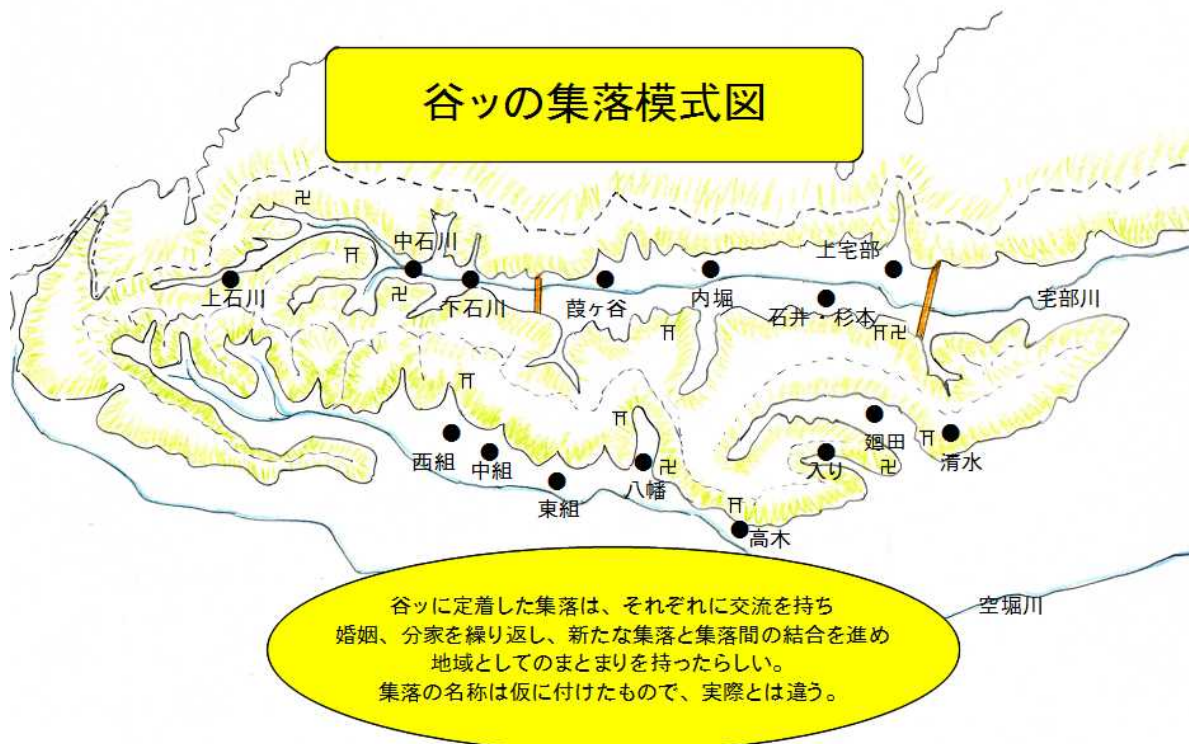
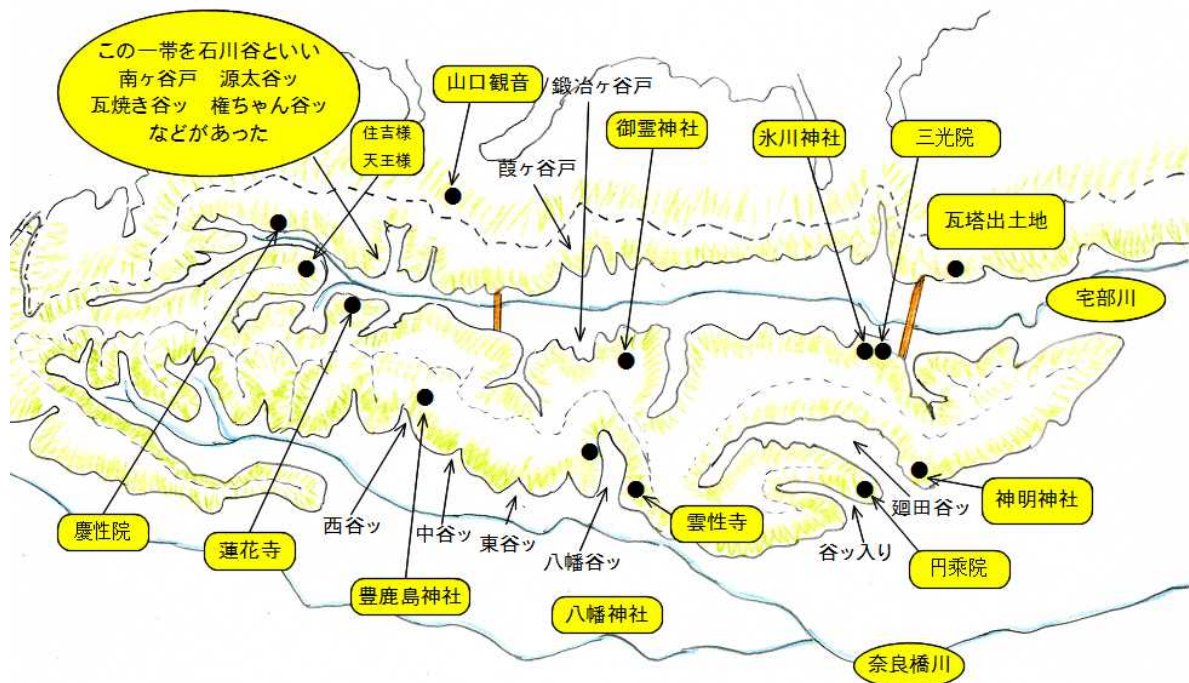
(武蔵村山市史上 p740)

- 20 -

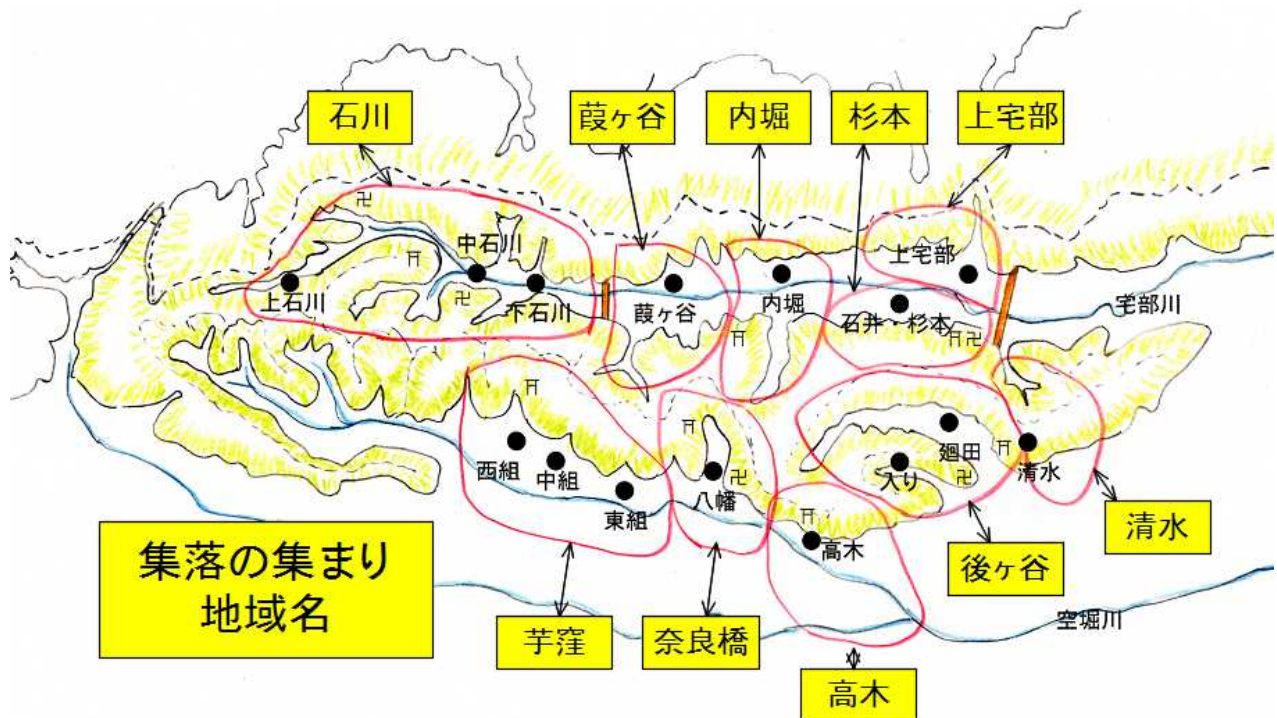
## 2 村切り

### (1) 東大和市域の谷ッ

東大和市域内の代表的な谷ッは下図の通りで、寺社との関係を表しました。自然発生的な集落は古代から中世にかけて次第にまとまり、一定の区域を構成し、狭山丘陵に点在していたと考えます。

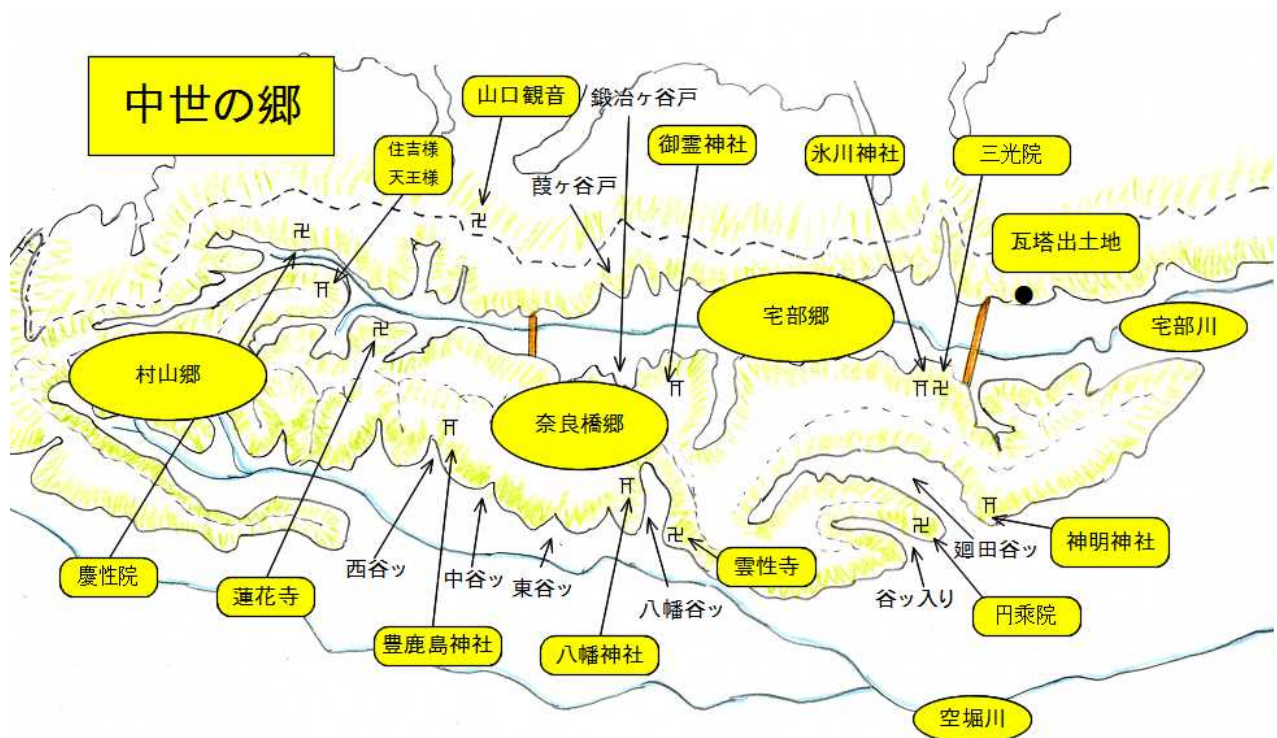


(2) 中世の郷と村の祖型



谷ッに定着した集落は一定の範囲でまとまり、共通の地名を持った区域を形成していったと考えています。秣場、薪炭などのための共有地や寺社の関係が促進したとも思えます。

やがて、中世になると、共通の地名を持った区域がさらに広域になり、「郷」を形成したと考えます。どの地域がどのように組み合わせられたのかは、調査中です。



中世には、谷ッの集落が一つの「村」にまとまらなくても、一定の区域を区切って集められ、「郷」が形成されていました。郷は税の徴収、兵役の負担などの単位となりました。

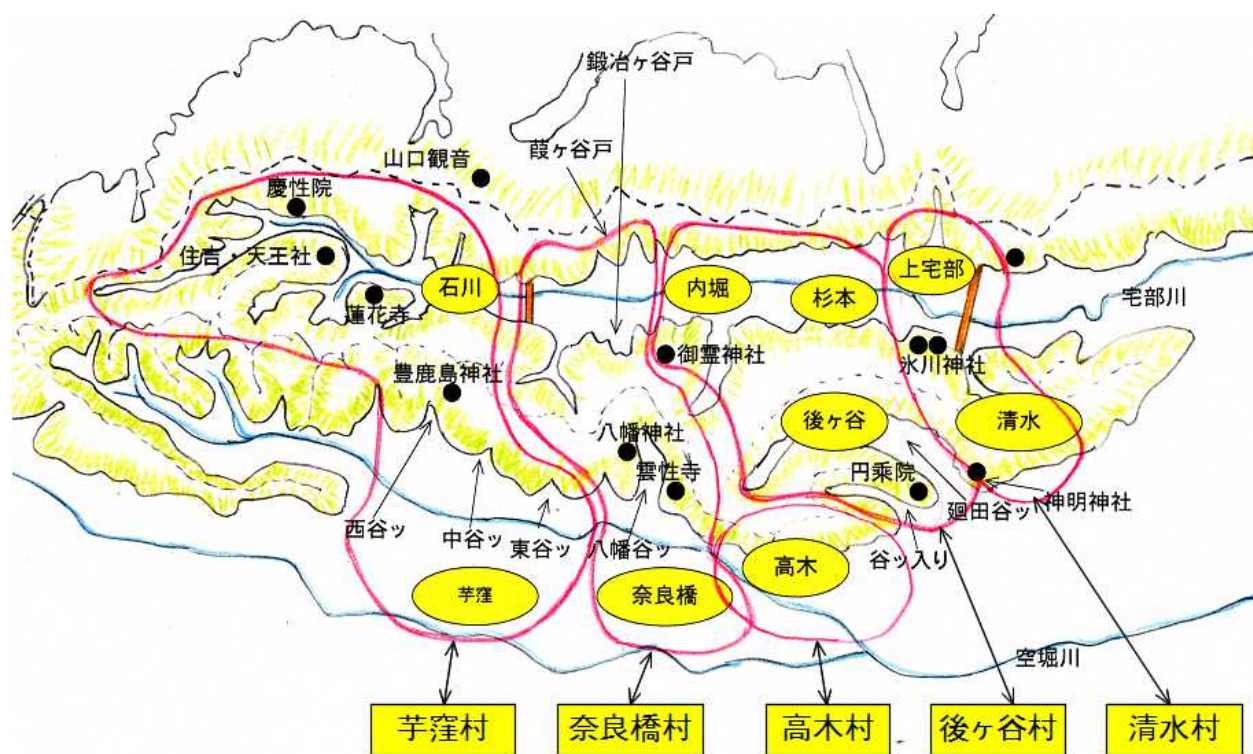
東大和市には「奈良橋郷」と「宅部郷」がありました。奈良橋郷は文正元年（1466 年）、豊鹿島神社本殿創建棟札に書かれていて、この年が初見です。現在の町名で言えば芋窪、蔵敷、奈良橋、高木の区域で、貯水池に沈んだ区域が奈良橋郷に所属したかどうか不明です。この時代、武蔵国は複雑な抗争が繰り返され、郷の設置の背景にも影響が及んでいるのではないかと考えています。

宅部郷は中世の郷とするよりも、古代に遡る可能性を秘めています。東大和市では、貯水池に沈んだ内堀、杉本、上宅部の区域、丘陵南麓の後ヶ谷（狭山）、清水の全て、東村山市では東村山駅付近までの広域な地域を含みます。

村山郷は武蔵村山市から瑞穂町にかけての狭山丘陵南麓の村々を連ねる広域な地域です。村山党の本拠地とされていましたが、遺跡は発見されていません。奈良橋郷と村山郷の境界も不明です。

### （3）村切り

中世からの地域構成を追ってきましたが、家康の江戸入府、家臣の地域配属と共に、郷の下にあった集落は「村」に仕立て上げられ、姿は一変しました。これを「村切り」と呼びます。正確な年代は不明ですが、最も早いのは天正 19 年 5 月、芋窪村と高木村であったと想定します。その区域は下図のように考えています。今後、新しく発見されるであろう様々な条件を取り入れ、その都度修正して行きます。



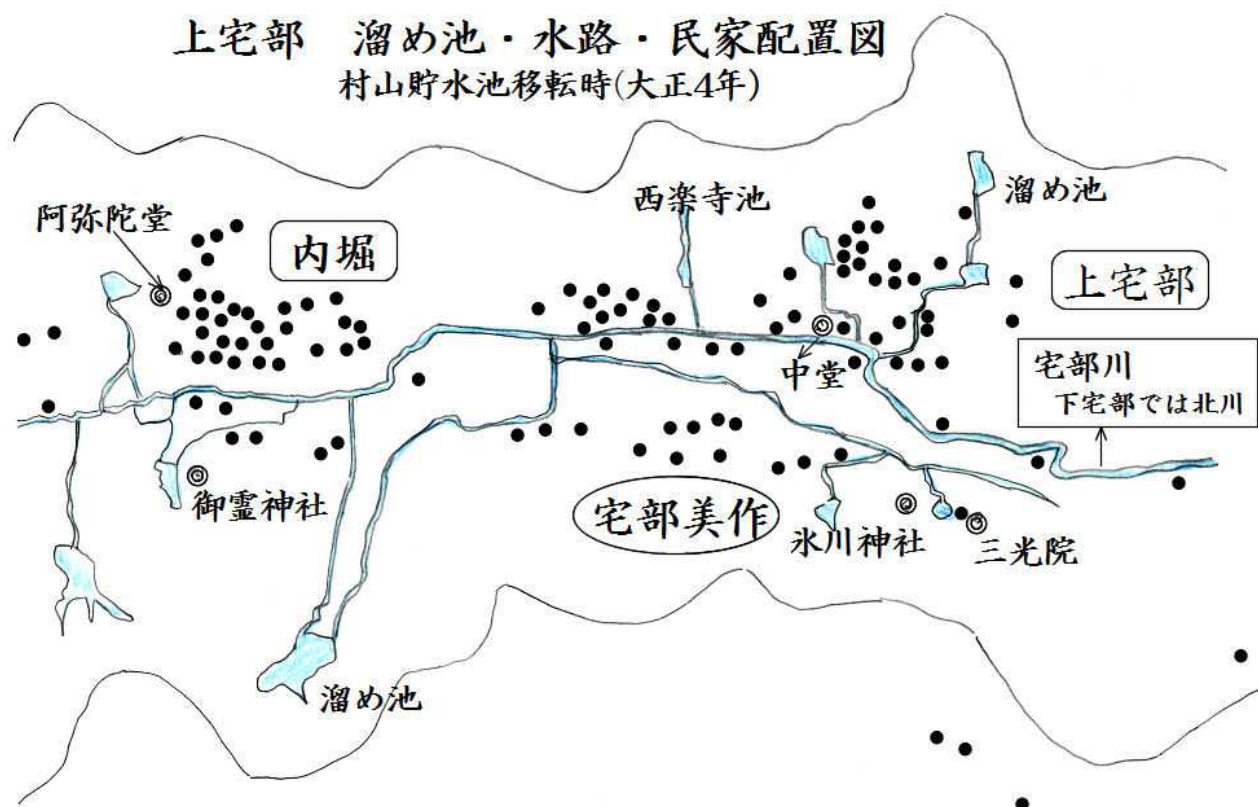
村切りは大きな歴史的変革でしたが、記録には残されていません。武蔵村山市史はこの意義について次のように、記しています。

『徳川氏の関東入国により、家臣たちが知行を与えられて市域に入り、陣屋を設けて居住しその地を支配したとき、近世村落としての「村」の原型は確定した。「郷」が分割されて「村」が成立し、年貢・夫役を提出する単位として、耕地や石高の確定が行われ、「村切り」によって村の範囲が定められ、錯綜した「散り掛かり」的な耕地形態が整理された。・・・

だが、こうして成立した村むらは、あくまでも支配のため、すなわち年貢・夫役徴収の目的から設定されたものであり、人びとの生活圏とは別のものであった。従来からの慣行が尊重され、郷単位で行っていた用水や山林の利用など生産活動、神事や祭礼などの共同体的な行動は、そのまま存続したものも多かった。ただ時代が下るにつれて、生活圏も「村」単位に纏まるようになり、共同体的な纏まりと行政的な「村」の範囲が一致するようになると、「村」は近世村落としての形態を整えるようになる。他方、近世前期の開発の進展のなかで、用水や山林の利用をめぐる、従来の慣行は解体し、相互に利用してきた村同士や、周辺の村むらまでがその権益を争うようになるのである。』  
(武蔵村山市史上 p737)

#### (4) 谷ッの村、村切りの実態 (上宅部)

東大和市域の谷ッの村、村切りの例として上宅部を紹介します。この地域はリーダーの異なる「上宅部」「杉本宅部＝宅部美作」「内堀」の三つの区域に分かれていました。大正4年の現況ですが、溜め池を水源として水田を営み、それぞれの地域に寺社や堂を持って半ば独立した村の状況を表しています。宅部川を中心に水の管理を始め、それぞれ共通の地域としてまとまっていた。



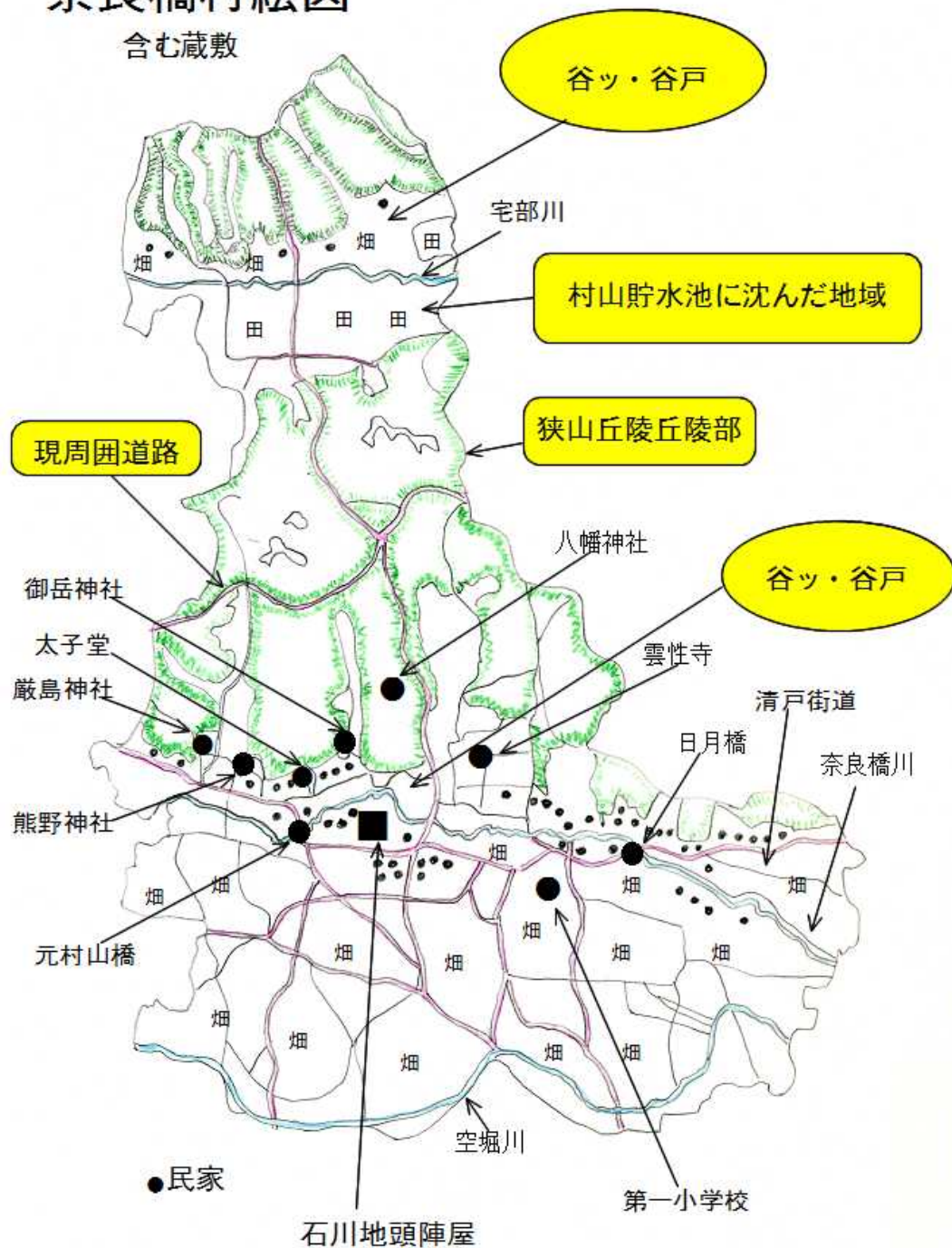
これが、村切りによって上宅部は丘陵を越えた南麓の清水村と一緒に「清水村」を名乗りました。杉本宅部と内堀は、南麓の後ヶ谷地区と一緒に「後ヶ谷村」を名乗りました。陣屋は清水村は南麓に、杉本と内堀は杉本に置かれました。名主は後ヶ谷と杉本に置かれ、後々まで「相給」として複雑な運営を余儀なくされます。

その後、内堀は「宅部村」として独立し、旗本溝口氏の支配下に入ります。元文3年(1738)に、溝口氏は領地を幕府に返し、天領となりました。明治になり、地券に地番を振ることになり、余りにも「杉本」と地番が混在して混迷し、遂にその解消も含めて後ヶ谷村と合併をします。

(4) 奈良橋村

## 奈良橋村絵図

含む蔵敷



これまで紹介した村切りによって成立した村に「奈良橋村」があります。貴重な絵図が残されています。その概略を図化して、江戸の村の姿を浮かび上げたいと思います。蔵敷が奈良橋と分離(正徳年中= 1711 ~ 1716)する以前の姿であり、空堀川以南が省略されています。作図の年号が入っていませんが、1600年代末から1700年代始めのものと考えます。

上部は村山貯水池に沈んだ区域で宅部川を中心に貴重な水田が広がっていました。南麓では丘陵を背にして畑作の民家が村山道沿いに点在し、典型的な谷ッの集落の姿を見ることが出来ます。現在で

も、おおまかに地形を辿ることが出来、岸村と併せて現地をご案内します。

### 3 最初の頃の村の仕組み

地頭が村に配属された頃、村はまだ雑然としていたことが想像されます。狭山丘陵周辺に共通して語られるように、多くが、甲斐の武田氏の亡命家臣が移住して、地域リーダーとなって村づくりを進めていた最中の頃です。政治面でも経済面でも混乱が生じたことと思われます。



後北条氏は兵制面で厳しい反面、水田、畑作に対する賦課は他の戦国大名より軽いと評されていました。そこへ、見も知らぬ新しい領主が家族共々村に来て、戦時の緊迫した徳川の支配に入ったことから、軋轢も生じたことが考えられます。宅部の指導者であった石井氏(=杉本氏)の 28 代・勘解由種繁は、丁度、この時代に遭遇し、寛永 13 年(1636)6 月 14 日に没します。杉本家の系譜を綴った「代々乃かがみ」に次のように記されています。

『当代 天正十八年七月以前は小田原北條の領であつたが、同年七月以降は徳川家の領となる。この改革事務一切に関与したのである。』

「改革事務」の表現に多くが込められていることを感じます。また、次の代を背負った 29 代の勘解由貞信は大阪夏の陣で戦死しています。

『元和元年(1615)六月八日 大阪にて戦死

当代地頭逸見四郎左衛門と共に大阪陣に首途の砌、家内婦女子別を惜しみ悲嘆したので左の一首を残して出発したといふ。

なげくなよまたもやけべへ返り咲き

敵に勝負をかちて見せなん』

としています。

#### (1) 地頭と村役人

最初に宅部に派遣された逸見地頭は杉本家に逗留し、やがてその近くに陣屋を設けたと伝えられます。当時の江戸は下級武士の居住地が未整備であったばかりでなく、家臣団やその家族の集住を賄う

だけの食料や日用必需品の供給体制が整っていませんでした。そこで、地頭は配属された村に居住し、日用必需品を知行地の農民から年貢・小物成として徴収しました。逸見地頭も宅部に独立した陣屋を構えて家族、家来と居住し、陣屋畑を耕作し、農民から年貢などを徴収したようです。

ここから、その実態は明らかではありませんが、村には組織として、地頭と村役人（これまでの指導者→やがて名主となる）と農民が年貢を徴収する者と負担する者との関係で組織化されたと考えられます。東村山史市は次のように記します。

『知行地において家臣たちは、農民から年貢・小物成を徴収し食料や日用必需品を賄った。小物成の藁や大豆は馬の飼料であったし、縄や竹木、燃料や灯明用の荏胡麻なども小物成として徴収していた。狭山丘陵の周辺では、元和二年（一六一六）三ヶ島（埼玉県所沢市）の知行を収公された永田氏は、二〇〇石の知行から米一〇七俵、大豆一俵、荏胡麻一俵を徴収していた。

それだけではなく、家臣は農民からさまざまな形で労働力を徴収した。陣屋の近くにある陣屋畑は、家族の食事の惣菜として野菜を栽培していたが、その耕作は知行の農民の夫役であった。勝楽寺を知行した小林氏は、四反七畝一步の陣屋畑を所持しており、久貝氏の知行していた岩崎村（同所沢市）でも延宝六年（一六七八）の検地帳に「御陣屋下屋敷」として三反二畝二八歩の畑が記載されている（所沢市史編さん室『検地帳集成 1』）。

また陣屋の掃除や修復はもちろん、江戸と陣屋との連絡に当たったり荷物を運送したりする「小伝馬」、江戸での勤務や合戦・上洛のとき武器や兵糧を運ぶ「陣夫役」も知行地の農民に賦課されたのである。近世初頭の合戦や上洛に知行地の農民が多く動員され、あるいは土豪などが家臣に取り立てられて出陣した。』（東村山市史上 p504）

## （２）陣屋と年貢

東大和市域の村々に配属された家康の家臣・地頭は前ページの図のように陣屋を構えていました。残念ですが、その内容は不明です。寛文 12 年(1672)と時代は下りますが、武蔵村山市の中藤村に配属された前島氏は次のような姿を伝えます。

『陣屋の広さは一町九畝二八歩、また上畠一反二畝一九歩・中畠五畝四歩・下畠三畝一八歩・林畠三反三畝一八歩、都合五反四畝二九歩の陣屋畑があったことが、寛文一二年「中藤村検地帳」（乙幡泉家文書）から判明する。』（武蔵村山市史上 p722）

また、勝楽寺村（所沢市）の地頭小林氏は、『四反七畝一步の陣屋畑を所持していた』と所沢市史（上 p508）は伝えます。幸い東大和市に、寛永 16 年(1639)の検地帳が残されており、それらとの比較が可能です。

## （３）土地利用の様子

東大和市域の村々で 1600 年代初めの頃の村の様子を知ることが出来るのは、芋久保村に残された寛永 6 年(1629)の検地帳です。地頭酒井郷蔵・極之助が実施したものと推測されます。ただし、名寄帳の形で詳細が把握できません。

次いで、奈良橋村で地頭石川太郎右衛門が実施した検地帳が残されています。ただし、実施日の記

載がありません。やむなく推測することになりますが、後ヶ谷村の地頭逸見四郎左衛門がもう一つの領地である小宮領平沢村(あきる野市)で寛永 16 年(1639)に検地を行っていることが確認できます。ここから、東大和史市では、奈良橋村でも、若干時期を広くとって、寛永年間(1624 ～ 1644)に検地が行われたものと判断しています。この講座でもこの考えを受け、奈良橋村の初期の様子を紹介します。貴重な表を東大和史市から引用させていただきます。

①畑が圧倒的に多く、それも下下畑

表 3 奈良橋村耕地反別 (単位：畝)

| 等 級 | 反 別                | 等 級 | 反 別         |
|-----|--------------------|-----|-------------|
| 上 田 | 畝<br>23.14         | 上 畑 | 畝<br>336.05 |
| 中 田 | 66. 22             | 中 畑 | 322.28      |
| 下 田 | 128.28             | 下 畑 | 496.25      |
|     |                    | 下々畑 | 1391.12     |
| 計   | 218.26<br>(219.04) | 計   | 2547.10     |

(根岸家文書)

奈良橋村の耕地の田・畑別は

田が 2 町 1 反 8 畝、  
畑が 25 町 4 反 7 畝

で、圧倒的に畑が多い地域です。田は貯水池に沈んだ区域と八幡谷ッに若干ありました。

地味や収穫高によって田は上・中・下、畑は上・中・下・下下分かれます。

上田は少なく、10%、下田 が 58%  
上畑は少なく、13%、下下畑が 54%

畑作中心の生産性が低い状況であったことを伝えます。

②田・畑共に一筆の面積が驚くほど狭い

表 4 奈良橋村田畑品級別広狭

|       | 田  |    |    | 畑  |    |    |     |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|
|       | 上田 | 中田 | 下田 | 上畑 | 中畑 | 下畑 | 下々畑 |
| 1 反以上 |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 20  |
| 9 畝   |    |    |    | 4  | 3  | 4  | 21  |
| 8 畝   |    |    |    | 2  | 4  | 6  | 7   |
| 7 畝   |    |    | 1  | 6  | 3  | 6  | 17  |
| 6 畝   |    | 2  | 2  | 7  | 7  | 7  | 30  |
| 5 畝   | 1  | 2  | 4  | 7  | 10 | 6  | 25  |
| 4 畝   | 2  | 3  | 3  | 12 | 11 | 19 | 44  |
| 3 畝   | 1  | 3  | 8  | 6  | 11 | 19 | 33  |
| 2 畝   | 2  | 2  | 9  | 9  | 10 | 16 | 33  |
| 1 畝   | 1  | 2  | 2  | 2  | 0  | 1  | 20  |
| 1 畝未満 | 0  | 0  | 0  | 1  | 2  | 0  | 3   |
| 計     | 7  | 15 | 31 | 59 | 65 | 89 | 253 |

(根岸家文書)

耕地を級別、広狭別に見ると

上田は 7 筆しかなく、最大が 5 畝  
多いのは下田で 2 ～ 3 畝に集中  
典型的な谷ッ田を示します。

畑は 1 畝(約 30 坪)未満のものから 1 反(300 坪)以上まで規模が様々に分かれていました。

上畑が 59 筆で 1 反以上が 3 筆

中畑が 65 筆で 1 反以上が 4 筆

下畑が 89 筆で 1 反以上が 5 筆

下下畑が 253 筆で 1 反以上が 20 筆

上畑、中畑、下畑ともに 2 畝から 5 畝に集中

下下畑は 1 畝から 4 畝の小規模畑が 51%  
を占めています。全体では 5 畝以下が 65%  
を占めています。狭小な規模の田畑を精一杯活用して日々の生活を送っていたこと

が忍ばれます。

表5 奈良橋村田畑所持者階層

| 所持反別    | 人 数 | 構成比   |
|---------|-----|-------|
| 1.5町～2町 | 1人  | 1.5%  |
| 1町～1.5町 | 0   | 0     |
| 9反      | 1   | 1.5   |
| 8反      | 3   | 4.6   |
| 7反      | 2   | 3.1   |
| 6反      | 4   | 6.2   |
| 5反      | 6   | 9.3   |
| 4反      | 10  | 15.4  |
| 3反      | 14  | 21.5  |
| 2反      | 9   | 13.8  |
| 1反      | 8   | 12.3  |
| 1反未満    | 7   | 10.8  |
| 計       | 65  | 100.0 |

(根岸家文書)

家を持ち農業を経営するまでに至らなかった農民が27%を占めていたことになります。

引用させて頂いた表は、東大和市史 p147～148 に掲載されています。

奈良橋村には石川地頭が陣屋を構え、村の統治に当たっていました。これらの表のどの位置に当てはまるのかは不明です。また、寛永と寛分時代では、時代も変化し、奈良橋村と中藤村とは立地条件も異なりますが、中藤村の地頭前島氏が「一町九畝二八歩の陣屋屋敷、五反四畝二九歩の陣屋畑を持っていた」と比較すると、当時の地頭がどのような位置にいたのか想像できます。

奈良橋村の田畑の所有状況を所持反別に見ると

全部で65人が田畑を所有していました。  
1.5町～2町が1人で、特殊な地位を占めます。  
5反～9反層がばらつき  
3反～4反層が37%を占めます。  
2反～1反未満が36%を占めます。

経営基盤の一応安定する基準によく「3反百姓」が使われますが、それに満たない層が36%とは驚きです。

65人の内15人が1反未満の所有者ですが、15人の内、自分の屋敷を持っていたのは2人、つまり13人が無屋敷層でした。さらに、全体では18人が無屋敷層であったと推計できることを東大和市史は記します。

無屋敷層は親か親戚に寄寓しながら独立を目指す農民と考えられます。この時期、奈良橋村では、自立農民として

### Ⅲ 江戸街道を地頭が通い、石灰が運ばれた

——地頭は馬で登城、成木から石灰が、青梅街道の開通——

後北条氏時代の東大和市域の村々は八王子（その先の小田原）や川越、東松山方面と密接な関係を持っていましたが、家康の関東入府、その家臣団の来村などによって、政治面でも経済面でも急速に江戸へとその方向性を変えます。その時、大動脈となったのが「江戸街道」でした。

#### 1 未整備な江戸

家康が最初に江戸に入った頃の状況は、論者により大きく変わります。ここでは、なぜ、家臣団が 35<sup>㍰</sup>圏から 50<sup>㍰</sup>圏に配属されたのかの視点から、当時の姿を求めたいと思います。

##### （1）家康が入った頃の江戸

家康が江戸に入ったのは、天正 18 年(1590)8 月 1 日とするのが普通です。6 月 23 日、八王子城が開城した。小田原城の落城を目前にして、6 月 28 日、秀吉は家康に後北条氏の領域全てを与える、江戸を東国経営の本拠とするようにとの内意を伝えた。その背景には、家康を三河から関東へ遠ざける意志があった。家康は早速、内密に家臣を江戸に派遣し、江戸の実態調査をさせた。7 月 5 日、小田原城は落城し、7 月 13 日、秀吉は小田原攻めの論功行賞として正式に家康の関東移封を発表した。家康は 8 月 1 日江戸に入った。ということになっています。

徳川実記は家康封じ込めの立場から

「かの駿、遠、参、甲、信の五ヶ国は、年頃人民心服せし御領なれば、これを秀吉の手に入れ、甲州はもっとも要地なれば、加藤遠江守光泰を置、後に浅野弾正少弼（しょうひつ）長政を置、東海道枢要の清須に秀次、吉田に池田、浜松に堀尾、岡崎に田中、掛川に山内、駿府に中村を置。これらはみな秀吉腹心の者共を要地に据置て、関八州の咽喉を押えて、少しも身を動かし、手を出さしめじと謀りしのみならず……」

とその後の豊臣勢の配置に言及しています。



これと対立する論として、

- ・家康は4月23日、戸田三郎左衛門忠次を江戸城の検使として赴かせている
- ・それ以前に、遠山丹波守と真田隠岐守に江戸城を探らせている

などを明らかにして、秀吉が関東に家康を転じたのは、家康の腹を読んだ末の決定であったとする家康先導説があります(水江漣子「家康入国 なぜ江戸を選んだのか」角川選書)。

転封の動機は謎に包まれています。同様に、家康が入った頃の江戸の状況も、残された文書にはとらえ方に落差があります。家康側と太田道灌・後北条側の対比をしておきます。

## 家康側

### ①天正日記

「町かず たて十二町、よこ三・四町、所々にてさだまりなし。家かず 焼後故 たしかならず」

◎内藤清成が書いた日記、内藤清成は家康に小姓として仕え、家康江戸入府の時は、鉄砲隊を率いて先陣を務めた。ただし、偽書との意見が多い。

### ②君臣言行録

「江戸城は、さきざき北条がとき城代たりし遠山が家居(いえい)、本丸より二三丸まで、古屋残り。多くはこけらぶきはなく、みな日光そぎ、飛州そぎなど、いうものにてふけり。中にも厨所(くりや)の辺は、萱茨(かやいばら)にていとすすけたり。玄関の階板(きざはしいた)は、幅広き舟板を三枚ならべで階(きざはし)とし、その余はみな土間なり」

◎尾張藩士の中山七太夫が残した。中山七太夫は、後凋軒と号し、徳川宗睦の養子となった治行(松平義柄)の小姓を勤めた。また長沼流軍学者でもあり、高須藩家老を勤めた横井源五左衛門久時の師(日比野猛著『茶人横井瓢翁』による。)

### ③石川正西(いしかわしょうさい) 見聞集

「遠山景政の居城でいかにも亀相(そそう)であった、本丸のほかに二つの曲輪からなっていた、これらの間にあった空堀を埋めて一つにした、後の西丸はまだ野原であった、石垣などはなく、芝土居で上に木や竹が生い茂っていた、大手門はのちの百人番所の門の場所にあった、のちの内桜田門・大手門より三丸の平川門までの間は土居が築かれていたこと、・・・」

◎などと記されている。石川正西は松平康重(騎西城主)に仕え、見聞集は万治3年(1660)に書かれた。

### ④落穂集

「遠山時代城と申すには、石垣などで築いたところは一ヶ所も無く、皆々、芝の土居をたて、土手には竹木茂り合っていた、御入国の節、御本丸二の丸三の丸があった。其間、その間には余程深きから堀などがあった。これを早速御埋させ殊の外広くなった」(『落穂集』)

◎兵学者である大道寺友山重祐(1639-1730)が享保12年(1727年)、問答形式で発表。

### ⑤岩淵夜話別集

「東の方平地の分は、ここもかしこも汐入の茅原にて、町屋侍屋敷を十町と割り付べき様もなく、さてまた西南の方は、渺々と萱原、武蔵野へつづき、どこをしまりと云べき様もなし」(『岩淵夜話別集』)

◎大道寺友山が著述、発表時期は不明、落穂集よりは早いのではないかとされる。

① 静勝軒詩文

一 関八州で幕府の勢力下にあるのは三カ国しかなく、江戸はその中心地である。  
二 江戸湊の海陸のにぎわい、交通の盛んなことは他に例をみない。  
三 江戸城は一方は海に面し、一方は平川で守られた上に、本丸台地のまわりには堀をめぐらせ、城門は鉄で固めてあり、その堅固さは特別である。  
四 江戸前島周辺には大小の商船や漁船が群がり、江戸湊は「日々市をなす」。この湊に集散する物資について「房州の米・常陸の茶、信濃の銅・越後の竹箭（ちくぜん）、相模の兵士、和泉の堺からは中国から伝えられた宝石類、或いは獣の骨や牙、香料、塩、魚、漆、織物、染め物用の原料、曲げ物（漆器）、葉など」ないものはないほど多種多様な物資が集散している。  
五 江戸城周辺の有様については、南方では品川湊と江戸の間には人家が続き「東武の一都会」をなしており、北方に目を転じると「浅草の浜」の観音堂の「巨殿宝坊」の美は「数十里の海に映え」そびえていた。

◎太田道灌の時代、江戸城の初代天守閣とされる静勝軒（じょうしょうけん）について、文明 8 年（1476）、太田道灌の求めに応じて、京都五山と鎌倉五山の長老を歴任した僧侶が詠みました。原文は江戸名所絵図「江戸大城の基立」にあります。安島が意識しました。

◎さらに、文明 18 年（1485）、歌人の万里が詠んだ詩には

『江戸城内には軍隊が常駐し、毎日数百人の兵士が様々なやり方で訓練にはげんでいる。

怠けた者からは罰金三〇〇片を取り、それを係員が貯めておいて訓練後の茶菓を買う金にする。

一カ月のうち「文を操り鉦を撃ちて士卒を閲すること両三回」、

その命令ははなはだ厳しいものがある。』

とあります。

◎太田道灌の後、江戸城は後北条氏が拠点としていました。河越城、岩槻城と密接な連携を取る後北条氏にとって最も重要な位置づけの城でした。後北条氏は中世山城築城の名手とされ、滝山城、八王子城があります。

以上、家康側、太田道灌・後北条氏側の記載を比較すると、格段の差があります。太田道灌の築城によって栄えた江戸もその後、上杉氏、後北条氏の時代を経て寂れたことが考えられます。しかし、家康側にはその後の整備の誇示、太田道灌・後北条氏側にはその時の勢力の誇示の部分があり、この時代の資料を読み解くためには、慎重さが求められます。

家康が入府した頃は、日比谷は海だった



徳川家康入府頃の江戸

静勝軒詩文が太田道灌の江戸湾の賑わいを高らかに詠み上げるように、中世において、江戸は港湾都市の別名がありました。日比谷の奥にまで海が達し、城が直接江戸湾に面していました。城下町を形成するには、洪水の恐れのある平川の流れを変え、神田山を崩して平面化し、日比谷を埋め立て、麴町、赤坂地区を造成して市街化を可能にするための期間が必要でした。また、生活物資の供給が可能となるように交通や流通の整備が必要でした。江戸が整備されたのは「慶長見聞録」によれば

『当君(家康)武州豊島郡江戸へ御打入よりこの方、町繁昌す。然れども地形広からず。これによって豊島の洲崎に町を建てんと仰せあり。慶長八卯の年、日本六十余州の人歩を寄せ、神田山を引崩し、南方の海を四方三十余町埋めさせ、陸地となし、その上に在家を立て給う。この町の外、家居つづき、広大なること、南は品川、西は田安の原(九段)、北は神田の原、東は浅草まで町つづきたり』

『日本橋は、慶長八癸卯(みずのとう)の年、江戸町割の時分、新儀(しんぎ)に出来たり。大川なればとて、河中へ両方より石垣を築き出し、架け給う。敷板の上、三十七間四尺五寸、広さ四間二尺五寸なり。昼夜二六時中、諸人群を成し、踵をついて往還絶ゆることなし』

とあり、慶長8年(1603)を整備開始の年としています。家康入府後、10余年が必要でした。

## 家臣団に地割りが出来なかった

家康は関ヶ原の戦勝後、慶長8年(1603)に、征夷大將軍となり、江戸に幕府を開きます。本格的な江戸整備はこの後に開始されます。600人からの家臣団とその家族、親藩と外様の大名を居住させるには、余りにも江戸は未整備でした。

しかし、江戸防備と新たな江戸整備には、特に35～50<sup>㌶</sup>圏までは、治安の維持が急務でした。これらの事情から、直属の家臣は江戸城周辺に配備し、その地の治安維持と同時に、緊急に対応できる体制として、家臣が配属されたものと考えます。

## 2 地頭は一夜泊まりで江戸街道を往復

初期に35～50<sup>㌶</sup>圏に配属された家臣は配属された陣屋から、一日をかけて江戸城に登城し、職務を果たして、数日後に帰村したとされます。東大和市域の村々の地頭はどのようなルートを通して江戸までを往復したのでしょうか。

### 武野遊草のコース

東大和市域の村々に配属された地頭が江戸に通う道筋を考えるのに参考となる資料があります。寛政7年(1795)と時代は下りますが、清水村の大久保狭南のもとに、江戸・青山から文人・石永貞(清瘦園の主)が訪ねてきました。その際の旅日記が「武野遊草」として残され、当時の姿をよく現します。そこから、初期地頭の通勤路を復元したいと思います。

石永貞は寛政7年(1795)9月30日辰(たつ)の刻(午前6時～9時)、  
江戸青山を出発  
四谷の宿～鳴子～姿見橋～中野～荻窪  
於曾野井(遅野井村=杉並区上井草)～関(練馬区関町)～八木沢(=柳沢=西東京市柳沢)

『・・・八木沢といふすく(宿)に至るに宿の末つかたに両路の岐あり 右のかたは所沢とかいへるすくに通ひ左は青梅のすくはた予がゆく清水へも通ふといふ 一步の差ひ千里を謬るといへるもかかる道にこそと打笑ひつつとある亭にやすらひ ひるかれぬ(昼食)などやうのものをものし 亭のあるじにゆく先の里を問ふに いまだ二里あまりもあるべしといふに 日ははや申(さる)の三ツ(午後4～6時)斗りになりぬ

八木沢を出 田無村を過 大岱村(おんたむら)にかかる 今は往々大沼田といふよし 道より右のかたに一構の家居あり 伝兵衛とかいへるもののよし その側に一町あまりの田あり 此わたりはすべて荒れ地にて田少きをかの伝兵衛の先祖なるもの其田を墾せしとて今は此所を字して田場と呼よし

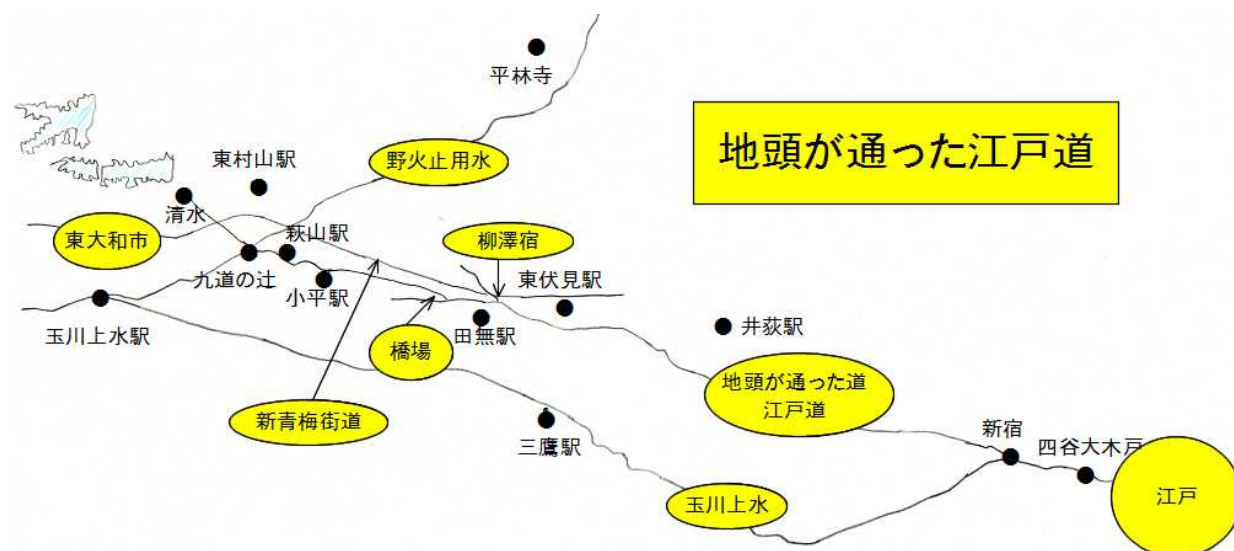
此村の末にも又両路の岐あり 左は小川といふ村に通ひ右は清水に通ふ 此わたりは大神君開國の後程ありて墾せし地にして 木立も古きやうにも見へず道のそここ萩薄の生次第なるもさながら武

蔵野八百里の倂も彷彿たり 此地を土人字して萩山といふ 萩山のわたりより小川村てふ辺に至りて  
すべての新田にして かの田の経界はことごとく卯つきを栽ゆ 花の頃さこそと思ふ斗なり

天王社に至る 田無村よりすぐに至る すべで林間なり ここに新堀といふあり はば式間あまり  
もあるべし 同じ長に幅三尺斗りの石二枚を架しで橋となす 此川は古へ承応の頃玉川より江戸へ分  
水の時 古吉田侯奉行せられ 落成の後其功により吉田侯庶所（みたまや）新座郡川越領野火止村平  
林寺といふ寺の厨（くりや）に水を通し 其流の所に新田の用水に分ち用ゆるよし 此流の源は多摩  
郡のうちなる小川砂川とかいへる村の間にて上水より分つとぞ ゆへに土人字して伊豆殿堀と称す

其橋を渡り廻田村といふに至る 日すてに没し薄靄四方に引て 路のほどもおぼつかなけれども  
さすがに婦翁の郷里なれば見なれつる森の木立そここ星明りに枝析（しおり）求て田間をたどり  
酉（とり）の三ッ（午後 6 ～ 8 時）斗りに やうやう清水につきけり これは婦翁の甥なるもので  
大聖山持宝院とかいへる修験者なり

今宵はここを主と定で曲突（いるり）でふものに桑などおりくべて あからさまにうちくつろぎぬ  
江戸より此に至る里程凡そ六里あまり・・・』



東大和市に配属された地頭は石永貞が青山から東大和の清水、多摩地方を訪ねたときの道と考えて  
よさそうです。ただし、当時は玉川上水も野火止用水もありません。位置関係を示すために入れました。  
明治 14 年迅速図で見ても、九道の辻周辺は一面の樹木で覆われていることがわかります。

なお、内藤新宿は元禄 11 年（1698）の開設であり、当時は存在しません。成子辺りで休憩になっ  
たのかも知れません。

### 3 成木（青梅市）から御用石灰が運ばれた

——成木道 青梅道（青梅街道）の成立——

慶長 8 年（1603）2 月 12 日、家康は征夷大將軍となり、江戸に幕府を開くことを決めます。諸大名  
の江戸勤務が本格化し、江戸市街の拡張工事が開始されます。道三堀と平川に橋が架かり、日本橋と  
名付けられます。慶長 9 年（1604）2 月、幕府は東海・東山・北陸等、後の五街道の整備に入り、日本

橋をその里程の起点としました。

多摩と関係が深い甲州街道は慶長 5 年(1600)、関ヶ原の合戦後、甲斐が徳川氏の領地(二度目)と決定して、甲府と江戸城を結ぶ幹線として整備されました。八王子に 18 人の代官が集中配置されていることもこの道の整備を早めました。その陰に隠れますが、見落としてはならないのが、代官頭・大久保長安の陣屋が青梅に置かれたことです。「森下陣屋」と呼ばれました。その時期は八王子に代官陣屋が置かれた文禄元年(1592)と同じ時期と考えられています。

(1) 石灰上納の命令

慶長 11 年(1606)11 月、幕府から、年寄衆本多佐渡守正信と大久保相模守忠隣を通じて、八王子に配属された代官頭大久保石見守長安に右のような石灰供出の命令書が出されました。

『江戸城工事のため、御用白土(石灰)を上成木・北小曾木村、山根より取寄せる。御急の事であるので、三田領・加治領、御領・私領、道中筋より助馬を出し、滞りなく石灰を送ってくるように申しつける。駄荷の運送や轡を取って稼ぐ者、喪に服する者があれば堅く出さないようにせよ』

大久保代官は同じ 11 月、この命令を高麗郡上成木村、多摩郡北小曾木村(成木八丁目)の「白土焼」をする窯主に伝達しました。この窯主に関しては木崎家に「御用白土石灰旧記控」が残されています。

今度江戸城御作事、御用白土、武州上成木・北小曾木村、山根より取寄候、御急之事に候間、其方御代官所三田領・加治領、御領・私領、道中筋より助馬出之、無滞石灰附送候様可申付、駄賃口附・服忌有之者、堅出し不申候様可申付候、以上、  
(慶長十一年)午十一月

大久保石見守殿

大 相模守  
本 佐渡守

武蔵国高麗郡上成木村  
同国多摩郡北小曾木村

右村白土焼石灰の儀は八王子城北条陸奥守氏輝  
恩賞之者 (照)

上成木村 木崎平次郎  
同 村 川口弥太郎  
北小曾木村 佐藤助十郎  
同 村 野村庄七郎

右者、天正十八年七月、□□後両村に引込、白土  
□□村方百姓ら申合、□□焼出たる申伝也。結城  
家臣多賀屋越前より焼法伝習也。御入国后、慶長  
十一年江戸御本丸御普請の節、御老中様御奉書被  
下、上成木村、北小曾木村白土焼と名目被仰付候。  
則本山白土石灰口申後、八王子石灰竈と申候。

この控えや川口家に伝わる「由来之事」によれば、最初に石灰を焼いた人々は後北条氏の家臣で氏照から恩賞を得るような武士でありました。

別の伝承によれば、八王子城にも石灰が使われていたとされます。八王子城落城後は浪人をしていて、石灰焼きを命ぜられた時

『其時分塋焼召し出され候て 御百姓哉何者にて候。有様に申上候様にとの御尋にて御座候。従来の百姓町人にては無御座候。八王子氏照恩賞の者共に御座候と申上候。五、六日過ぎてまた召され、親類縁者まで申上候様にと御尋に曰く斯様に申上候。左様に候はば今より塋召上らるべく候間、急ぎ

入用意仕り御用かかさぬ様に仕候得と仰せ付けられ、御帳には八王子者白土焼と御付なされ難有奉存候。

御承知中上罷り帰り候。のち両三人にては大分の御用難調、家名正しく実儀なる仲間を立て滞りなく御用を達し奉る御事に候。其役御代々御用を達し奉り上げ御代官様□□□。御奉行様帳面に御座あるべく候。』

として、御用石灰の生産に携わるようになった経過を述べています。しかし、最初は 3~4 者への特命、特需の状態でしたが、慶安元年(1648)には同業者が現れ 10 窯となり、寛文の頃(1661 ~ 1672)には 25 窯となるなど、競争相手が増加します。また、享保年間(1716 ~ 1735)には、本所深川で「蠣殻灰」(かきがらばい)の焼き出しが始まるなど、さらに経営は苦しくなっています。

### ①代金は払われたが、やがて厳しくなった

生産に要する経費ですが、最初の頃は不明です。寛永年間(1624 ~ 1643)の江戸城天守閣普請の際には 3, 500 俵の生産が命ぜられ 250 両の拝借金を与えられています。この制度は元禄年間(1688 ~ 1703)まで続いたとされます。前借り金ですから、石灰上納の量に応じて精算されたものと考えます。

青梅史市はその方法として次のように記しています。

『石灰の窯元たちは、この拝借金を焼き立ての費用にし、その代償として御川石灰を上納した。しかもそれは、全くの無料奉仕ではなく、二八石で一両(慶長当初)、十四石で一両(慶安年間)、十七石五斗で銀六四匁(金一両ぐらい、寛文~元禄ころ)というように買上げの仕組であった。

そのうえ近郷近在からは助馬の援助が命令によって行われ、さらに上納以外の余りを「下灰」といって「在売」が許された。在売というのは自由販売をすることである。石灰焼き窯は、江戸中期以後、資金難や競争相手の続出に苦しむのであるが、この初期の時代は、まだ恵まれていたようであった。

けれども「俄かに手鋤不成(てぐわならず)、難儀に罷在候。木崎、佐藤、野村の三人者翌(あく)など焼為牢(浪)人を営候」という記録があるとおり、この窯主たちは、拝借金でもなければ容易に焼き立てが出来ないというのが実情であったらしい。このことは時代が下がるにつれて深刻になり、後に述べるような多くの事例が出てくる。それにまた莫大な生産費がかかったことから考えても割りの良い生業とはいえなかったようである。』(青梅市史上 p789)

### ②江戸の大火の度に増産

青梅石灰は経常的に焼かれていたのですが、たびたび起こった江戸の大火の度に増産を命じられています。

・寛永 16 年(1639)8 月 14 日、江戸城本丸奥の台所から出火、本丸を焼失。早速再興にかかります。多分、石灰増産の命が出されたのでしょう、小曾木村では「御用白土石灰旧記控」(青梅市北小曾木木崎茂三郎氏所蔵)に、「寛永一六年天守作事につき三万五〇〇〇俵、・・・」と記載されています。翌年 4 月 5 日、江戸城本丸は再建されました。将軍家光は西の丸から移っています。

・明暦 3 年(1657)1 月 18 日、振り袖火事(明暦大火)が発生し、江戸城本丸・二の丸が焼失しました。

4 月から 6 月にかけて、幕府は江戸の道幅拡張・側溝の規格などを規定し、町屋の藁葺・茅葺きを禁止します。

・6 月 11 日、作事奉行から代官に対して、江戸城本丸・二の丸の再建のため、「御急ぎの事であるの

で、田無村へ増馬 30 疋必要である。近所の御領私領から助馬を出せ」と成木・小曾木石灰の輸送人馬の増強の命令がなされています。

- ・8 月 15 日、大火で焼失した江戸城二の丸御殿竣工とありますから、相当の突貫工事が行われたのでしょう。この時の石灰産出高を知りたいものです。

## (2) 石灰の生産

成木・小曾木石灰は東大和方面では溜め池がつくられるような谷ッに窯を設置して生産しました。



図は青梅市成木地区にある「所久保遺跡」の全容です。青梅市は次のように説明しています。

### 市史跡成木石灰所久保遺跡

成木地区では、北条氏照による八王子城築城等の資材として、天正年間(一五七三～一五九二)にはすでに石灰の生産が行われていたと言われている。さらに当地の石灰が広く知られるようになったのは、江戸城増改築やその他建造物の白壁等の用材として、慶長十一年(一六〇六)、幕府が八王子代官大久保石見守に供出を命じたときからである。

石灰を製造するには、採石…焼成(製品化)…保管等の工程に伴った諸施設を必要とする。所久保遺跡は、石灰石の石取場、石落とし場、石を砕く石打ち場、石を焼く場所(窯跡)、焼石にかける水をためておいた水場、製品を保管する倉庫跡、屋敷跡等から成りたっている。この地は江戸時代初期からひらかれたと言われ、成木地区に残る石灰に関係する遺跡の中では、最も良く保存されている。また、当地の石灰焼創始者の一人木崎平次郎との関連も推定でき貴重な遺跡である。

平成元年八月四日指定

青梅市教育委員会

## 石 灰 焼 圖



新編武蔵風土記稿

成木の石灰は原石＝石灰石を焼くことによって生産しました。青梅史市は

『石灰の生産過程を化学的变化という面からみると、焼成と消化の二つに分けられる。・・・

そこで、焼成とは、不純物を含む石灰岩の原石を摂氏九〇〇度に加熱し、鉱石の中に含まれている炭酸ガスを放出させ、「生石灰」を作る工程である。消化というのは、この生石灰に水を掛けて発熱、崩壊させることによって、粉末状の「消石灰」とする工程になる。』

原石を集め、窯を造り、高熱で焼き、時には水をかけて消化する。重労働であったようです。上図「イシハイガマ」＝窯は間口５間で、高さはそれ以上に石灰岩と薪を交互に積み重ねました。それからあく抜きにかかります。一日３回、１週間水をかけます。水運びは４人がかりだったとされます。それから焼き上げに入りますが、５日ほどかかりました。

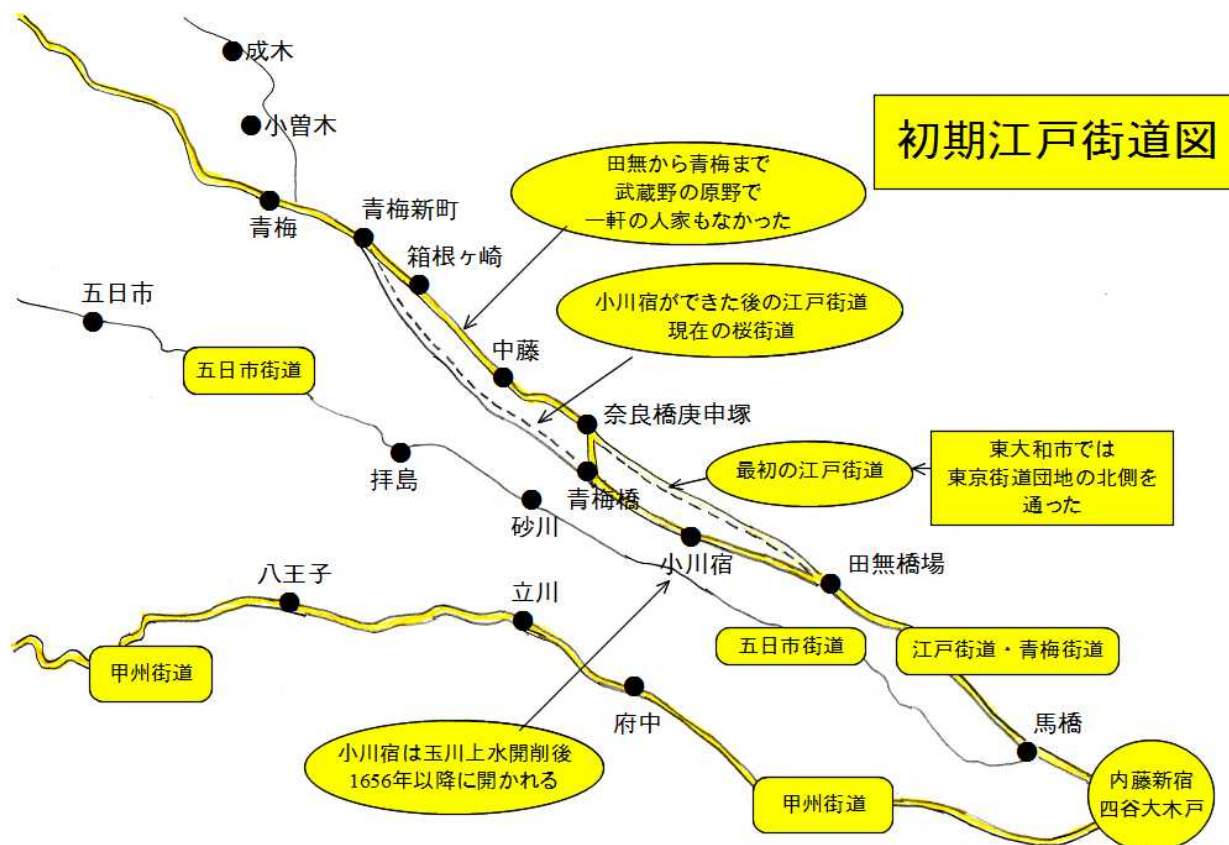
### (3) 石灰の運搬

生産された石灰は俵に詰めて、馬で江戸の工事現場である竜の口まで運びました。「御用白土」の旗印を掲げ、近隣の村から徴発された「助馬」によって、丁重に、時には権力的に運ばれたことが推測されます。その道筋が東大和市域の村々の南に造られました。全くの原中に、ほぼ直線の道筋でした。新青梅街道が開かれた昭和４４年(1969)までは、その姿が残されていました。

#### ①ルート

初期江戸街道(明治以降に青梅街道と呼ばれる)は丘陵の麓の村々を連ねる「村山道」から離れた原野の中を通りました。東大和市域内では現在の新青梅街道の位置でした。奈良橋庚申塚を經由し、東京街道団地の北側を通して「九道の辻」から田無の橋場に至りました。九道の辻から東は地頭が江戸に通った道と重なります。

当初の頃は「内藤新宿」はなく、「四谷大木」で江戸市内との区切りが付けられていました。



なお、「青梅歴史物語」は江戸への経路として4つのコースをあげています。

『①初期の頃の経路。伝馬街道(上成木・北小曾木→岩蔵→新町東はずれの六道の辻)から箱根ヶ崎の南を通り、残堀(武蔵村山)→小川村(小平・明暦年間開村)→田無→中野→新宿→四谷と経由して江戸竜の口普請小屋まで行く一三里(約五十キロメートル余り)のコース。

石灰輸送が伝馬送りになると、宿場の中継も多忙になり、織部之助の新町村なども、この輸送路として発展しました。

②同じく初期の頃の経路。上成木・北小曾木→吹上峠→黒沢→根ヶ布→師岡→新町→箱根ヶ崎までのコース。そこからは①と同じ。明治時代まで続きました。

③一七〇七(宝永四)年頃の経路。岩蔵から藤橋へ出て町屋街道を通り、扇町屋へいたり、そこから川越を経て、舟積みで新河岸川・荒川を下り江戸へ運ばれるコース。この経路も明治時代まで続きます。

④一七一〇(正徳)年代の頃新しくできた経路。青梅街道の中藤村(武蔵村山市)から東村山、清瀬を通して引又河岸(埼玉県志木市)へ行き、そこから新河岸川・荒川を舟で下るコース。

また、明治初めの数年間には、羽村から玉川上水の舟運を借りた記録も見られます。そして、これらの経路の道筋の村々は、石灰送りの助郷「御伝馬」(低報酬で行う公、または村のための労役奉仕)をつとめたものでした。

このように青梅地方と江戸をつなぐ街道は、成木石灰の搬出によって始まりました。また、藤橋や師岡には「石灰改(会)所」が置かれ、荷改めや事務などを行いました。この「石灰の道」こそ、青梅だけでなく多摩地方の発展に大いに影響を与えたものだったのです。』(青梅歴史物語 p162 ~ 163)

◎正徳年代のコースは、東大和市内では「清戸街道」と考えられます。

## ②助馬

運搬は関係する村々から徴用される「助馬」によって行われましたが、全くの無償ではなく、少しばかりの駄賃が支払われました。農民の生活に直結するもので、大きな問題であったと推測しますが、初期の資料は余り見られません。東大和市域の村々は当初、「助馬」対象地域に入っていなかったため、文書も残っていません。

慶安年間(1648～1651)まで2斗8升入り 1俵の駄賃が銀1匁2分8厘であったものが  
寛文元年(1661) 3斗5升入り 1俵の駄賃が銀1匁7分4厘と改訂されています。  
この理由は人足から苦情が出たためとされます。

## ③継立（つぎたて）

石灰は生産地から一定の場に集められ、継送されました。この場を「継立所・場」、継ぎ送りすることを「継立」と呼びました。上成木、北小曾木の谷で焼かれた石灰は

- ・「落合継立所」（現・成木市民センター）に集め、表川村～箱根ヶ崎村～田無村～中野村と継ぎ立て、竜の口の工事現場に運ばれました。
- ・その後、箱根ヶ崎村～田無村間が原野で水場が無く、余りにも距離が長すぎるとのことで、明暦2年(1656)、小川新田が取り立てられ、新しい「継立所・場」となりました。

◎青梅市藤橋、師岡には「石灰改（会）所」（かいしょ）が置かれました。荷改めを行う一種の検査所です

## （４）青梅新町の開発

水が無くても、輸送路に町おこしをかけた動きが生じました。成木街道を石灰が運ばれるとき、江戸との将来の結びつき、青梅との関係を観察し、そのルート上（②）に新しいまちをつくった「土豪」吉野織部之助です。

天正18年(1590)、秀吉の関東攻略により、忍城(行田市)は落城し、城主成田氏の家臣であった吉野織部之助は師岡村に落ち延びて、土着します。早くも指導者的立場に立ち、農業経営に当たりました。そして、慶長15年(1610)10月、石灰輸送路周辺に新田開発をしようと決め、翌慶長16年(1611)2月、八王子代官大久保石見守長安に伺い状を提出します。

書付をもって伺い奉り候

一、武州多摩郡三田領柚之保野上之郷武蔵野に家を建て、新田一村を取立申度く候。仰付られそうらはば、出精つかまるべく候。依って窺い奉り候。以上

慶長十六年亥二月

吉野織部之助

御代官様

というものです。この伺いは直ちに許可され、織部之助は新田開発に着手します。その計画図は間口9間という斬新的なものでした。青梅史市は次のように記します。

『まず村の位置の設定は、野上村に近接した地点とした。それは早魃で井戸水が得られない時、野上村に飲料水を求める計画からである。すなわち、野上村の東、羽村の北西、今寺村の南の原野に、東西十八町余(約一、九七〇<sup>㍿</sup>)、南北十一町余(一、二〇〇<sup>㍿</sup>)の地域を定め、開拓の一步が踏み出された。

道路は集落の中央を江戸街道として幅四間(七、二<sup>㍿</sup>)とし、さらに南北の屋敷裏に道路を設け、屋敷割りは日本六十六州の数にちなんで北側に三十三、南側に三十三とし、その一戸分の間口は九間(一六、二<sup>㍿</sup>)とした。屋敷の間口は新田村としてはきわめて狭い間口であるが、これについての織部之助の構想は、新町村は農村としてばかりではなく、市立ての計画と共に将来宿場としての村造りを目標として間口を狭くしたのである。

また土地が軽砂土のため防風林の造植にも注意をはらい、屋敷林も奨励し集落の北側の御嶽神社付近から東へ、さらに東は集落より五十間先に北から南へ今の小作駅に至る十町(一、〇九〇<sup>㍿</sup>)にわたる間に植林した。・・・』(青梅市史上 p509)

当初、入植者は少なく、代官が近隣村に応募を呼びかけています。その後については、青梅市教育委員会資料「旧吉野家住宅」、「青梅新町の大井戸」を参照下さい。

(5) 道の景観

青梅街道初期の景観は絵図などには残されていません。茫漠たる武蔵野の原中を道筋が空と溶け合うような景観が続いたと想像されています。

水場が無く、陽炎が立ったのでしょう「武蔵野の逃げ水」の言葉が残されています。

・慶長 16 年(1620)に吉野織部之助が「新町」を開設した際、江戸道について、「幅三間、末は五間、野道通り、人家なし」と記しています。

・また、約 30 年後の武蔵田園簿(慶安 2 年～3 年・1649～50)の「武蔵国道法」は次のように記しています。

途中に橋が架かっています。すがたの川や奥多摩に入って、長さが、川井川 8 間、氷川川 8 間、小河内川 7 間とあり、いずれも橋長が長く、技術的にどのような橋が架かっていたのか興味をそそられます。しかし、いずれも、「橋落ち 渡りなし」とあり、その理

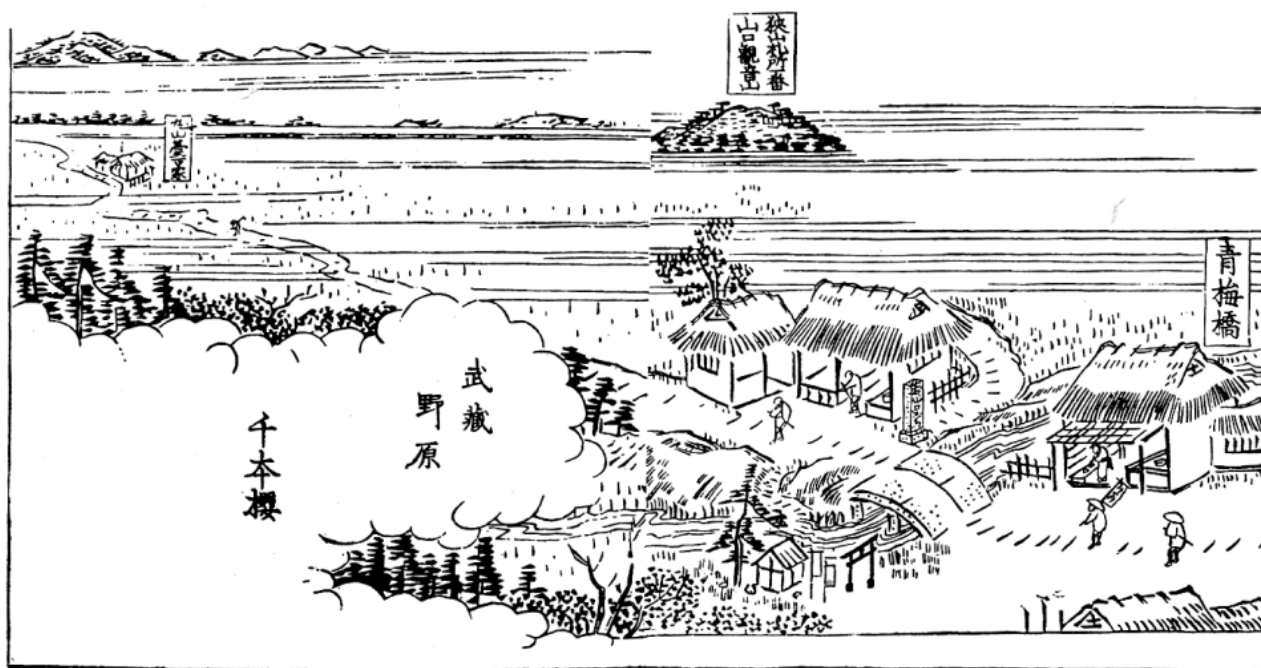
江戸麴町札ノ辻より甲州境原村迄道法  
一、麴町札ノ辻より中野迄壺里廿四町 但、道広サ四間 此間二川壺ツ  
一、すがたの川(朱)「乃チ姿見ノ橋ナリ」橋長サ八間 水深サ貳尺、小石砂川、  
橋落渡りなし  
一、中野より田無町迄三里三町 道広四間五間  
一、田無町より青梅町迄七里三町 但、原道  
此間に原有  
一、原の間六里、家なし  
一、青梅町より甲州境原村迄壺里廿四町 但、道広貳間壺間壺騎打ノ所有  
此間に川三つ  
一、川井川、橋ノ長八間 但、橋落通路なし  
一、氷川橋の長八間 但、橋落通路なし  
一、小河内川、橋の長七間 但、橋落通路なし  
道法合式拾三里拾八町

由や日常の生活への影響などが気になります。荒廃していたのでしょうか？

「田無町より青梅町まで七里三町(約 27.8 キロ<sup>メートル</sup>) 但、原道 この間に原あり、原の間六里(約 23.56 キロ<sup>メートル</sup>)、家なし」と田無―青梅の間が家が一軒もない一望の原野であったことに注目です。

### 青梅街道の呼称

現在、「青梅街道」の名で呼ばれている道路は長い間、「成木道」「江戸みち」「あふめ道」「みたけ道」「江戸往来」「江戸往還」「江戸表より往来道筋」「甲州通り」「甲州裏道」「甲州大菩薩道」などと呼ばれていました。青梅街道と呼ばれるようになったのは明治以降とされます。



天保5年(1834)発行 御岳菅笠の青梅橋

#### IV 江戸は整備、俺が方は鷹場

——江戸の市街・江戸城が整備される一方で東大和は鷹場に——

幕府の開設、天下普請による江戸城の整備、経済活動の活発化に伴う市街地の拡大によって、江戸は寂れかけた中世の城下町から、政治の中心、たくましい経済、華やかな文化・・・など、近世の城下町へと転換します。しかし、一方で、東大和市域の村々は周辺の村々と共に鷹場の指定を受け、雀も捕れない有様でした。

## 1 江戸城の整備

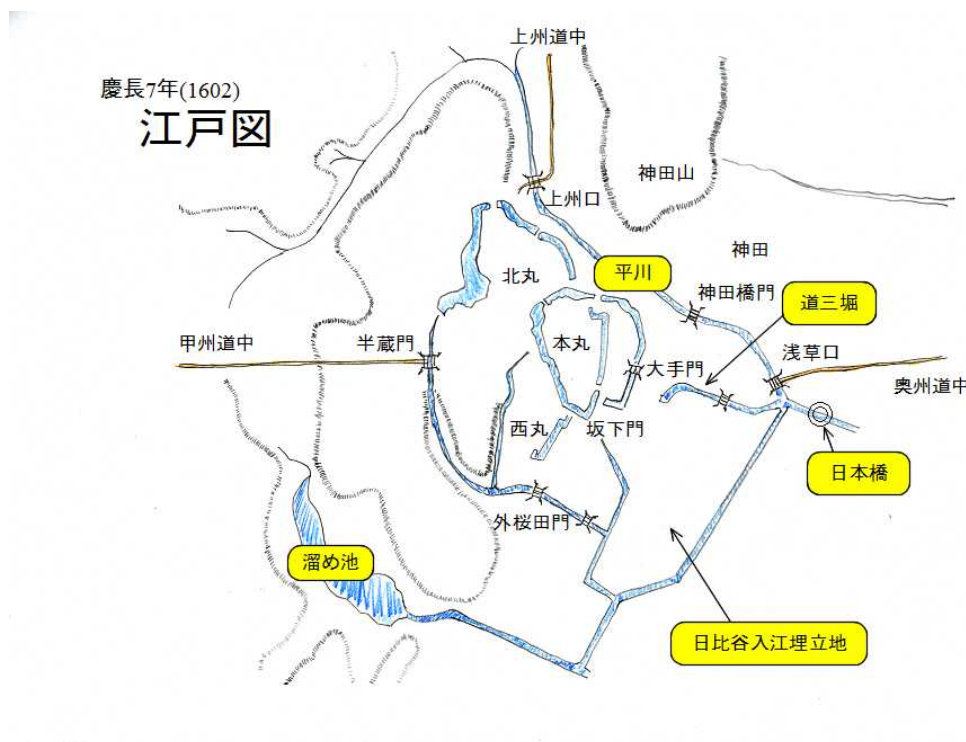
家康は江戸入府直後には、江戸城・江戸市街とも整備に着手せず、豊臣政権の一大名として戦乱に明け暮れました。何はともあれ、家臣への当座の屋敷割渡として

天正 18 年(1590)、江戸入府とともに、8 月から 9 月にかけて

- ・井伊直政に外桜田（東海道方面に対する防衛線）
- ・青山忠成に青山（大山道方面）
- ・内藤清成に内藤新宿（甲州道方面）
- ・榊原康政に池端向力岡（奥羽道方面）

と重臣たちに広大な屋敷地を割渡しました。江戸城防備が見え見えです。

直属常備軍である大番組の番衆（＝中・下級の家臣で編制）は、入府直後は江戸城近くの町屋を定宿として、いざに備えましたが、次第に、江戸城の西北方（麴町・市ヶ谷方面）の台地に用地を与えられ、組屋敷を建設するようになりました。



引き続き、10月に、小石川の低湿地(現在の西神田・三崎町・神保町・錦町一帯)を造成し、上級・下級の直臣 232 氏に屋敷地を割渡しました。また、11月6日、神田山(駿河台)一帯に三河から江戸

にきた弓同心の組屋敷を割渡しました。いずれも、臨戦態勢です。

この時期の番町の景観について「落穂集」は『我等若年の比承り及たる番町の義ハ、表向に石垣を仕り長屋作りにいたし、白土などを付たる家と申てはまれにもこれ無く候、屋敷廻りハ大方竹藪にて其内にかやふきの居宅長屋などを作り、小き門の立たる屋敷々々計りこれ有たる事也』としています。

関ヶ原の戦いを経て、慶長 8 年（1603）2 月、家康は征夷大將軍の地位に立ち、江戸に幕府を開くと、江戸湾からの物資輸送のために最初に開削した道三堀に日本橋を架けて、商業や町民の町割りを開始します。

引き続き五街道の整備をすすめ、江戸の地位を国大名の城下町から、天下の首府へと位置づけを明らかにします。そのような、準備をした上で、諸大名の人夫、工事費負担による江戸城の天下普請を行います。諸大名の恭順と諸藩の財政力削減の相乗効果を狙っています。

## （1）天下普請

江戸城の天下普請は数次に分けて行われました。その段階をとらえ、詳細に分ける研究者もいますが、今回の講座では、成木・小曾木石灰との関連から捉えたいと思います。

### ①その 1

- ・慶長 8 年(1603)2 月 12 日、家康、征夷大將軍の宣下をうけ、この時をもって江戸幕府の開始とされます。
- ・慶長 8 年(1603)3 月、日本橋架かる
- ・慶長 9 年(1604)6 月 1 日、徳川家康 全大名に江戸城大増築の計画を示す。  
慶長 9 年(1604)8 月、西国大名 31 家に対して江戸城の石垣用石材の運搬船と石材輸送  
2 家には木材輸送を命じている。  
石船総数 3,000 艘を造らせ、御手伝大名 32 家に対して「金子 1192 枚 5 両」を交付した。  
日比谷入り江が埋め立てられる 現在の皇居の北東一帯の本丸・二丸・三丸(以上は現在の皇居東御苑)・西丸・吹上(現在の皇居とその周辺)・北丸(北の丸公園)の範囲
- ・慶長 11 年（1606）3 月 1 日、江戸城本丸とその外郭工事が、西国に領地を持つ 34 家の大名に命じられた。慶長 11 年 9 月 23 日、二代將軍秀忠が入居する。(天守閣は未完成)
- ◎慶長 11 年（1606）11 月、幕府から、年寄衆本多佐渡守正信と大久保相模守忠隣を通じて、八王子に配属された代官頭大久保石見守長安に、江戸城普請の資材として、多摩郡三田領北小曾木村・上成木村から石灰を供出せよとの命令書が出されています。
- ・慶長 12（1607）年、本丸工事の中の天守閣建築工事が、仙台の伊達家をはじめ東北大名 10 家に命じられた。五重の天守閣を建造した。
- ・慶長 16 年(1611)、西の丸(家康の居館)の工事開始

### ②その 2

- ・慶長 18 年(1613)10 月 12 日、西国大名 34 家に対して工事の予告が出される
- ・慶長 19 年(1614)3 月 1 日、起工式  
主として外郭工事＝江戸前島を外郭の一部にとりこむ工事、工事最中の 9 月末、大坂冬の陣の動きあり、中止、34 家の大名は、そのまま大坂城攻撃に参陣
- ・慶長 19 年(1614)10 月 1 日、大阪冬の陣

- ・元和元年(1615)4月1日、大阪夏の陣 5月8日、大坂城落城、豊臣氏滅亡
- ・元和2年(1616)4月17日、家康没



- ・元和2年(1616)10月、家康の駿府詰めの家臣団を江戸に移住、神田台開拓される。駿河台と称する。
- ・元和6年(1620)4月11日、東国大名の助役により、大手門より、桜田までの石垣普請始まる。
- ・元和8年(1622)2月18日、江戸城本丸、天守閣、石垣普請始まる
- ・元和9年(1623)7月27日、秀忠、征夷大將軍を辞職、家光が三代將軍となる。
- ・寛永6年(1629)、御三家・一門・譜代・外様の諸大名68家と、三河・遠州・伊勢・播磨・備後・五畿内・近江・美濃衆という小身者まで動員されて、内郭の諸門・櫓形を構築し、同時に西丸庭園の設計に小堀遠州守政一があたり、山里庭園ができる。
- ・寛永12年(1635)、二之丸を拡張 8家
- ・寛永13年(1636)外濠天下普請、62家、西北部外郭を強化。  
牛込一市ヶ谷一四谷一赤坂一溜池にいたる堀を新開、外濠が完成。
- ・寛永16年(1639)8月14日、本丸大奥から出火、本丸焼失。再興。

◎この火災による本丸の再興は急ピッチで行われたようで、この年、青梅街道では35,000俵の石灰が運ばれています。まだ、玉川上水は着手されず、小川村は出現していませんから、最初の青梅街道を箱根ヶ崎から田無まで原野の中を中継ぎもなく運搬されたことが考えられます。この時の助馬がどのように行われたのか知りたいものです。

◎寛永17年(1640)4月、江戸城が完成します。天下普請による成木からの石灰需要は次の段階(＝市街地整備、防火)に入ります。

## (2) 大名妻子の江戸在住・参勤交代による武家地の拡大

### ①大名妻子の江戸在住

秀吉は各大名に上京を求め人質を取りました。戦国の常として家康も同様でしょうが、奇妙なことに、関ヶ原合戦の直前には、各大名達が忠誠の証としたのか、自ら江戸に妻子を送っています。

- ・慶長元年(1596)、藤堂高虎が弟を江戸に住ませた。
- ・慶長4年以後、堀秀治、浅野長政、細川忠興、前田利長、毛利輝元、鍋島直茂、伊達政宗などが人質を江戸に置いた。
- ・家康も上手で、慶長6年(1601)、伊達政宗、前田利長などに江戸に屋敷を与えた。
- ・慶長7年(1602)、細川忠興が屋敷を拝領。
- ・慶長8年(1603)、毛利輝元、相馬利胤、上杉景勝、加藤清正などが屋敷を拝領。
- ・慶長10年(1605)藤堂高虎が妻子を江戸に移住させた。

◎この頃から、「妻子常府の制」が成立したとされます。

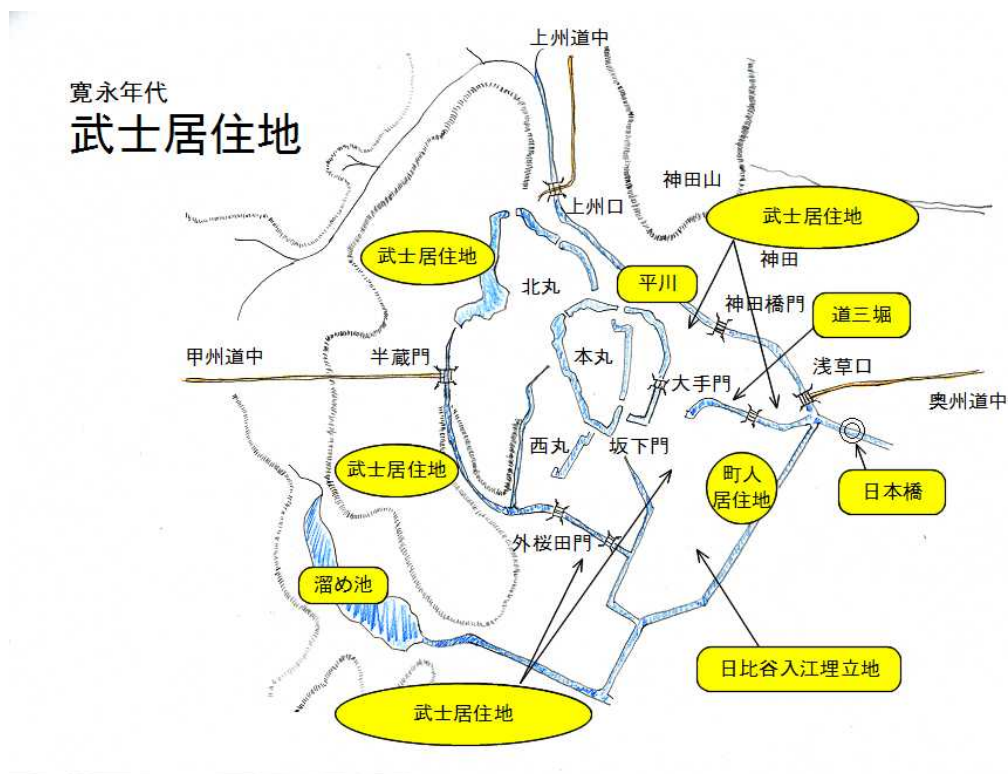
- ・寛永元年（1624）、諸大名が妻子を江戸に置く。
  - ・寛永 11 年(1634)、譜代大名が妻子を江戸に置く。
- などの経過を経て、諸大名の妻子が江戸に常住するようになりました。

## ②参勤交代

寛永 12 年 (1635 年)、3 代将軍・家光は武家諸法度を改定し、各大名に参勤交代を義務付けました。

『大名・小名、在江戸交代、相定むるところなり。毎年夏4月中参勤いたすべし。従者の員数近来はなはだ多く、且つ国郡の費、且つ人民の労なり。向後、其相応を以って之を減少すべし。但し、上洛の節は教令に任せ、公役は分限に従うこと。 寛永十二年六月二十一日』

また、寛永 19 年（1642 年）には、譜代大名に義務付けられます。こうして約 210 余の各大名が江戸に屋敷地を持つことになります。家臣団を含め広大な屋敷地を必要としました。





な堀でした。同じ頃、小名木川堀を開いて塩の運搬路を確保します。

- ・天正 18 年(1590)9 月 1 日、「本町の町割」開始、10 月中旬完了。道三堀に沿った常盤橋の東側地帯に町場を形成する計画です。

ここに、三年寄が屋敷地を拝領します。

茶屋四郎次郎（京都の貿易商人、入国前から家康と親しい 本町 2 丁目樽屋に隣接）

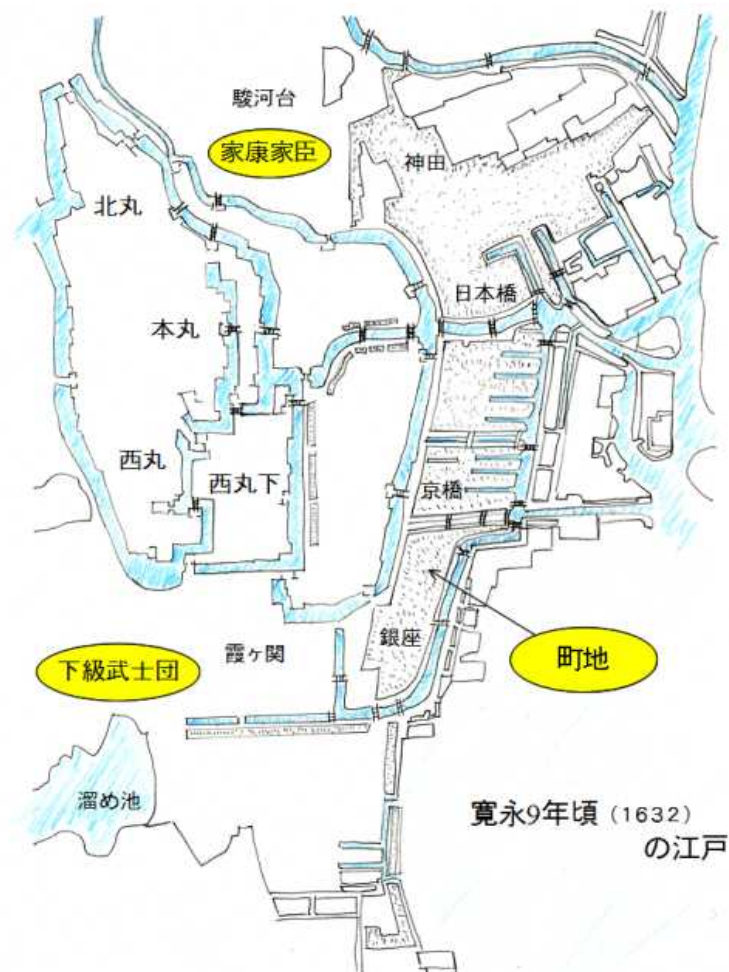
樽屋藤左衛門（家康の生母お大の父＝水野忠政の末子 本町 2 丁目）

奈良屋市右衛門（先祖が家康の三河時代にその旗下に属して以来の家臣 本町一丁目）

喜多村彦兵衛（文禄元年に町年寄に追加される 本町 3 丁目）

- ・慶長 17 (1612) 年 6 月 2 日、家康が後藤庄三郎光次に「江戸新開の地町割の事」を命ずる。（慶長記）
- ・元和 3 年 (1617)、日本橋葺屋町に傾城町の創設を許可。庄司甚右衛門が傾城町総名主に任じられ、翌年開業。2 町四方を葭原と称する。

このようにして、江戸の町割りは 1600 年代初頭に計画が立てられ、江戸城、武家地の整備に合わせて、町民の居住地が開発されてきました。入り江であった日比谷の埋め立てが終わり、一挙に江戸城の西南が市街地になりました。とりわけ、築地、八丁堀、靈巖島、日比谷、新橋、芝口、四谷、麴町、赤坂、青山方面の整備が進みました。町人地は図の通り、日本橋を始めとした神田、京橋、銀座方面の埋め立て地に造成されました。



居住した町民は、当時の城下町の基本的性格ともいえる同一職業集団・同一地の居住を構成しました。

藍染—神田紺屋町・南紺屋町・西紺屋町・北紺屋町  
 大工—元大工町・南大工町・神田横大工町・堅大工町  
 鍛冶—神田鍛冶町・南鍛冶町・桜田鍛冶町  
 左官—神田白壁町 木挽—大鋸町 畳職—畳町 鋳物—神田鍋町・横町  
 桶職—桶町 木具—桧物町 役船—小網町・芝新網町  
 道中伝馬—大伝馬町・塩町・南伝馬町・四谷伝馬町・赤坂伝馬町  
 江戸伝馬—小伝馬町 鉄砲—鉄砲町 塗師—南鞘町

地図上は整然とした町割り

## 安政3年日本橋周辺



このような経過を経て、江戸の町は整備が進みます。時代が下りますが、安政3年(1856)には、上記の図のように周囲を何らかの濠(運河)に囲まれた水運都市と云っても過言でない町ができあがりました。整然とした町割りの下に武家地と町人地は厳然と区別され、完全な住み分けが行われていました。これが、江戸の町割りの行き着いた姿です。

今回の講座は、その前の時代を扱いますが、その時代にも、広大な大名地に比べて限られた町人地の構図は変わりませんでした。町人地には、大江戸建設時特有の状況も加わって、現在では考えられない、猛烈な過密状況がありました。

### (2) 超過密→男単身世帯→九尺二間の長屋住まい

拡大を続ける江戸の町には

- ・成木で生産された石灰によって外壁を固められた五重の天守閣(色は黒)を持つ壮大な江戸城
- ・それを囲むように、森と庭園に囲まれる広大な武家地
- ・大小様々な寺社地
- ・繁盛する商店の裏に、九尺二間の棟割長屋の連なる狭小な町民地

が展開しました。その実態を紹介するため、貴重な表を引用させていただきます。

## ①いびつな江戸の人口密度

統計資料が残る享保10年(1725)の江戸の町は、武家地約70% 寺社地約8%で、町人地は7%に達しませんでした。その狭小な町人地に60万人が居住し、人口密度は1平方キロメートル68,807人という極端に高い数値を示します。

表1 江戸の住区別面積・人口および人口密度

| 区 分                     | 総 計                                          | 武家地             | 町人地            | 寺社地             | 空地・その他        | 備 考                                      |
|-------------------------|----------------------------------------------|-----------------|----------------|-----------------|---------------|------------------------------------------|
| 寛文10～13年<br>(1670～1673) | 面積km <sup>2</sup><br>(%)<br>63.42<br>(100.0) | 43.66<br>(68.9) | 6.75<br>(10.6) | 7.90<br>(12.4)  | 5.11<br>(8.1) | 『新板江戸大絵図』『新板江戸外絵図』を1/10000 現状図に復原計測したもの。 |
| 享保10年<br>(1725)         | 面積km <sup>2</sup><br>(%)<br>69.93<br>(100.0) | 46.47<br>(66.4) | 8.72<br>(12.5) | 10.74<br>(15.4) | 4.00<br>(5.7) | 『分間江戸大絵図』を1/10000 現状図に復原計測したもの。          |
|                         | 人口(人)<br>(%)<br>130万<br>(100.0)              | 65万<br>(50.0)   | 60万<br>(46.2)  | 5万<br>(3.8)     | —             |                                          |
|                         | 人口密度<br>(人/km <sup>2</sup> )<br>18,590       | 13,988          | 68,807         | 4,655           | —             |                                          |
| 明治2年<br>(1869)          | 面積km <sup>2</sup><br>(%)<br>56.36<br>(100.0) | 38.65<br>(68.6) | 8.91<br>(15.8) | 8.80<br>(15.6)  | —             | 後藤新平著『江戸の自治制』による。                        |
| 昭和40年<br>(1967)         | 面積km <sup>2</sup><br>東京都区部<br>569.51         | 中央区<br>9.65     | 豊島区<br>13.01   | 東村山市<br>16.58   | —             | 『第21回東京都統計年鑑』による。                        |
|                         | 人口(人)<br>8,893,094                           | 128,017         | 373,126        | 74,857          | —             | 同 上                                      |
|                         | 人口密度<br>(人/km <sup>2</sup> )<br>15,615       | 13,266          | 28,680         | 4,515           | —             |                                          |

内藤 昌 江戸の都市構造 筑摩書房 江戸時代図誌4 江戸1 p169

## ②男女人口比＝男所帯

男女人口比

| 江戸町人地              | 総 計       | 男 100に<br>対して女人口 | 日本全国              | 総 計        | 男 100に<br>対して女人口 |
|--------------------|-----------|------------------|-------------------|------------|------------------|
| 享保18年(1733)        | 536,380   | 57.6             | 享保17年(1732)       | 26,921,816 | 86.9             |
| 延享4年(1747)         | 513,327   | 59.0             | 寛延3年(1750)        | 25,917,830 | 87.6             |
| 寛政10年(1798)        | 492,449   | 73.9             | 寛政10年(1798)       | 25,471,033 | 90.6             |
| 天保3年(1832)         | 545,623   | 83.4             | 天保5年(1834)        | 27,063,907 | 92.6             |
| 弘化2年(1845)         | 557,698   | 90.1             | 弘化3年(1846)        | 26,907,625 | 94.2             |
| 明治2年(1869)         | 503,703   | 92.7             | 明治3年(1870)        | 32,794,987 | 96.0             |
| 東京区部人口(昭和35年度国勢調査) |           |                  | 日本全人口(昭和35年度国勢調査) |            |                  |
| 昭和35年(1960)        | 8,310,027 | 93.0             | 昭和35年(1960)       | 93,347,200 | 103.7            |

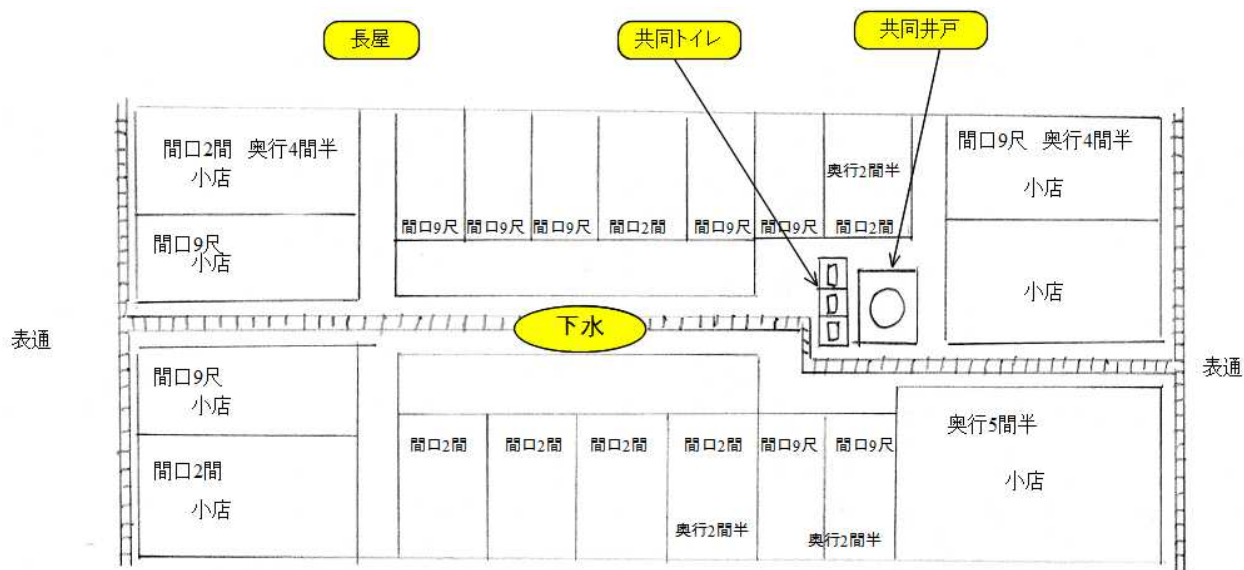
日本全国の男女比は関山直太郎著日本の人口：至文堂(昭34)による。

内藤 昌 江戸と江戸城 p139

江戸の町人の男女比は1700年代は男が60%未満で、年齢別数値がありませんので明確には出来ませんが、単身独身男性が圧倒的に多かったとされます。大江戸建設ブームに乗った地方からの出稼ぎで、村帰りの政策がとられたほどでした。そのためか、町人地に多かったのが九尺二間の棟割長屋でした。

### ③九尺二間の長屋

#### 木挽町の長屋の部屋割り例



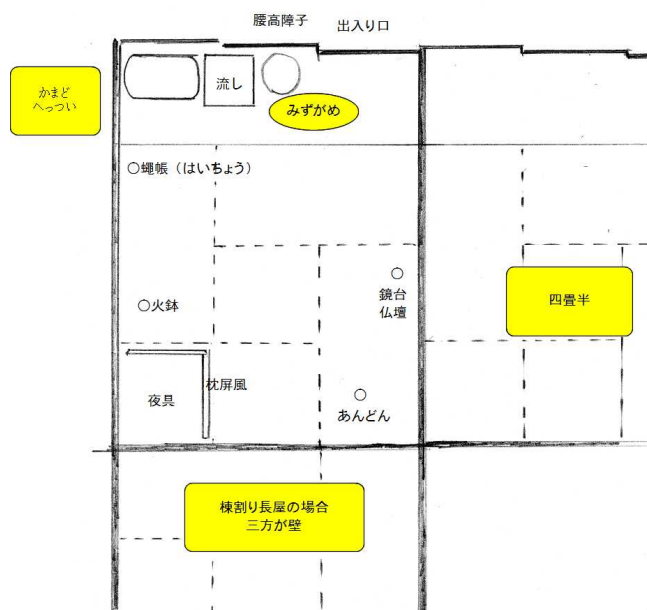
間口9尺 奥行2間半 の長屋 7軒

間口2間 奥行2間半 の長屋 6軒

下水、共同井戸、トイレなどを含め総坪数 157坪8合

これは木挽町の例ですが、他の町人地も同様とされます。その様子は、深川江戸資料館(休館中)、東京都水道歴史館に復元されています。

#### ④棟割り長屋の部屋の例



このような町に火災が多いのは当然で、明暦3年(1657)1月18日の振り袖火事では、江戸城天守閣まで焼失するほどで、以後、町人地の大通りに面した部分の防火対策として、漆喰仕上げが取り入れられ、成木・青梅石灰は第二の需要期への対応に迫られました。

江戸の町が整備され、人口が爆発的に増加する中で、20 ㍊～40 ㍊圏には、それとは逆の別次元の景観がありました。鷹狩りの場としての形状変更規制です。家康は鷹狩りの愛好家として有名ですが、慶長8年(1603)、征夷大將軍に任ぜられると

- 表面的には儀礼的行為の形式を取りながら、身分制秩序の形成を図っていました。同時に、その区域は軍事的要衝であり、江戸城を巧みに防衛する役割を果たしていました。

三代将軍家光の時代になると、江戸城周辺の鷹場を整備する形式で治安の取り締まりを強化します。家光は寛永5年（1628）鷹場法度を定めます。

- などにより、実質的に、鷹場指定区域内の治安取り締まり強化の体制づくりを進めました。こうなると、狩りをする場から、統制のための場が変わってきます。



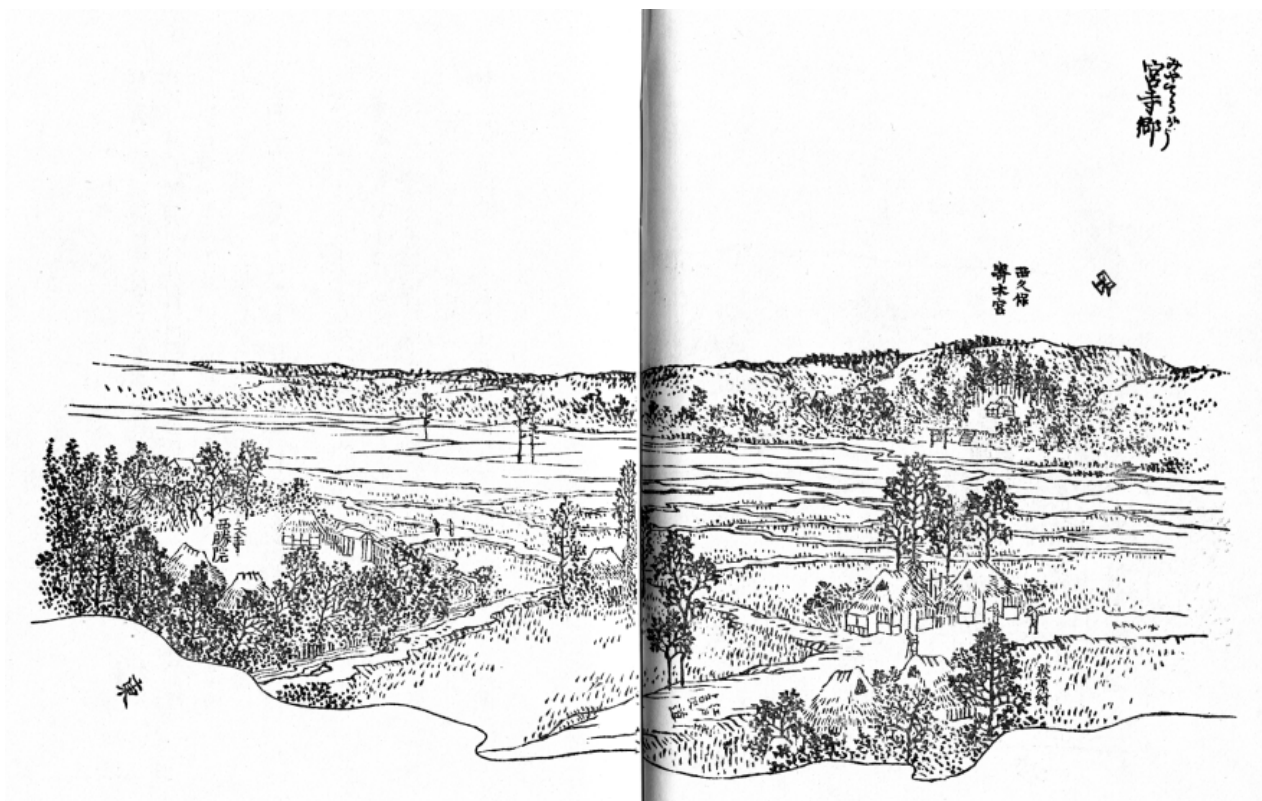
### (1) 尾張徳川家鷹場の指定

家光は鷹場の範囲をさらに広げ、寛永 10 年 (1633)、将軍家の鷹場の外周、江戸城から 10 里四方を鷹場に設定しました。そして、尾張・紀伊・水戸の御三家に与えました。

- ・尾張家 西 武蔵多摩・入間・新座郡
- ・紀伊家 北 武蔵埼玉・葛飾郡
- ・水戸家 東 下総

で、実に巧妙です。この地域は、東大和市域の村々がそうであったように、当初から家康の直属家臣が配属された地域でした。そのため、家臣の領地 (旗本領)・寺社の領地、そして幕府直轄領と細分化された三者が錯綜していました。この細分化された地域を鷹場という手法によって一元管理するものです。結果として

- ・各村々は年貢徴収や裁判については地頭や幕府の代官が行う
  - ・鷹場の支配は御三家の鷹役が行う (案山子を立てるにも許可がいるほどの厳しさ)
- という二重支配を受けることになりました。東大和市域の村々は尾張家の鷹場に指定されました。



武蔵野話 p85

清瀬、田無 (西東京市) 方面は武蔵野の原野が広がり、狭山丘陵周辺では丘陵と原野が組み合わせられ獲物の追い出しにはもってこいの地勢でした。上の画像は江戸時代末、斉藤鶴磯が書き残した狭山丘陵北麓の宮寺郷ですが、鷹狩と同時に猪狩りも行われています。

当初の地域区分は明確ではありませんが、延宝 6 年 (1678) の「御鷹場絵図」が残されており、全域では 156 か村で、10 区域に分けられていたことがわかります。参考になりますので貴重な表を引用させて頂き紹介します。

表1 延宝期と宝暦期の尾張家鷹場村と筋の比較

| 筋            | 延宝6年(1678)御鷹場絵図収録の村                                                                                                                                                 | 宝暦3年(1753)の鷹場村                                                                                                                                                                                                                                                  |                        |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 新御場          | 大久保村・上南畑村・砂原新田・をたゝき村・下南畑村・きそみ村・鶴岡新田・上宗岡村・下宗岡村・羽蔵村・上内まき村・下内まき村・大井村・内間村・勝瀬村・鶴間村・藤くほ村・竹間沢村・はりかい村・水子村・館村・中野村・引股村・せんずい村・浜崎村・田島村・尻長新田・宮戸村<br>28か村                         | 館村・引又村・中野村・水子村・竹間沢村・勝瀬村・田島村・宮戸村・針ヶ谷村・鶴間村・苗間村・溝沼村・上宗岡村・中宗岡村・下宗岡村・下難畑村・難畑新田・上難畑村・上内間木村・下内間木村・藤久保村・大井村・大久保村・浜崎村<br>24か村                                                                                                                                            | 宮ヶ原<br>繁右衛門            |
| 田無・保谷・小樽分    | 田無村・柳沢村・上保谷村・下保谷村・小樽村・橋戸村<br>6か村                                                                                                                                    | 田無村・上保谷村・下保谷村・小樽村・上白子村・新倉新田・膝折村・下片山村・原ヶ谷戸村・堀之内村・中沢村・下中沢村・野寺村・石神村・落合村・栗原村・十二天村・南沢村・前沢村・門前村・小山村・辻村・下里村・柳久保村・神山村・野中新田・小川村・小川新田・柳久保新田<br>(外ニ 下白子村・上新倉村)<br>29か村                                                                                                     | 下田<br>孫右衛門             |
| 前沢よりひさ折まで片山分 | 柳くぼ村・下里村・前沢村・小山村・南沢村・門前村・落合村・栗原村・神山村・石神村・堀ノ内村・辻村・原谷戸村・中沢村・下片山村・ひさ折村<br>16か村                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                 |                        |
| 表ヶ輪分         | 石畑村・殿谷戸村・岸村・三ツ木村・横田村・中藤村・芋くほ村・高木村・奈良橋村・後谷戸村・清水村・廻田村・野口村<br>13か村                                                                                                     | 箱根ヶ崎村・殿ヶ谷村・石畑村・岸村・三ツ木村・横田村・中藤村・芋久保村・蔵敷村・後ヶ谷村・宅部村・榎橋村・清水村・廻り田村・長谷部新田・諸岡新田・栗原新田・富士山村・二本木村・坊村・中野村・小ヶ谷戸村・谷寺村・萩原村・大盛村・梶谷村・北野村・堀之内村・林村・上新井村・水野村・堀之内村・町谷村・氷川村・堀口村・正楽寺村・大鐘村・新堀村・菩提木村・高根村・打越村・高木村・三ヶ島村・殿ヶ谷新田・宮沢新田・中里新田・河辺村<br>(外ニ 堀兼村・山口堀之内新田・山口岸岡新田・北野新田・三ヶ島新田)<br>47か村 | 村山<br>祐蔵               |
| 一本木・三ヶ島・宮寺分  | 大谷村・二本木村・屋寺村・かうしや村・堀ノ内村・三ヶ島村・北野村・林村・水野新田・堀兼村・[宮寺村・藤沢村・入そ村]<br>13か村                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                 |                        |
| 山口・焼部分       | 堀口村・新堀村・川部村・ひかハ村・堀ノ内村・打越村・岩崎村・荒畑村・正楽寺村・大金村・町屋村・ぼたい木村・内堀村・焼部村<br>14か村                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                 |                        |
| 久米川・所沢分      | 大ぬた村・久米川村・久米村・秋津村・上新井村・所沢村・下新井村・漆ノ間村・日比田村・永井新田・亀谷新田<br>11か村                                                                                                         | 下清戸村・中清戸村・上清戸村・野塩村・南秋津村・久米川村・大岱村・大沼田新田・野口村・久米村・荒畑村・岩崎村・北田新田・神谷新田・所沢村・下新井村・牛沼村・下富村・中富村・上富村・北永井村・南永井村・亀ヶ谷村・本郷村・下安松村・中安松村・上安松村・北秋津村・中里村・日比田村・城村・坂之下村・下宿村・大和田村・北野村・野火止村・菅沢村・西堀村・中野村<br>39か村                                                                         | 粕谷<br>右馬之助             |
| 清戸より郷分       | 安松村・和田村・本郷村・城村・坂の下村・中野村・野塩村・中里村・下宿村・大和田村・上清戸村・中清戸村・西堀新田・下清戸村・すが沢新田・野火留新田<br>16か村                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                 |                        |
| 青梅より扇町屋分     | 羽村・川崎村・五ノ神村・ふつさ村・駒川村・[西分村・乗願寺村・諸岡村・野神村・大門村・今寺村・七日市場村・扇町屋村・ねかふ村・ふき上村・塩船村・やの村・木の下村・目の内村・今井村・金子村・三ツ木村・谷ヶ貫村・花の木村・中神村・根岸村・小やた村・高蔵村・駒絹村・長淵村・友田村・青梅村・新町村・千ヶ瀬村・かへ村]<br>35か村 | 羽村・川崎村・五ノ神村・福生村・熊川村・立川村・郷地村・福島村・宮沢村・中神村・大神村・筑地村・田中村・上川原村・拝島村<br>15か村<br><br>下小金井村・上小金井村・関野新田・梶野新田・井口新田・大沢新田・貫井村・貫井新田・鈴木新田・南野中新田・榎戸新田・戸倉新田・平兵衛新田・弁天新田・内藤新田・芋久保新田・中藤新田・砂川村・砂川前新田・本田新田・恋久保村・国分寺村<br>22か村                                                           | 小川<br>弥五左衛門<br><br>関忠蔵 |
| 筋村外          | [長くほ村]・箱根ヶ崎村・小川村・砂川村<br>4か村                                                                                                                                         | (各筋内に組み込まれる)                                                                                                                                                                                                                                                    |                        |
| 合計           | 156か村                                                                                                                                                               | 176か村                                                                                                                                                                                                                                                           |                        |

蛭田廣一「『尾州様御定杭場所書上帳』と尾州鷹場」(『多摩のあゆみ』第50号)、「御鷹場絵図」(延宝6年 徳川林政史研究所蔵)、「小川家文書」により作成

たましん地域財団 多摩と江戸 蛭田晶子 江戸前期の鷹場と多摩 p67

注 村の配置図は東大和史市 p143 にあり

## (2) 村人達の負担

### ①鷹場法度

鷹場に指定された村々には、次に紹介するような項目が遵守するように命じられていました。全文は16項目にわたっていますが、簡略化したものを大和町史研究1 p33 から紹介します。

- 一 尾張家以外の者がここで鷹狩りをしないようにすること。そのためには、鷹狩りをするものが証拠に持っている「合札」を確かめたり、鷹を持って通行するものがある場合は、誰の鷹であるかを調べて鳥見衆まで届けること。
- 二 鷹狩りに支障をきたさないように、鷹狩りの人達が通交するときに、細道のいばら、さかもぎを取り除き、脇道に至るまで道や橋をよく修繕しておくこと。また鷹を驚かさないようにする為に、通行の時には、犬や猫をつないでおくこと。
- 三 獲物が豊富であるようにする為に、その繁殖を保護すること。また鷹の餌にする小鳥類の保護にもつとめること。その為には、たとえ農作物を荒らす害獣であろうとも鹿やむじなを追ってはならない。また鷹の餌にする小鳥を取る餌指であろうとも、うずら、ひばりを取ってはならない。餌指であろうとも御留場内できじを取ってはいけない。雁を取るわなをしかけてはいけない。飼い鳥をしてはいけない。冬田に水を入れてはいけない。鳥を追立ててはいけない。従って鉄砲を打つ者があつたら住所姓名を聞きただし急ぎ鳥見衆に報せること。大鳥は勿論小鳥に至るまで巣子を取ってはいけない。死鳥があつたら急ぎそれを持参して鳥見衆に届出ること。
- 四 村むらに預けてある合札は厳重に保管すること
- 五 鷹場御用の回状が来たら、昼夜を限らず直ちに必要のところへ届けること。

これは、延宝7年(1679)に小川新田(小平市)の名主市郎兵衛が尾張家の鷹場役入である鳥見衆および鷹場預りの下田孫右衛門に提出した請書です。請け書ですから、村人達が役人達に「相背いた場合はいかようにしてもい」旨を誓約した形をとっています。

これらの規制はさらに進んで、明和元年(1746)には

- ・大声で人を呼んではいけない。あるいは昼夜、畑で火を焚いたり、小屋をかけてはいけない
  - ・拍子木をうったり、縄で地面を打ち鳴らしてはいけない
  - ・薪取りのために籠を背負い鳥を追立ててはいけない
- などの項目が加わってきます。

寛政5年(1793)10月には、芋久保村や宅部村の名主達が

- ・いろいろな鳥が麦を荒らし、百姓が難儀している。例年の通り、縄張りし、案山子を立てたいので許可を頂きたい
- と鳥役人に願い出ています。

### ②村の負担

東大和市域の村々は上に紹介した請書、誓約書のように、日常生活、農業の上で驚くほどの制約を受けました。また、「脇道に至るまで道や橋をよく修繕」のように、労力提供が義務づけられています。この他、鷹狩りの際の人足、廻村の役人の送迎、連絡用の廻状の送達、荷物の運搬等が村負担でした。さらに、高木村の宮鍋家には、年月不明ですが

我等廻村ニ付 上下貳人 今日 其村方 昼喰之積リ相越候間 手当可給候 己上  
十一月十三日

長谷川岩蔵

高木村名主中

の文書が残されています。高木村の名主に対して、長谷川岩蔵（尾張家鷹場吟味役）が、『鷹場見廻りの為に 二人で その方の村で、昼食のつもりであるから 手当を給わりたい』との、いわば間接的な命令です。昼食を出すぐらいはあたりまえで、それに伴う接待が想定されます。

蔵敷村に寛政9年(1797)から慶応2年(1866)年までの「村入用帳」が残されていますが、尾州家の為に費した費用は次の表の通り、当初は26%を占めています。

| 蔵 敷 村 鷹 場 入 用 |               |              |          |
|---------------|---------------|--------------|----------|
| 年 次           | 村入用総額         | 尾州家御用費       | 鷹場札改費    |
| 寛政9年          | 貫 文<br>14,800 | 貫 文<br>1,500 | 文<br>300 |
| 寛政10年         | 17,900        | 1,500        | 348      |
| 寛政11年         | 12,264        | —            | 348      |
| 文化8年          | 15,400        | 696          | 400      |
| 文政1年          | 12,300        | 600          | 400      |
| 文政2年          | 14,300        | 500          | 100      |
| 文政3年          | 12,000        | 600          | 400      |
| 天保1年          | 12,000        | 800          | 400      |
| 天保2年          | 12,000        | 800          | 400      |
| 天保12年         | 19,700        | 1,600        | 400      |
| 安政1年          | 22,900        | 2,000        | 400      |
| 万延1年          | 52,908        | 7,900        | 400      |
| 慶応2年          | 172,465       | 8,500        | 400      |

文化8年(1811)の696文の内648文は「人足買上代」で、蔵敷村が人足を派遣する分を他村が代わりに実施して、その代金を蔵敷村が払っています。

万延1年(1860)の7貫900文は  
・御伝馬人足買上代2貫000文  
・御吟味役賄入用2貫300文  
・御見廻衆賄入用1貫800文  
などです。

慶応2年(1866)の8貫500文の内6貫500文は「御鷹場御役人御休泊入用」で、宿泊代を負担しています。明治維新の2年前です。

### ③鷹狩りの人足

寛永21年(1644)、尾張藩主義直が所沢・前沢(東久留米市)等で鷹狩を行いました。この鷹狩には、付家老で犬山城主の成瀬正虎(3万5,000石)をはじめ、家臣95がそれぞれ家来や中間を率いて従いました。その他に足軽23人・中間143人が供奉し、総人数は1,000人を超えたとされます。

前沢村では、80軒の百姓が宿として指定され、勢子や侍たちの荷物の運送などに51か村から1,164人の人足を出すように命令が来しました。東大和市域では、清水村・宅部村30人、後ヶ谷村・内堀村20人、高木村7人、奈良橋村20人、蔵敷村15人、芋久保村40人 合計132人(東大和市史)が徴発されました。

この時の尾張主義直は松平五郎太と呼ばれたようで、前沢村の殿舎から勝楽寺村に鷹狩をしに来た時、松を一本手植したのが、後に、五郎太の松と呼ばれ、残されていました。杉本家の代々のかがみ

に、記されています。

#### ④鷹場のその後

江戸の拡張と対比して 35 町圏の鷹場の実態を紹介しましたが、その後、鷹場は 5 代将軍綱吉の生類憐みの令によって元禄 6 年(1693)に廃止されました。そして、享保 2 年(1717)、8 代将軍吉宗によって再興され、慶応 3 年(1867)まで続きました。

厳しい規制の中で、村人達はその制限をかい潜ってたくましく自分たちの生活を切り開きます。江戸地回り経済の波に乗って、薪炭、野菜の江戸市街への売り込み＝農間稼ぎです。次回の講座のテーマとなります。

## V 玉川上水・野火止用水を横目に

——江戸の水不足解消だけ？ たくましい村人——

狭山丘陵の谷ッと丘陵の麓に生活する村人達にとって、時代的にも土地利用の上でも新しい区切りを感じたであろう出来事が起こりました。あれほど厳しく統制されていた武蔵野台地への、いとも簡単な形状変更＝玉川上水と野火止用水の開削です。

### 1 原の中に突然つくられた玉川上水

#### (1) 江戸の水不足・武蔵野開発

1650年代はじめ、事前に連絡があったのか、協力を求められたのか不明ですが、村人達は狭山丘陵の中程に立って、はるか多摩川まで続く茫漠たる原に、何やら慌ただしい動きと何組かの測量グループの活動を見たはずです。これまでの案山子を立てるにもいちいち伺いを立てなければならなかった状況とは、何か異なる、大きな力が働いていることを予感したことと思います。

家康の入府から約50年、整備が進んだ江戸市中では

- ・増加する浪人の就業問題
- ・かぶき者の取り締まり
- ・キリシタン問題
- ・相次ぐ火災への防火対策

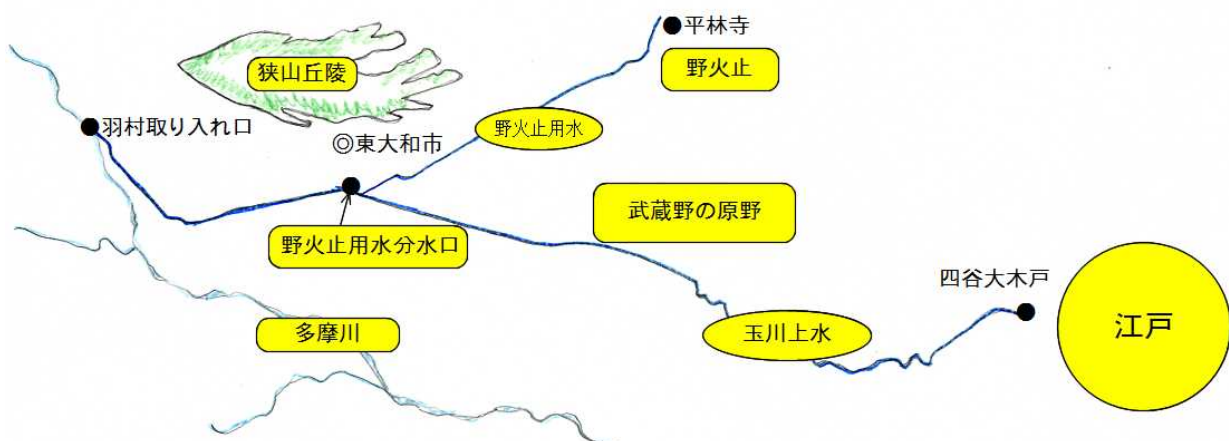
などと共に緊急の課題として「飲料水の不足問題」がありました。一方の農村では、年貢の増収策、二・三男の分家対策から、「本百姓の自立政策＝農地の新開発」が課題になっていました。江戸市中への上水供給と武蔵野の新田開発の総合的な解決が求められていました。

その課題に幕府は

- ・公金で
- ・多摩川から水を取り入れ、江戸市中まで運ぶ
- ・上水を建設する計画を立てました。

詳細は不明ですが、従前の大名の負担による天下普請から、幕府直轄事業への転換であり、大問題であったと考えています。

#### (2) フルマラソンの距離を自然流下



上水の計画はどのようにして立てられたのか不明です。現在のところ、承応元年(1652)12月25日、幕府は、庄右衛門と清右衛門兄弟の申し出を検討した結果、羽村から四谷大木戸までの上水道敷設を承認し、6,000両を支出したとされます。普請奉行である石野遠江守広道が、天明8年(1788)に稿を起し寛政3年(1791)に完成したとされる「上水記」によります。

ただし、これは庄右衛門と清右衛門兄弟の末裔の言い分で、正徳 5 年（1715）、三代目の玉川庄右衛門・清右衛門が書いた「玉川庄右衛門清右衛門之書付」をもとにしています。三代目玉川兄弟は、元文 4 年（1739）に、贈収賄の疑いで町奉行の取り調べを受けて、閉門、江戸処払い、上水役罷免の処分を受けていることもあって、何らかの理由から先祖の弁明を必要としたのではないかとされます。



工事は

まさに突貫工事でした（ただし、閏年で6月が2回あることから約8ヶ月の工事）。この間、多摩に伝わる伝承では府中と福生で水がしみ込んでしまう「失敗堀」の話が伝わります。さらに

『然る処、右御渡し遊ばされ候御入用金六千両は、高井戸までに払いつかまつり廻し、金子多少不足御座候間、この段度々申し上げ候処、堀普請出来以後水滞りなく相かかり申し候わば、末々悪敷（あしき）は遊ばされ間舗（まじく）候間、先ずこの末は手前入用を以て、虎御門前まで掘立て申すようにと仰せつけられ候間、有難く存じ奉り、手前金貳千両余、ならびに町屋敷三ヵ所金千両余に売り代り替え、右金子をもって虎御門前まで残らず掘立て申し候と、水仕掛け申し候処、十分に滞りなく参り申し候につき、御満足遊ばされ、その後親ども召出され、玉川上水御役永代仰せつけられ、すなわち兩人ともにその節二百石分金子にて下し置かれ、名字も玉川に御改め下され、刀御免遊ばされ候につき、有難く存じ奉り候(下略)』

と三代目は書き上げ、6000 両の内、4000 両は高井戸までに使い果たし、3000 両不足したので、申し出たが、「末々悪敷（あしき）は遊ばされ間舗（まじく）候間・・・」とのことで、玉川家で負担して工事を完成させたとしています。

ここで確認しておきたいのが幕府側の責任者です。当時の幕府最高責任者は老中松平伊豆守信綱で、川越領の藩主でした。信綱は玉川上水惣奉行の位置にあり、関東郡代伊奈半十郎忠治が玉川水道奉行を命ぜられました。伊奈家は川や用水の専門家で、丁度この頃、利根川の治水工事の監督をしていました。急遽、玉川上水工事の担当も引き受けさせられたのでしょう。

この体制で工事を進めますが、途中で、「水食らい土問題」などが生じ、施工上深刻な状況に立ち至ったとされます。しかし、公式記録には一切ありません。それが、「上水起元」という報告書に、

- ①日野の渡し・青柳村で取り入れを図ったが失敗した
  - ②福生地内より取り入れようとしたが失敗した
  - ③惣奉行松平伊豆守が検分した
  - ④伊豆守の家臣である安松金右衛門が三案を提案し、羽村に取入口を設けることになった
- との経過が記されています。

「上水起元」は享和3年(1803)、普請奉行佐橋長門守が千人同心小島文平(野口村の名主)の書き上げをもとに玉川上水と野火止用水の起元についてまとめたものです。安松金右衛門は主・信綱の領地である野火止に用水を引くため、ルート選定や高低測量をしていました。なんとなく、謎めいてきます。現在、「上水起元」に対して批判的な見解を示す研究者がいます。

## 2 褒美？ 織り込み済み？ 野火止用水

野火止用水は玉川上水駅の東方で玉川上水から分岐し、新座市の平林寺を経て最終的には柳瀬川から新河岸川に達していました。この間 24 ～ 25 ㍓とされます。現在は、用水の堀の中心をもって東大和市と小平市との行政区画を画していますが、開削された頃は、まだ小川村(小平市)の進出前であり、一面の原野の中に、ただ一筋の堀が彼方に細々と続く景観が想定されます。

野火止用水の通過地点である地域（現在の清瀬、東久留米市）は多摩郡、入間郡、新座郡が入り込

む複雑な郡界を形成しているばかりでなく、当時は、鷹場で、清戸（清瀬市）に鷹狩の御殿があり、規制の厳しい区域でした。さらに、「野火止」の名のようにほとんど水系を欠く、水の乏しい台地を形成していました。その地を川越領主松平信綱が拝領（正保 4 年・1647）しました。信綱は「慶安の触書」政策による自立農民育成策の推進に当たる責任者でもありました。その立場からでしょう、いち早く野火止台地の新田開発に目を付けます。

## （1）さすが知恵伊豆

そこで考えられたのが、用水による水の供給です。しかし、時の幕府の責任者ではあっても、川越藩という私藩の開発に、所管の異なる三郡にまたがり、しかも、天領・私領混在する地を分断するような水路をひくことが、そう簡単に許されるとは考えられません。

また、野火止に自然流下で水を流すには、国分寺崖線の阻害要因を越える場所＝玉川上水駅東側しか適地がありません。玉川上水がこの地点を通過しなければ、他の方法で自力で用水をひかなければ野火止には水を送れないことになります。この難題を巧みに処理したのが、信綱の懐刀・安松金右衛門であったと考えられます。

さらに難題が残ります。玉川上水は江戸市中への飲料水の給水が目的で、公費で事業化されています。その水を、どのようにして川越藩という私領に分水するかの難問です。そこでとられたのが、玉川上水を完成させた「褒美」という手段です。上水起元によれば

『御上水堀渡し事は信綱朝臣御善政多き中の三大政のひとつ也。是より御上水懸高三歩御褒美として下され候よしにて、・・・。

一 野火留用水、伊豆殿江御褒美に被下けるとて、里語に者伊豆守殿と唱へ、野火留用水共唱わけは、菩提所武州崎玉郡岩槻領平林寺村之平林寺出水の、患ある所なれば、領分続き武蔵野へ建立し、居宅引移さんと、分水口拝領あり。・・・』

として、松平伊豆守が指揮をとって完成させた玉川上水工事の恩賞として処理されました。

野火止用水も突貫工事でした。承応 3 年（1654 年）玉川上水が完成すると、その翌年の明暦元年（1655 年）には早々と野火止用水の開削に着工し、年内に完成しています。

承応 4 年（1655 年）2 月 10 日着工  
3 月 20 日完成

工期 40 日間、工事費は 3000 両、信綱が負担したとされます。野火止に自然流下で水を引くには、現玉川上水駅付近しか、その地点がありません。しかも、信綱は、野火止用水開削に先立つ 2 年前の承応 2 年（1653）、野火止を新田用地として指定、川越領内から 54 世帯を移住させています。

## （2）あまりの手際よさ

改めて経過を辿ると、玉川上水の開削について幕閣が論議したのは承応元年（1652）11 月とされ、玉川上水の開削を決定したのが承応 2 年（1653）1 月です。その本体が決定するか否かの直前に、すでに、その水を当てにして、野火止で新田開発の手だてが整っているとは、手回しがよすぎないでしょうか。

分水についても、通過する区域での多くの権利主張があったと思われますが、信綱への恩賞で処理されたところに意味がありそうです。しかし、その後、玉川上水・野火止用水とも、積極的な分水が行われ、武蔵野の原野は農地に変わりました。緊迫する江戸の水事情、放置できない幕府財政などを前提としてみれば、前向きに受け止められます。同時に、一切の記録がないことも気になります。さらに、東大和市域には一滴の分水もされませんでした。

### 3 小川村の新田開発

これまで述べた石灰輸送、青梅街道の開通、玉川上水、野火止用水の開削などは、東大和市域周辺に時代の変革とも云える変化をもたらしました。これらの状況を確認した上で、いち早く行動したのが岸村（現武蔵村山市）の小川九郎兵衛です。

#### （１）小川村の開発＝「石灰御伝馬継場」と「宿」

野火止用水が開通した翌年の明暦２年（１６５６）、小川九郎兵衛は幕府代官今井八郎左衛門に、岸村から遙かに離れた地（現小平市）に新天地を求めて、新田開発の願いを出します。当初の文書は明らかではありませんが、宝永５年（１７０８）に孫の九市が提出した文書で様子がわかります。意識すれば

『小川村の敷地は南武蔵野に属し、東西には田無から箱根ヶ崎へ、南北には府中から所沢への二本の往還の交差点をなすにもかかわらず、全くの荒野であって、往還の人馬は寒暑風雨の節、飲水にかつて至極難渋し、行倒れて死ぬ者も多かった。ことに箱根が崎、田無の往還は江戸へ石灰を運ぶ道筋であるのに、両宿の距離が遠く五里のも及ぶので、差し支えになることが多かった。・・・』

ついでに、『石灰御伝馬継』更には往還の人馬を救うために自費をもって新田を取立てたい。この願は直ちに聞き届けられ、時の老中松平信綱から西は玉川上水と野火止用水との分水口の地点から、東は田無村に至る地域を開発するようにとの命令を受けた。・・・』（郷土こだいら p 49）

とするものです。新しい「石灰御伝馬継」場と宿の設置を前面にして新田開発を願い出しました。その位置は田無から箱根ヶ崎の間で、玉川上水と野火止用水から水の供給を得られる新しい場です。この動きに対して、伝馬継の負担の重かった田無村の名主が小川新田の伝馬役参入に賛成の意を表す文書を出しています。

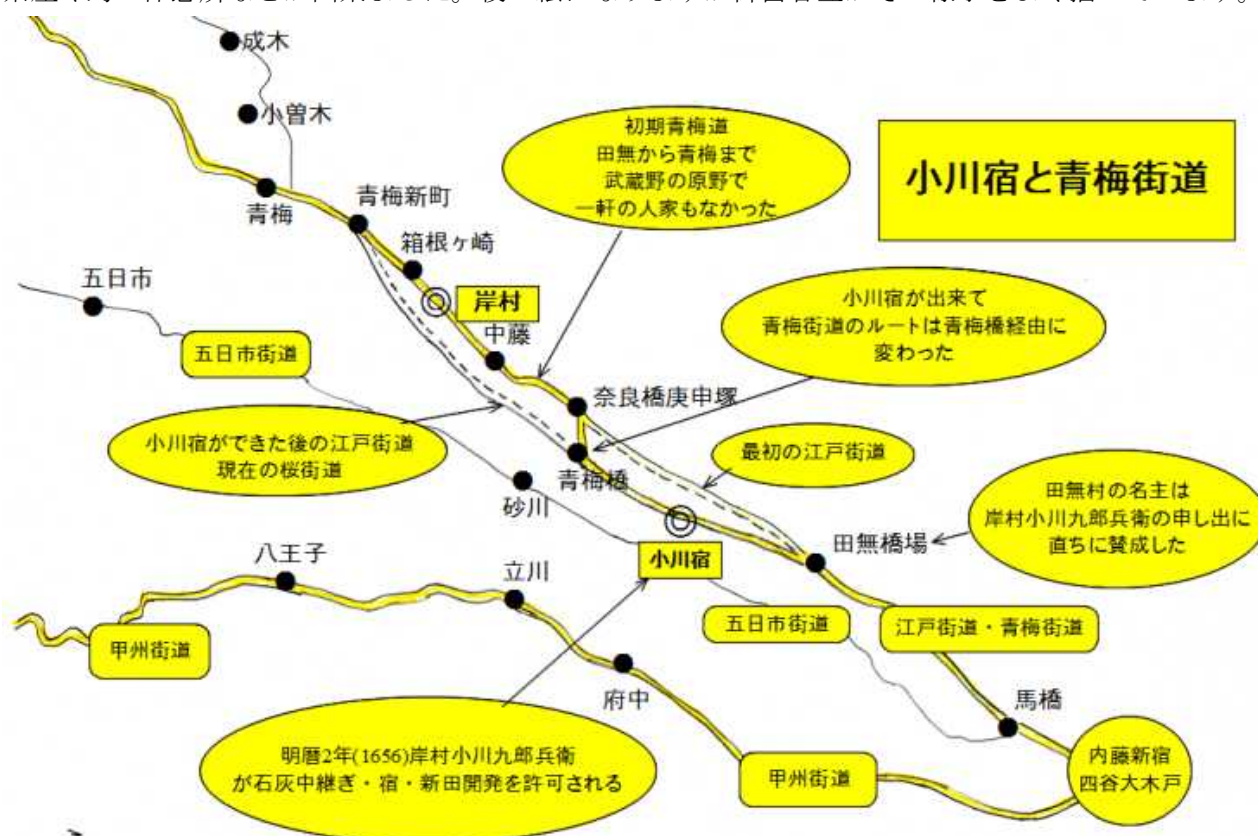
実際には、直ちに分水は得られなかったようです。27 ～ 29 尺の深さの井戸を掘っても水が出ないので、やむなく代官に願い出て、玉川上水から樋口 30 センチ四方の分水を得たとされています。

入墾者は明暦２年(1656)47名、明暦３年11名、明暦４年10名と、急速に集まっています。その後は緩やかで、享保８年(1723)には117名でした。

#### （２）青梅街道のルート変更

小川新田の出現により、新しく箱根ヶ崎と田無間に石灰継立場ができたため、石灰輸送のルートは箱根ヶ崎から小川宿を経て田無へとルートが変わりました。東大和市域内で言えば、武蔵村山市の残

堀から青梅橋に至る、現在の桜街道になります。青梅橋には野火止用水が流れ、水場の便もあって御茶屋や馬の休憩所などが出来ました。後の絵になりますが御岳菅笠がその様子をよく描いています。



### (3) 東大和市域の農民の関与・恩恵

玉川上水が開通したことで、早くから残堀川周辺に新田開発を進めていた岸村の村野三右衛門は砂川新田の開発に乗り出します。玉川上水の工事はどのように行われたのか謎ですが、村野氏、小川氏は、それぞれの新田開発を行う前に、玉川上水の工事に参加したのではないかと云われます。

村野氏は、中世の武蔵七党・村山党の流れを名乗り、「箱根ヶ崎諸旦那」の一人でした。小川氏は日奉氏の系図を持ち、後北条氏に仕え、村山の地に土着したとされます。いずれも、徳川政権以前、この地域に活躍した武士で、両者ともに帰農し、岸村で規模の大きな耕地を持つ在地土豪であったと想定されています。

東大和市域の村々にもそのような動きはあったものと思われませんが、はっきりしません。そして、次の章で紹介しますが、東大和市域の村人達は野火止用水まで積極的に新田開発を進めます。しかし、野火止用水と接しながら、とうとうと流れる水を前にして、ついに分水として利用する事ができませんでした。

## 3 一滴の恩恵がなくても新田開発

野火止用水からの恩恵が無くても、東大和市域の村人達はたくましく積極的に生活空間の拡大に努めたあとが残されています。その姿は東大和市の新田開発として、次の機会の講座で取り上げる計画

です。ここでは、関連する部分のごく概略を紹介します。

### （１）谷戸からの開発（万治）

東大和の村人達は居住地の近くの谷戸の斜面、麓の原から最初の開発を始めました。生活している場から、徐々に南の原に向けて耕地を広げる方法でした。「切添」とか「持添」と呼ばれます。

人口増、旺盛な自立を求める２・３男の土地所有意欲の発散、それは、オヤカタ百姓に従属していた農民が自立へ向けての門出でもありました。江戸の城下町も整備が進み、独特の地回り経済を発展させました。生産物が売れる可能性も出てきました。玉川・野火止用水通水と近い時期の開発に芋窪村立野の開発があります。

### 芋窪村立野、高木村街道内の開発

芋窪の旧家に「寛永６巳年改本田御検地帳写」があります。この中に、

『万治元戌年八月

立野

一、壹反三畝六歩

此取京銭貳百八十六文 夫銭・口銭共

太郎左衛門』

として、２５筆の書き出しがあります。万治元年（１６５８）８月に、立野地域を芋窪村の農民が新田開発し、２５人に、１反３畝６歩ずつ均等に配分したことが明らかになりました。小川村の開発の２年後に当たります。万治元年（１６５８）の頃の領主は地頭酒井郷蔵・極之助でした。江戸時代初期に村に来た旗本（地頭）が自分の領地を検地した記録として注目されます。

### （２）寛文期＝村の独立（蔵敷村） 延宝・享保期＝野火止まで

#### 蔵敷村

- ・寛文期（１６６１～１６７３）
- ・享保期（１７１６～１７３６）

に行われました。蔵敷村は正徳年間（１７１１～１７１６）に奈良橋村から分村して「蔵敷村」になったとされます。寛文期に行われた新田開発で２５名が本百姓に取り立てられており、この開発を契機に一村に独立したと考えられます。

享保期の開発については、内野家に「蔵敷村開発場小前絵図」（享保９年以後作成と考えられている）が残されていますが、この図から青梅橋から西方旧青梅街道（現桜街道）、野火止用水のぎりぎりまで、享保９年（１７２４）までに開発されたことが読みとれます。しかし、その中身は生産高のほとんど無い野畑であったり、林畑でありました。

#### 高木村

寛文９年（１６６９）に、奈良橋境 街道内 街道向 中原

延宝２年（１６７４）に、中南奈良橋境 堀端 中原 堀際 後ヶ谷戸境

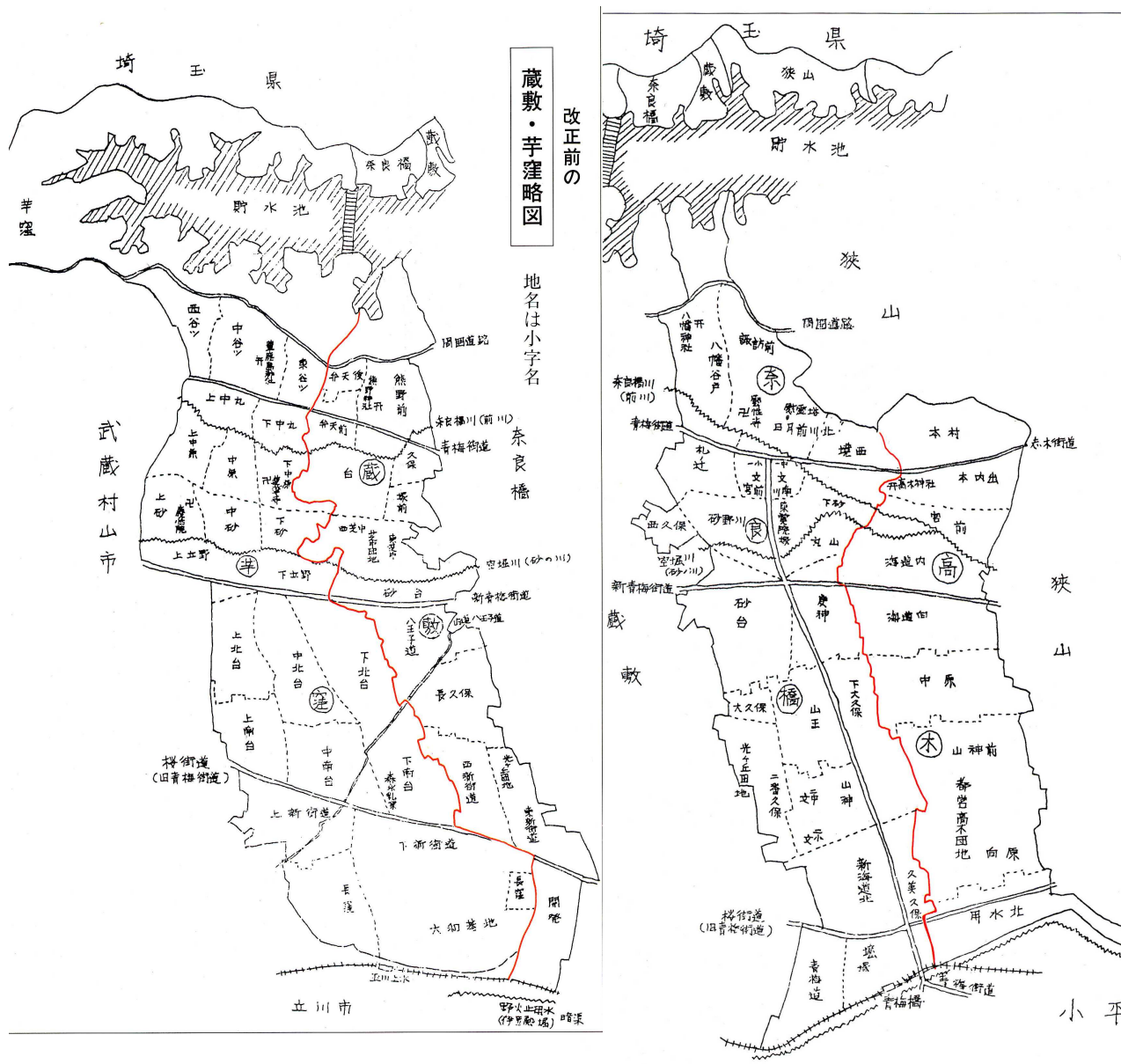
を新田開発しています。野火止用水が開鑿されて２０年後には堀際まで開墾が進んでいます。

## 後ヶ谷村

寛文9年（1669）に砂の台 江戸街道向

延宝2年（1674）に堀際 水道際

が検地帳によって開発されたと推測できます。他の村もほぼ同じ傾向を辿ります。次の頁の小字名の位置と対比下さい。



（東大和史市資料編9 道と地名と人のくらし p45）

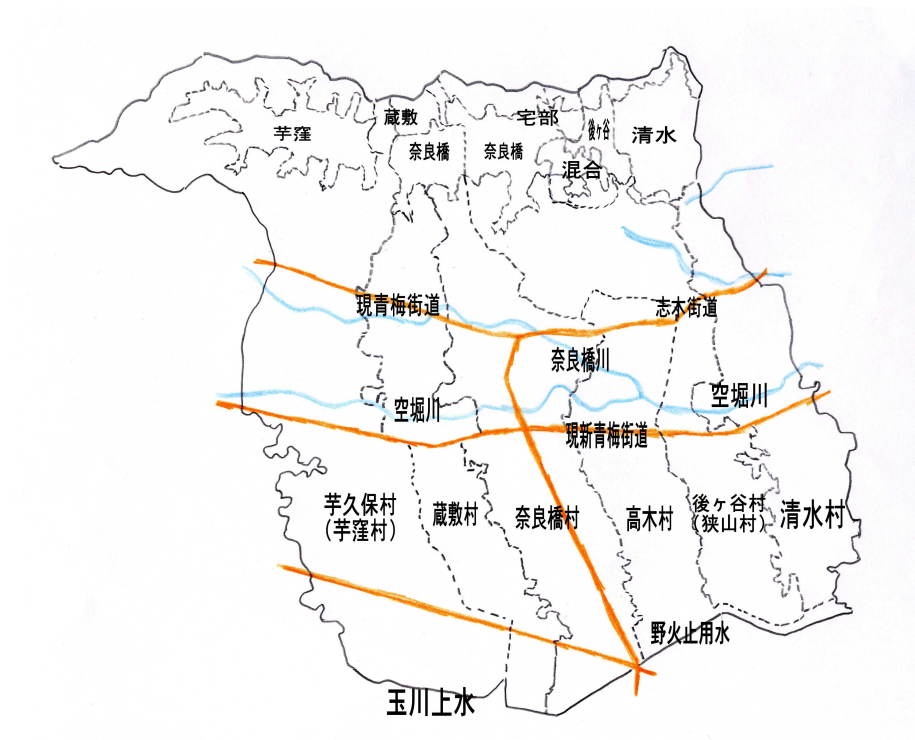
### （3）生産力の低い細長い村

絶え間ない努力の結果、東大和市域の村々は延宝期（1673～1680）には、野火止用水際まで新田として耕地を広げました。新田と云っても水田は全くなく、全てが畑でした。赤土の上に僅かに乗る黒土では生産力は低く、ほとんどが下下畑にランク付けされました。

収穫する米（陸稲を含む）は年貢に不適とされ、金納を求められました。肥料は堆肥では間に合わず干鰯や油かすを肥料商から手当てしなければならず、翌年の収穫物を担保にしたり、養蚕や薪炭の福

作業で得る僅かの現金で支払ったり、厳しい時代が続きました。

「切添」「持添」方式による開発は親村に接して、南の野火止用水まで行われたため、次ページのように縦に細長い村ができあがりました。街道にそう新田集落とは違った特徴ある景観です。



#### (4) 村の外へと進出

持添、切添方式で野火止用水堀際まで開発されると、新しい動きが出てきました。村外への新天地を求めての新田開発です。代表的な芋久保新田と高木新田について要点のみ紹介します。

##### ① 芋久保新田

享保15年(1730)、芋久保村の立野の開発が行われてから約80年後です。芋窪村の名主が、新田開発のため、玉川上水の分水を願い出た文書があります。当時の姿を伝えますので読み下して紹介します。

『恐れながら口上書を以て申し上げ候

一、此度 武蔵野御新田之内へ御上水より分水仰せつけられ候はば御新田の内窪地そのほか水乗り候平地もござ候へども軽土に候へば 水持ちこれなく 大分の田方はできかね申すべくと存じ奉り候

もつとも野中新田 砂川新田にて田壹反ほど仕付けこころみ仕り候処に本田にて水かけ候はば田四・五町も仕付くべきほどの水にてようよう申し候へば 百町歩ほどの田方もでき申すまじくと存じ奉り候

しかれども吞水下し置かれ候はば少々づつも稲仕付けたく存じ奉り候もつとも右も水湿りわたり候はば末々田方もでき仕るべくと存じ奉り候これによつて分水下し置かれ候はば当分出百姓の吞水に罷

りなり少々ずつも田方でき仕り候へば御救いとありがたく存じ奉り候

享保十五年戊十一月廿六日

芋久保 平左衛門  
中 藤 庄次郎  
砂 川 伝右衛門  
治右衛門  
谷 保 平兵衛  
関 前 忠左衛門  
境 吉之助  
関 野 勘左衛門  
梶 野 藤右衛門

岩手藤左衛門様

御役所』

広範囲にわたる地域からの申し出の中に、芋久保村の名主が玉川上水からの分水を前提に、村外に新田開発をする意志が述べられています。そして、砂川村の南、現在の立川市域に「芋久保新田」を開発しました。モノレールの通る道は「芋窪街道」と呼ばれ、新田開発に親村から通った道の名残です。

## ②高木新田

高木村では、これまで紹介してきた新田とは全く別種の「町人請負新田」と呼ばれる方式で、現在の国分寺市域内に新田開発を行いました。

上保谷村（現国立市）の矢沢藤八と円成<sup>えんじょういん</sup>院の住職大堅が発起人となり、江戸牛込の町人4人の「開発仲間」が構成されました。幕府に冥加金を治めて開発することを願い出て、上総国<sup>ぼうだぐん</sup>望陀郡万石村（木更津市）の「野中屋善左衛門」が250両を出資して、幕府に納め、享保7年(1722)に開発は認められました。この年は、江戸日本橋に新田開発奨励の高札が出された年で、早くもその動きに乗ったことがわかります。「野中新田」の名が付けられました。方式は

- ・冥加金を幕府に納める→幕府から開発地の割渡しを受ける
- ・開発地を農民や他の開発者に売り渡す→農民は土地代金を支払う

という、一種の土地売買と評されました。高木村の人々がどのようにしてこの開発に参加したのか、経緯は不明です。国分寺市高木町に高木新田の農民が祀った八幡宮と子育て地藏尊がありますが、その説明板には

『享保9年（1724）江戸町奉行大岡越前守忠相及び代官上坂安左衛門の許可を得て高木新田32町歩の開拓が始まりました。開拓者は現在の東大和市高木地区の人達が中心となり、埼玉及び奥多摩、五日市その他の農家の二男・三男が参加協力し満12ケ年を経た元文元年（1726）12月開拓が完了、検地縄入れを受けています。』

当時の高木地区はカヤとススキの生え茂った荒野で、此の開拓には想像を絶する艱難辛苦があったと云われます。台地の上で飲料水がなくヤセ地で作物の収穫は少なく、其の上、南北の厳しい季節風が吹き、医者も薬もない時代であり、余りの重労働に力尽き、途中脱落する者、病死する者、特に幼

児の死亡者が多かった。それには開拓の熱意に燃える青壮年もホトホト困り果て、遂に享保16年（1731）9月、現在地に八幡宮を鎮守としてお祀りし、続けて元文4年（1739）子育て地蔵尊を建立し・・・』

と記しています。その他、平兵衛新田、中藤新田、戸倉新田などがあります。

（5）早くも単婚家族へ

今回の講座が対象とする江戸時代の初め、東大和市域の村々の家族はどのような姿であったのでしょうか。それは残念ながら資料で追うことが出来ません。1700年代に入って、宝永4年(1707)、後ヶ谷村の宗門人別帳が残され、当時の家族の様子を見ることが出来ます。

| 世帯数  | 合計   | 男   | 女    |
|------|------|-----|------|
| 40世帯 | 102人 | 97人 | 199人 |

8つの5人組、40世帯199人の名寄せがあります。但し、年齢階層別に見ると5才未満児が記録されていません。そのことを加えて考える必要があります。

| 世帯の区分      | 世帯数 |
|------------|-----|
| 3世帯同居 5人以上 | 1世帯 |
| 2世帯同居 5人以上 | 16  |
| 2世帯同居 4人以下 | 6   |
| 単婚 5人以上    | 7   |
| 単婚 4人以下    | 10  |
| 合計         | 40  |

夫婦・子供世帯の単婚世帯17に比べて同居世帯が23と多いようですが、いずれも直系家族の同居で、最近まで普通に見られた姿です。  
江戸時代の初めには、伯叔父母や甥、姪などの数夫婦が同居する一族一家族の数夫婦が同居する形態があったとされますが、1700年代の東大和市域の場合、そのような姿は見られません。

|     | 宝永4年 | 享保14年 | 天明2年 | 寛政6年 | 天保12年 | 明治5年 |
|-----|------|-------|------|------|-------|------|
| 10人 |      |       |      |      | 1     | 2    |
| 9   |      |       |      |      | 2     | 3    |
| 8   | 1    |       | 1    | 1    | 4     | 7    |
| 7   | 2    | 2     | 2    | 1    | 6     | 7    |
| 6   | 7    | 3     | 3    | 6    | 9     | 9    |
| 5   | 12   | 6     | 12   | 9    | 8     | 7    |
| 4   | 8    | 13    | 13   | 9    | 4     | 8    |
| 3   | 8    | 17    | 6    | 7    | 2     | 2    |
| 2   | 2    | 2     | 3    | 5    | 3     |      |
| 1   |      |       | 5    | 7    | 6     |      |
| 計   | 40   | 41    | 45   | 45   | 45    | 45   |

左の表は宝永4年(1707)から明治までの世帯の人数と世帯数を追ったものです。  
宝永から寛政までは世帯人数は3人から6人が多く、天保以降5人から8人へと中心が動いています。  
天明から天保にかけて1人家族が現れますが、まだ原因を分析しきっていません。

世帯数は宝永4年(1707)から享保14年(1729)の間に1世帯増、その後、天明2年(1782)の間に4世帯増で、あとは明治まで変化がありません。この間の二三男はどのように自立したのか考えどころです。宝永期以降流出人口が毎年10人程度あり、村外への転出も考えられます。

宝永4年(1707)には、「譜代」と記された男が3人、2軒の家族にありました。24、39、54才でした。「一生涯を通じて主人に対して労働力を提供する者」とされており、中性的な奉公形態が残されたものと考えられています。

## (6) 谷ツの家、原の家

これらの家族はどのような家に住んだのでしょうか？江戸初期の住宅については東大和市域内では見ることが出来ません。幸い、1700年代末から1800年代初頭にかけて造られたと推定される宮鍋家が解体修理されて武蔵村山市内に里山民家として移築保存されています。新田開発の際の住居は小平市の小平ふるさと村に復元されています。

### ①狭山丘陵の谷ツの家

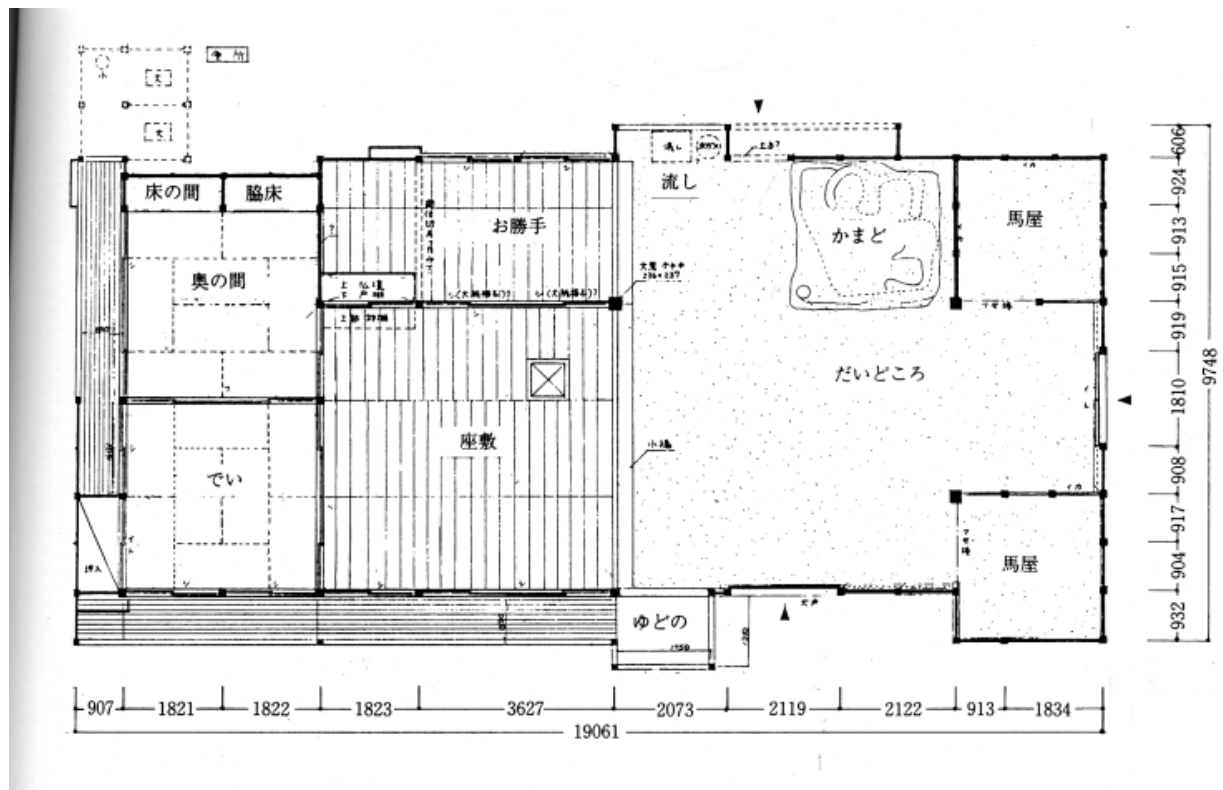


宮鍋家は江戸中期、村の指導者的立場にあり、一般の農家とは異なった部分もありますが、江戸時代農家建築物として注目されます。土間の台所が大きく、馬屋を二箇所持っていました。馬は農作業というよりは農間稼ぎに江戸市中との往来に役立てられたものと思われます。

ゆどののは武蔵野特有の形式で、入り口左側にあり、「カヤ（茅）湯」の言葉が伝わるように、座敷は農作業に、後には養蚕業に便利のように板葺きで大間がとられていました。

お勝手と馬屋の上部が当初から二階造りで男集や女衆の生活の場となっていたことが推定されてい

ます。



(旧宮鍋作造家住宅解体調査報告書 p31)

## ②新田開発の家(小川村)

新田開発当時の農民の家は小平市ふるさと村に復元されています。





## 開拓当初の復元住居

小平市はこの建物について、次のように説明をしています。

『この建物は、江戸時代初期に小川村を開拓した農家の住まいであり、小川家に残る古文書に基づいて推定復元したものです。この古文書は、小川村の開発名主であった小川家が、代官所にさし出した開発の請書の写しで、一種の建築届と思われ、明暦年間(1655 ～ 57)頃のもものと推定されています(『小平町誌』より)。

そこには材料や工法について「柱は栗の丸太を掘立てにし、床は竹のスノコか靱穀、わらくずを地面に敷きつめ、蓆を敷いたもので、壁は茅か麦わらでかこっただけ」とあり、二人宅、四人宅、六人宅の各建物の規模についても書かれています。この建物は、このうち規模の最も小さな二人宅を復元したものです。』

## 終わりに 次への発展

天正 18 年(1590)、家康の江戸入府から、青梅街道の開通、鷹場指定、玉川・野火止用水の開削・・・・など東大和市域の村々に大きな変革を迫った外的要件がありました。東大和市域の村人達はそれを巧みに乗り越えて、新田開発を行い、厳しい中、現在の市域の原初形態を形成しました。

これらの村は 18 世紀に入ると江戸地回り経済という特殊な貨幣経済に巻き込まれ、名実共に江戸周辺の近世の村へと脱皮して行きます。

新田開発、年貢、村の仕組み、飢饉、相互扶助体制、打ち壊し、・・・などなど、18 世紀の歴史が継続して学習の場に姿を現します。次の機会にその問題に一緒に迫りたいものです。